

# 建設経済常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	道路施設等の維持管理に係る包括的民間委託について	道水路整備課
2	小田原市水道事業経営戦略の改定について	経営総務課
3	小田原市下水道事業経営戦略の改定について	
4	高田浄水場再整備事業等における水需要の見直しについて	水道整備課
5	小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について	下水道整備課

令和8年1月26日

## 道路施設等の維持管理に係る包括的民間委託について

### 1 概要

道路施設等の適切な維持管理を行うためには、更なる業務の効率化が必要となっていることから、令和6年度（2024年度）に実施した包括的民間委託に係る導入可能性調査の結果を踏まえ、市内事業者等への市場調査を実施しながら、本市の実情に適した包括的民間委託の内容や試行的業務の実施に係る検討を進めている。

### 2 令和7年度（2025年度）の主な取組

実施時期	内 容
令和7年 6月5日	道路施設等の維持管理に係る第2回意見交換会【参考資料1-1】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ これまでの検討状況について</li> <li>➤ 試行的業務の素案について</li> </ul> ・場 所：小田原市川東タウンセンターマロニエ2階 集会室202 ・出席者：市内の土木建設事業者等 25社（30名）
6月中旬	事業者向けアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 試行的業務への参画の意向について</li> <li>➤ 試行的業務の素案について</li> </ul> ・対象者数：第2回意見交換会の参加事業者 25社 ・回答者数：13社（回答率約52%）
7月14日 ～29日	サウンディング調査（個別ヒアリング） ・参加事業者数：12社
11月21日	道路施設等の維持管理に係る第3回意見交換会【参考資料1-2】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市場調査の結果について</li> <li>➤ 試行的業務の素案について（市場調査の結果を反映）</li> </ul> ・場 所：小田原市川東タウンセンターマロニエ2階 集会室202 ・出席者：市内の土木建設事業者等 14社（18名）

### 3 市場調査の結果について

#### (1) 試行的業務の素案（概要）

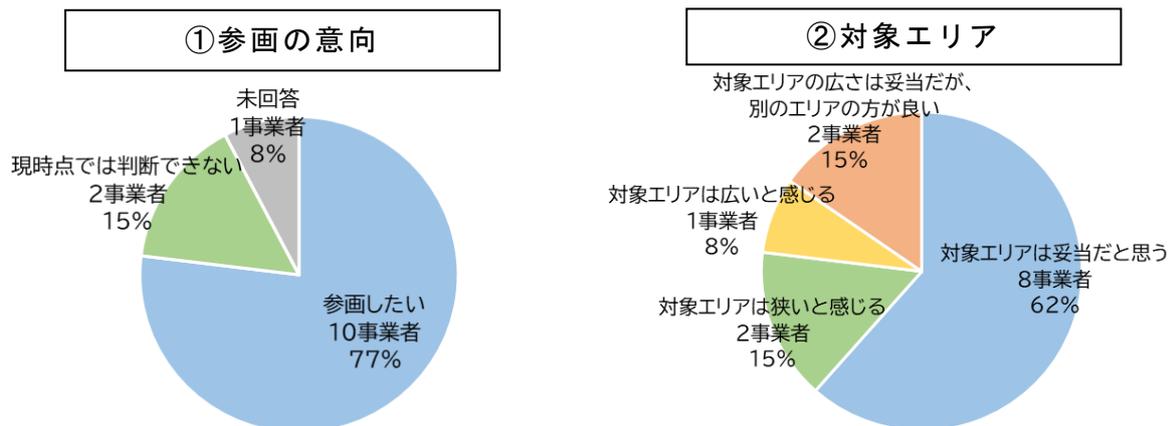
令和6年度に実施した導入可能性調査の結果を踏まえ、対象エリアや業務内容を限定した試行的業務の素案を作成し、市場調査を通じて、民間事業者と意見交換を重ねながら、事業内容を検討している。

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設（舗装、側溝、道路付属物など）</li> <li>・河川・水路施設（河川や水路の護岸、河床など）</li> </ul>
対象エリア	栄町・本町地区及び栢山・曾比地区 合計約 500ha (市域面積の4%程度)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括監理業務 業務全体のマネジメントや市との連絡調整に関する業務</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民対応業務 市民からの通報の受付等に関する業務</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設維持管理業務 道路の補修や草刈りなど施設の維持管理に関する業務 (性能規定を導入する)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応業務 災害時等の初動対応に関する業務</li> </ul>
業務期間	2年間
実施体制	市内事業者だけで対応可能な事業内容

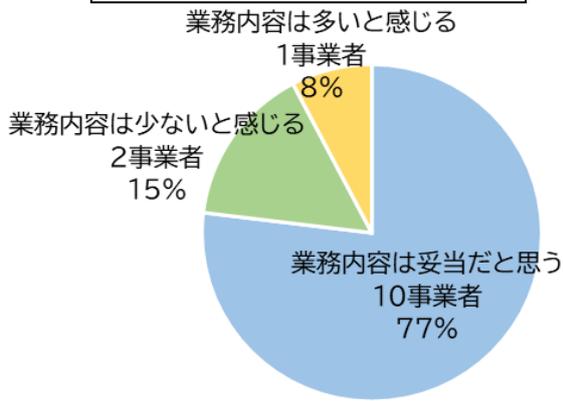
#### (2) アンケート調査の主な項目とその結果

対象者数：第2回意見交換会の参加事業者 25社

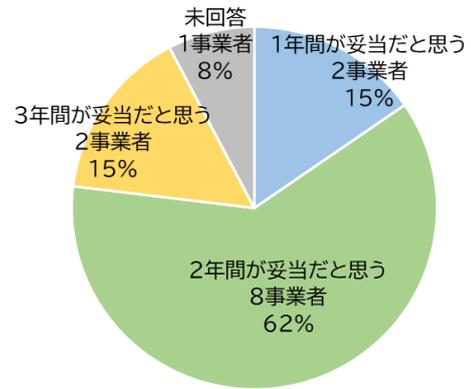
回答数：13社（回答率約52%）



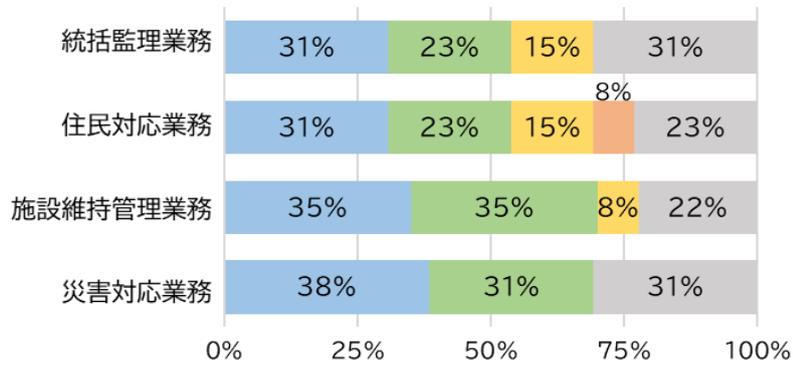
### ③ 業務内容



### ④ 業務期間



### ⑤ 実施体制



- 自社で対応可能
- 市内事業者で構成される共同企業体(JV)を編成すれば対応可能
- コンサルタントなど市外の事業者を含めた共同企業体(JV)を編成すれば対応可能
- 対応不可
- 未回答

### (3) サウンディング調査（個別ヒアリング）における主な意見

参加事業者数：12社

① 参画の意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年の業務量確保により、経営の安定化が期待できる。</li> <li>・ 地元事業者の創意工夫が発揮され、これまで以上に地域密着型となり、地元に貢献することができる。</li> </ul>
② 対象エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広さは試行的業務として妥当だと思う。</li> </ul>
③ 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民対応業務は、業務量や対応内容の想定が難しいため、どのような準備や体制構築が必要なのか判断が難しい。</li> <li>・ 施設維持管理業務は、すでに市が民間事業者が発注しているものであり、対象業務として妥当と考える。</li> <li>・ 施設維持管理業務の内容によっては、性能規定だと補修等実施の判断が難しい場合があると思う。</li> <li>・ 災害対応業務は、災害応急復旧工事等に関する業務協定に基づく対応とのすみ分けを整理する必要がある。</li> </ul>
④ 業務期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務期間は、1年だと業務内容や地域特性の把握で終わってしまうため、まずは2年程度が妥当と考える。</li> </ul>
⑤ 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量にもよるが、統括監理業務や住民対応業務は、市内事業者だけだと対応が難しい可能性があるため、市外事業者を含めたJVも視野に入れるべきである。</li> </ul>

### (4) 市場調査を踏まえた第3回意見交換会における試行的業務の変更点

- ・ 施設維持管理業務は、内容に応じて性能規定と仕様規定を検討する。
- ・ 市内事業者で対応可能な事業内容とすることを基本としながら、業務内容や規模に応じて、市外事業者を含めたJVも可能とする。

## 4 今後のスケジュール案

時期	内容
令和8年度	試行的業務に係る準備作業（発注支援業務の実施） 試行的業務に係る意見交換会等
令和9年度以降	試行的業務の実施

道路施設等の維持管理に係る  
第2回意見交換会

令和7年6月5日（木）14：00～  
小田原市建設部道水路整備課

本日の予定

- ・ 包括的民間委託導入に向けた検討状況について  
（小田原市より）
- ・ 質疑・意見交換等
- ・ その他

	包括的民間委託とは？	ページ
1	1-1 包括的民間委託の概要	4～6
	導入可能性調査の結果	
	2-1 本市が包括的民間委託導入に取り組む理由	8～12
	2-2 事業者アンケートの結果	13～15
2	2-3 サウンディング調査（個別ヒアリング）における主なご意見	16～17
	2-4 包括的民間委託の導入効果	20
	2-5 事業者意見を踏まえた包括的民間委託の方向性	19
	2-6 包括的民間委託の段階的な拡大のイメージ	20～21
	試行的業務の事業内容（案）	
	3-1 試行的業務に関する基本的な考え方	23
	3-2 対象施設	24
3	3-3 対象業務と対象エリア	25～27
	3-4 各業務の想定業務量	28
	3-5 要望受付から対応実施までの流れ	29
	3-6 試行的業務における実施体制・要件	30
	3-7 包括的民間委託導入のスケジュール（素案）	31

## 1. 包括的民間委託とは？

## 1-1 包括的民間委託の概要

4

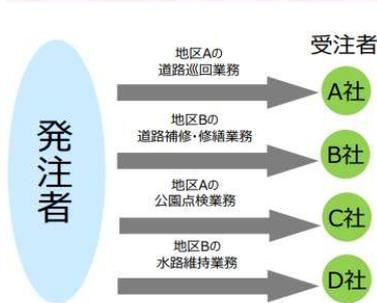
### ● 包括的民間委託とは？

包括的民間委託とは、受注者が創意工夫やノウハウを発揮することで効率的・効果的に実務を実践できるよう、**複数の施設や業務を包括的に委託**すること。

#### <包括化のイメージ>

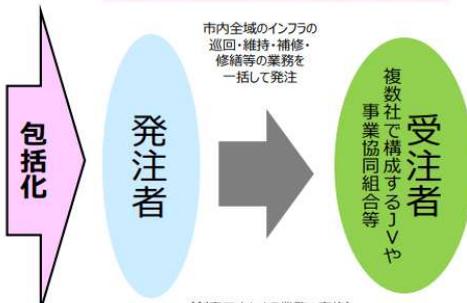
##### 【従来の発注方式例】

個別のインフラ施設について地区・業務ごとに業務を発注し、それぞれの業務を個別の業者が受注



##### 【包括的民間委託の発注方式例】

複数の業務やエリア、分野を包括化し、一つの業務でまとめて発注し、JV等が受注



(創意工夫による業務の実施)

インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き  
(令和5年3月国土交通省) より一部抜粋

## 1-1 包括的民間委託の概要

5

### 包括的民間委託導入の主なメリット

#### 1 補修等対応の迅速化

- 対象施設の補修業者をあらかじめ決めておくことで、業者選定に係る時間を短縮することができる。さらに、住民対応業務を包括化した場合、不具合の確認～補修等実施まで受注者が一連で対応するため、補修等の対応が大幅に迅速となる。

#### 2 予防保全型維持管理への転換によるライフサイクルコストの縮減

- 市の業務は、日常的な維持管理から予防保全に係るものに転換できることや、性能規定の導入により、施設の損傷や住民からの苦情が発生する前に対処することで予防保全型維持管理への転換が進む。
- さらに、予防保全型維持管理により、大規模な損傷や修繕が発生する前に対処することでライフサイクルコストを縮減することができる。

#### 3 民間事業者の経営安定 民間の創意工夫や新技術の活用

- 複数年である程度まとめた業務を委託することで、経営の見通しが立てられるため、計画的な雇用や資機材の確保が可能となる。
- 性能規定の導入により、事業者の裁量が増え、民間の創意工夫や新技術の活用などがこれまで以上に期待できる。

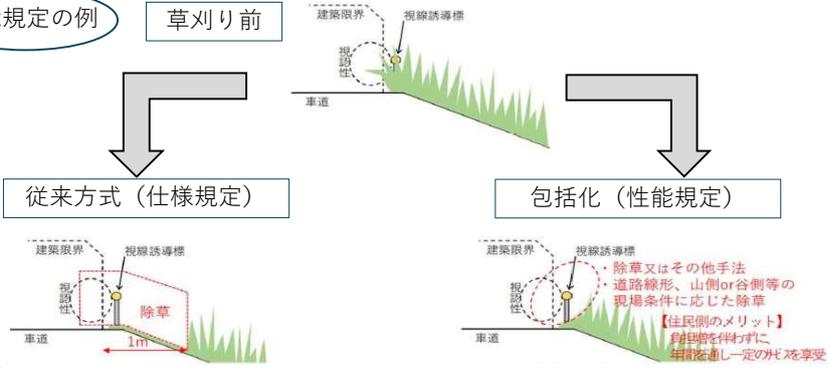
#### 4 契約事務の効率化等による市職員の負担軽減

- 複数業務をまとめることによる契約事務の効率化や一部業務の委託化により、市職員の負担が軽減し、政策的業務や予防保全に係る業務に集中することができる。

「性能規定」は、発注者が定める性能（管理水準）に基づき、当該水準を満たす形で民間事業者が自らのノウハウを活用しながら業務を実施する方式。

性能規定の例

草刈り前



契約内容

- ・ 契約期間：令和7年5月1日～31日
- ・ 業務内容：草刈り業務
- ・ 業務量：L=30m W=1m

インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き  
(令和5年3月国土交通省) より一部抜粋

契約内容

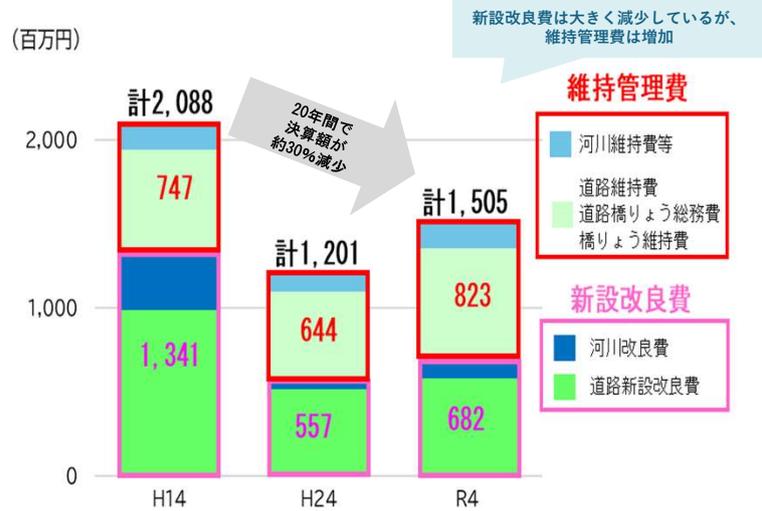
- ・ 契約期間：令和7年4月1日  
～令和8年3月31日
- ・ 業務内容：草刈り業務
- ・ 性能規定：車道に草が出ないように  
草刈りを実施すること

## 2. 導入可能性調査の結果

2-1 本市の道路施設等を取り巻く現状と課題

8

1 道路、河川等の**施設の老朽化**の進行による維持管理費の負担増



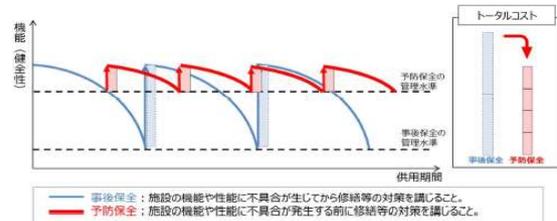
2-1 本市の道路施設等を取り巻く現状と課題

9

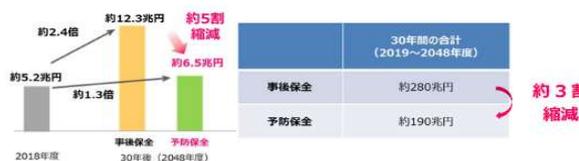
2 従来の事後保全から**予防保全への転換が必要**

図表 3-6 将来の維持管理・更新費の推計結果

【事後保全と予防保全のサイクル（イメージ）】

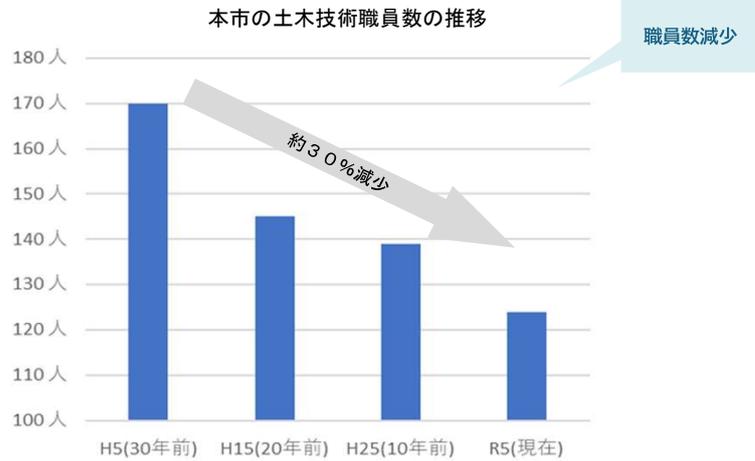


30年後（2048年度）の見直し



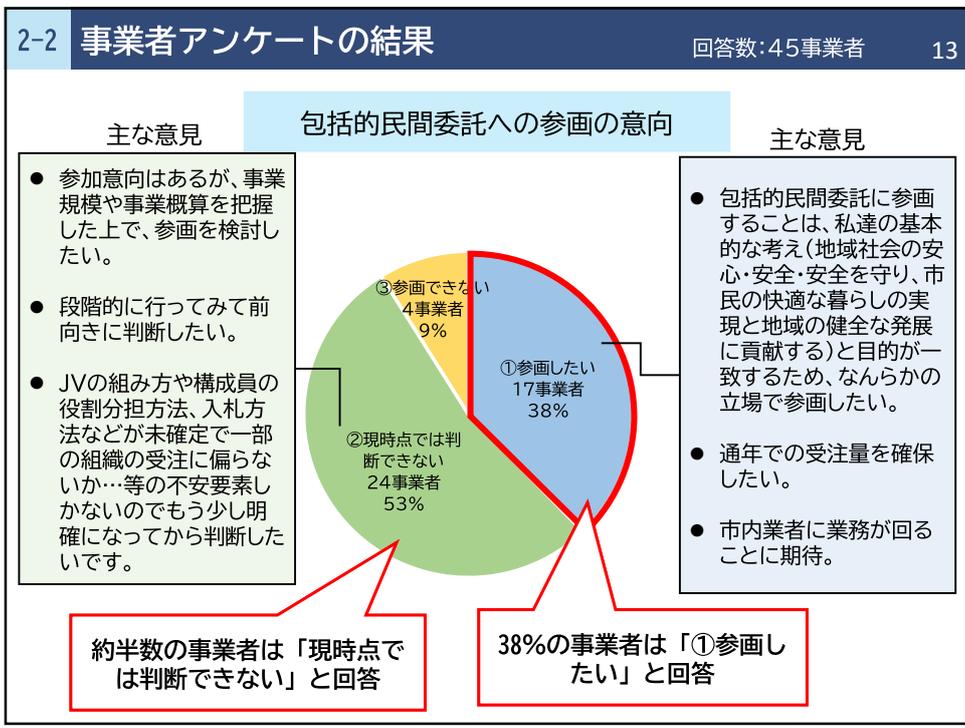
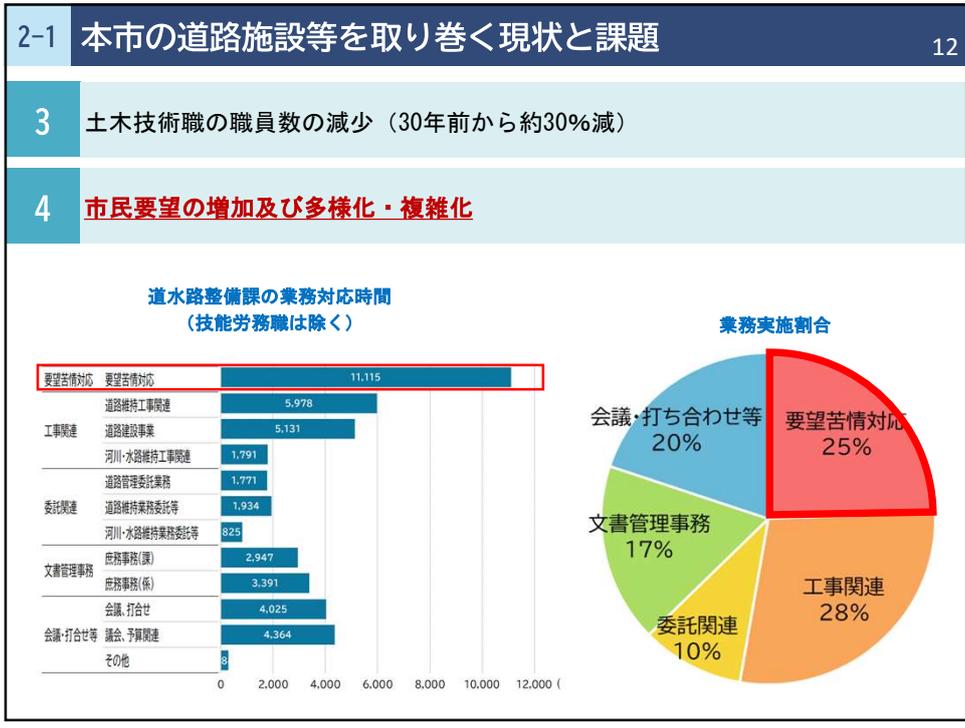
インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き（令和5年3月国土交通省）より一部抜粋

3 土木技術職の職員数の減少（30年前から約30%減）

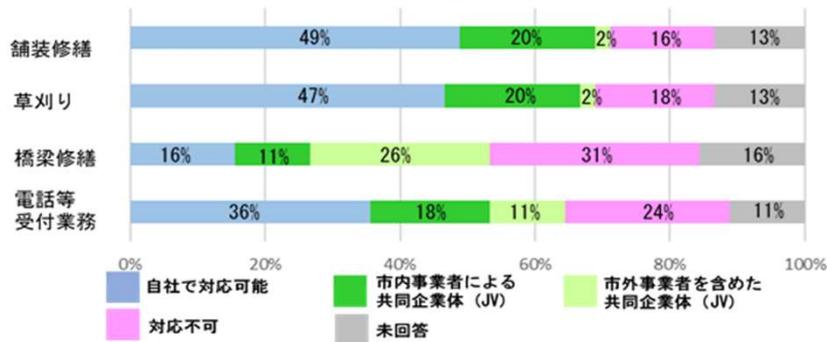


4 市民要望の増加及び多様化・複雑化





## 受注体制としてどのような形であれば参画できるか



## 主な意見

- 市内事業者だけでは対応できない、専門的な業務が含まれる可能性もあると思う。
- 事業の規模が大きくなると、1社で対応するのが難しくなる。
- DX技術の活用を積極的に進めていくには市内業者だけでは難しいと思う。

## 【事業者アンケートにおける主なご意見】

## 包括的民間委託に期待していること

- 市内の土木建設業の**活性化**。
- 受注者が**随時工事を実施できることに期待**している。
- 地域経済の好循環。**閑散期の受注機会**の増加。
- **安定的な仕事量の確保**。

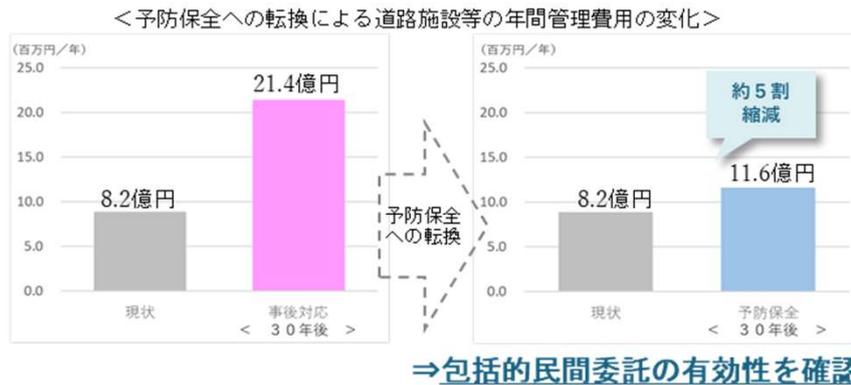
## 包括的民間委託について不安や心配に感じる事

- 公共事業が特定の業者に偏り、**公平性が全く保たれなくなる**。
- 小田原市の工事なので、**小田原市内の業者で行いたい**。
- 直接、道路管理者から指名見積り合わせが減り**売り上げ減少になりかねない**。

2-3	<b>サウンディング調査（個別ヒアリング） における主なご意見</b>	参加事業者：18事業者	16
<b>①維持管理手法について</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的民間委託の導入により、<b>市職員の人手不足解消</b>や、民間企業のノウハウ活用による<b>市民サービスの向上</b>が図られると考える。</li> </ul>			
<b>②契約期間や業務内容について</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的民間委託において、事業者が業務を経験しながらノウハウを発揮していくことを考えると、<b>契約期間は複数年が望ましい。</b></li> <li>・ 業務内容によって適正な契約期間を設定する必要がある。</li> <li>・ できるだけ<b>市内事業者だけで対応できる委託業務</b>にしてほしい。</li> <li>・ 住民対応（電話等受付業務）や複数の業者を統括する業務は市内事業者では対応が難しい。</li> <li>・ 区画線工事などの<b>専門分野は従来方式が良い。</b></li> </ul>			

2-3	<b>サウンディング調査（個別ヒアリング） における主なご意見</b>	参加事業者：18事業者	17
<b>③試行的業務について</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは試行的業務を実施しながら、<b>小田原市に適した形を見定めていくのが良い</b>と思う。</li> <li>・ 試行的業務でも、<b>事業規模が小さいと事業者側のメリットが少ない。</b></li> </ul>			
<b>④その他</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の公共工事は落札できる保障がなかったが、包括的民間委託が導入されることで、<b>閑散期にも市の業務を実施できることを期待</b>している。</li> <li>・ 多くの業務が包括的民間委託の対象になってしまうと、<b>受注機会が減ってしまう不安</b>がある。</li> </ul>			

包括的民間委託の導入により、従来の事後対応から、施設に不具合が生じる前に対策を行う予防保全への転換が進む。これにより、30年後には年間の管理費用が約5割縮減できることを試算した。



※インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き  
(令和5年3月 国土交通省) を基に試算

### 導入の 効果

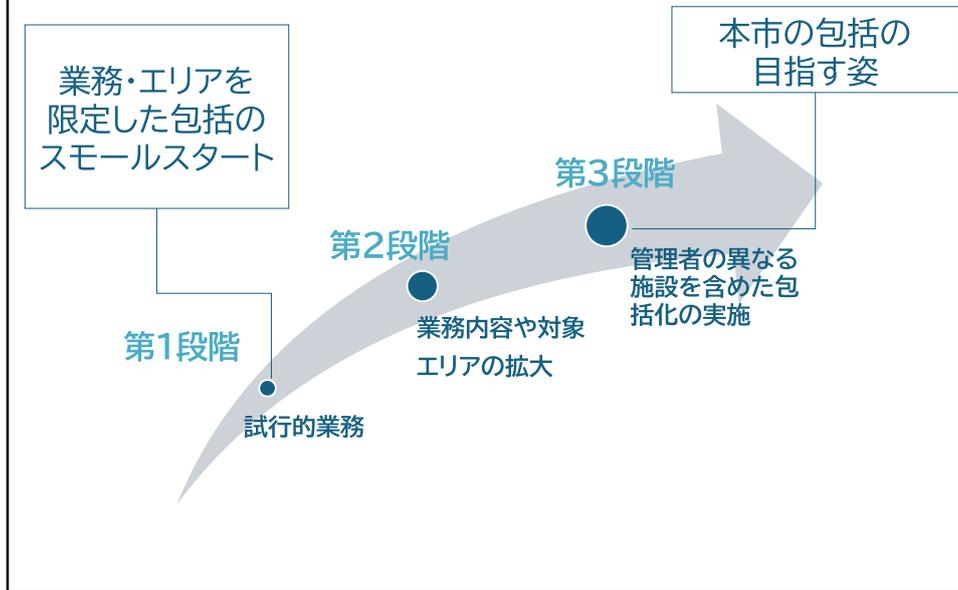
- 増加していく要望に対応し、限られた職員体制で市民サービスを維持していくためには、更なる業務の効率化に向けた取組が必要であり、包括的民間委託は有効な手段と考えられる。

### 検討の 進め方

- 業務ごとの体制について、自社で対応可能とする事業者、業務内容に応じてJV等の体制を構築することで対応可能とする事業者、専門の業務以外は対応不可とする事業者がいることを踏まえ、更なる業務内容等の検討を進めていく。
- 持続可能な地域社会の仕組みづくりを目指し、まずは市内事業者だけで対応できる業務内容を検討する

### 今後の 予定

- 包括的民間委託に係る市と事業者との相互理解を更に深めるため、令和7年度(2025年度)も丁寧に意見交換等を重ねながら、試行的業務に向けた準備作業を進めていく。



	第1段階(試行段階)	第2段階(本格導入段階)	第3段階(包括発展段階)
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 包括的民間委託の試行的業務を実施し、新たな施設管理の体制構築を目指す。</li> <li>◆ 市内事業者と行政のそれぞれのノウハウを共有し、両者の技術力向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 業務範囲や契約内容を見直しながら、対象エリアを拡大し包括的民間委託の更なる効果の発揮を目指す。</li> <li>◆ ICT道路維持管理を導入し、さらなる業務の効率化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路や水路等の施設以外も包括的民間委託に含めることで、更なる業務の効率化と、庁内の連携強化・多能工職員の育成を目指す。</li> </ul>
委託方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 業務内容によりエリアや路線を限定する。</li> <li>◆ 業務の一部で性能規定を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 対象エリアを拡大しながら、パトロールや事故対応など新たな業務を委託する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路や水路の包括的民間委託で構築した体制やノウハウを他の分野にも展開する。</li> <li>◆ 民間からの申請事務に係る補助業務を委託する。</li> </ul>
業務項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理業務(モニタリング含む)</li> <li>・ 市民要望受付・対応</li> <li>・ 補修業務(200万円/箇所以下)</li> <li>・ 清掃業務</li> <li>・ 浸漕業務</li> <li>・ 草刈業務</li> <li>・ 樹木伐採・剪定業務</li> <li>・ 災害対応業務(初動対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補修・計画的修繕・清掃・草刈等の施設維持管理業務の対象エリアを拡大</li> <li>◆ 試行的業務の内容に加え、以下の業務を追加する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・河川パトロール</li> <li>・ 事故対応事務</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記に加え、以下の業務を追加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農道・林道の維持管理</li> <li>・ 公園・街路樹の維持管理</li> <li>・ 占用等許可の受付や審査補助</li> <li>・ 開発行為の許可の技術審査</li> </ul> </li> </ul>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路や河川等の一部の施設</li> <li>・ 舗装や道路反射鏡などの道路施設</li> <li>・ 護岸などの河川・水路施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 試行的業務と同様の施設とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路や水路の包括対象施設に加え、農道・林道や公園の施設を対象とする。</li> </ul>
エリア等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補修や浸漕等の日常的な管理業務:中心市街地等にエリアを限定</li> <li>◆ 定期的に草刈を実施している箇所:路線を限定</li> <li>◆ 災害発生時の初動対応:市内一円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ できるだけ多くの業務を市内一円に拡大することを目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農道・林道のエリアや公園を対象とする。</li> </ul>
契約方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 計画的修繕業務と災害対応業務は仕様規定とし、それ以外はできるだけ性能規定とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 試行的業務と同様の契約方式としながら、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路や水路と同様の契約方式としながら、必要に応じて見直しを行う。</li> </ul>
契約期間	2~3年間	5年間	5年間~10年間

### 3. 試行的業務の事業内容（案）

※現時点での構想案であり、決定事項ではありません。  
事業者様からのご意見をいただくためのたたき台です。

#### 3-1 試行的業務に関する基本的な考え方

- ①試行的業務を行いながら、今後の本市に適した委託の方法を検討する。
- ②市内事業者だけ(単独もしくはJV)で対応可能な事業内容とする。
- ③対象エリアを限定して実施する。
- ④複数の業務内容を対象とする。
- ⑤災害時の体制強化を図るため、初動対応に係る業務を含めるものとする。
- ⑥性能規定を導入する。
- ⑦試行的業務を行いながら、次期の業務内容等に改善点等を反映させるため、2年程度の複数年契約とする。

### 3-2 対象施設

24

道路施設	道路（認定道路、認定外道路）の舗装、側溝、路肩
	道路付属物（道路反射鏡、防護柵等）
河川・水路施設	準用河川・普通河川（護岸、河床など）
	排水路（護岸、河床など）



### 3-3 対象業務と対象エリア

25

対象業務		業務概要	
統括監理業務	計画準備業務	・ 業務計画書、作業計画書の作成等	
	全体マネジメント業務	・ 打合せ、定例会議、引継ぎ会議、セルフモニタリング	
	業務終了時の引継ぎ業務	・ 引継ぎ資料の作成	
住民対応業務		・ 電話等通報受付、現場対応、報告書作成	
施設維持管理業務	補修業務 (200万円/箇所以下)	道路補修	・ 舗装補修(パッチング、オーバーレイ、打ち換え)、側溝補修、路肩補修など
		交通安全施設補修	・ 道路反射鏡、防護柵などの交通安全施設の補修
		河川・水路施設補修	・ 河川構造物補修(Co板柵工、根固め工など)、護岸補修
	清掃・ 浚渫業務	路面清掃	・ 路面清掃
		側溝清掃・浚渫	・ 側溝清掃、溝蓋開閉、側溝浚渫
		河川清掃・浚渫	・ 河床整理、川藻等除去
	草刈り・ 剪定業務	草刈り	・ 道路の路肩や河川管理用通路等の草刈り
樹木伐採等		・ 要望、安全面からの必要箇所における剪定・伐採や倒木処理など	
災害対応業務		・ 災害時の初動対応(緊急パトロール、安全確保に必要な措置等)	

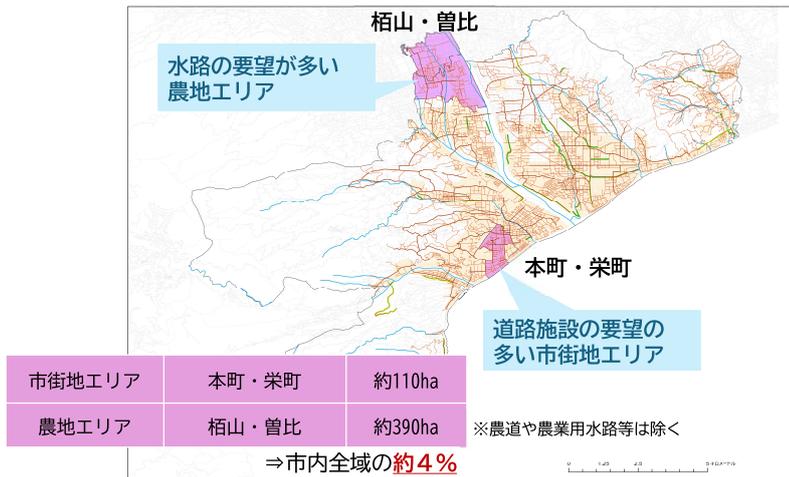
※ オレンジの業務については「性能規定」の導入を検討しています。

### 3-3 対象業務と対象エリア

26

● 維持・補修業務の対象エリア（エリア限定）

- 候補エリアは**市民要望が多く**様々な施設への対応を行っているエリアから選定する。
- 第1段階の候補は、様々な特性を持ったエリアで検証するため、**市街地エリア、農地エリア**を候補として選定した。



### 3-3 対象業務と対象エリア

27

- 業務内容の性質に応じて、対象範囲を「市内全域」、「エリア限定」、「路線限定」のいずれかに設定しています。

対象業務		対象範囲	
統括監理業務	計画準備業務	—	
	全体マネジメント業務		
	業務終了時の引継ぎ業務		
住民対応業務		市内全域	
施設維持管理業務	補修業務 (200万円/箇所以下)	道路補修	エリア限定 (本町・栄町、栢山・曾比)
		交通安全施設補修	
		河川・水路施設補修	
	清掃・浚渫業務	路面清掃	エリア限定 (本町・栄町、栢山・曾比)
		側溝清掃・浚渫	
	河川清掃・浚渫		
草刈り・剪定業務	草刈り	路線限定(主要路線) +エリア限定(日常管理)	
	樹木伐採等	エリア限定 (本町・栄町、栢山・曾比)	
災害対応業務		市内全域	

3-4 各業務の想定業務量

28

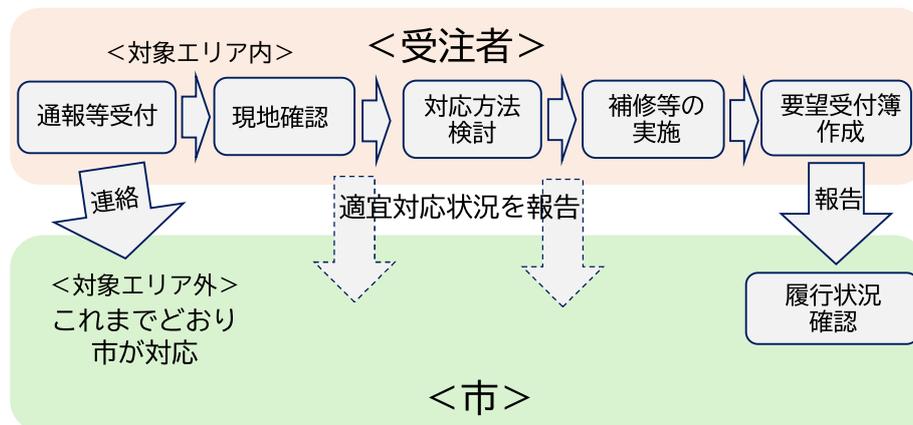
対象業務		年間想定業務量	
統括監理業務	計画準備業務	・業務計画の作成 ・構成企業や協力企業のとりまとめ ・月に1回、発注者への履行報告 ・業務終了時の引き継ぎ書の作成 等	
	全体マネジメント業務		
	業務終了時の引継ぎ業務		
住民対応業務		・年間約2,000件のうち、 電話及びメールによるもの	
施設維持 管理業務	補修業務 (200万円/箇所 以下)	道路補修	・年間70件程度
		交通安全施設補修	・年間20件程度
		河川・水路施設補修	・年間10件程度
	清掃・浚渫業務	路面清掃	・年間10件程度
		側溝清掃・浚渫	・年間10件程度
		河川清掃・浚渫	・年間10件程度
	草刈り・ 剪定業務	草刈り	・エリア限定：年間20件程度 ・路線限定：年間10km程度
樹木伐採等		・年間10件程度	
災害対応業務		・年間10回程度	

3-5 要望受付から対応実施までの流れ

29

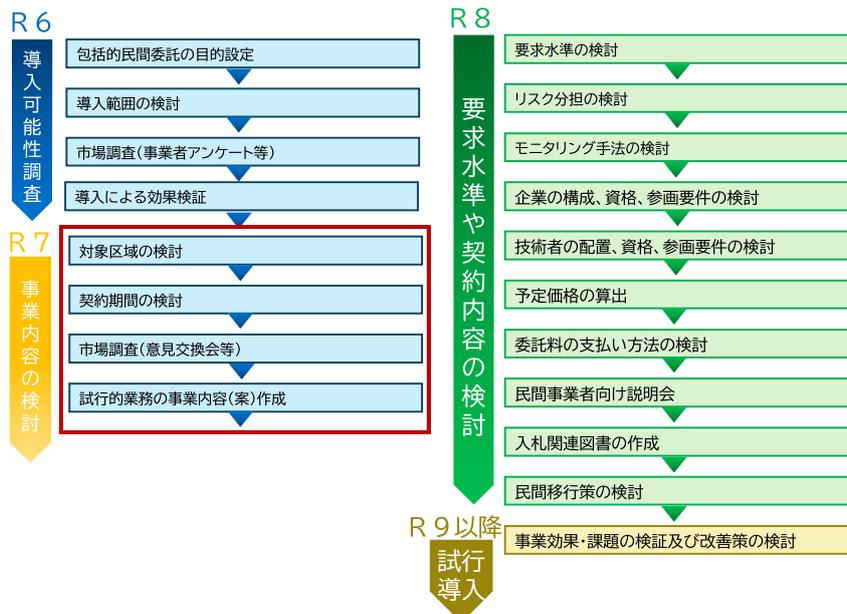
- 試行的業務では、次の流れで市と受注者が役割分担をしながら対応していくことを想定している。

【試行的業務における一般的な通報・要望への対応フロー】



※道路反射鏡の新設など市の判断が必要な要望は、対象エリア内でもこれまでどおりの対応とする。

1. 試行的業務については、**市内事業者だけで実施できる体制を基本**とする。
2. 受注者は**単独企業**または、**複数の企業によって構成されるグループ**（応募グループ）を想定する。
3. 応募グループを構成する場合には、応募グループを構成する企業の中から**代表となる企業を1社選定**する。
4. 応募企業及び応募グループの構成企業以外の者（協力企業）に**業務の一部を委託することを可能とする**。  
（あらかじめ発注者の承諾を得るなど、細目については今後検討）



ご清聴ありがとうございました。



## 2. 質疑・意見交換等

### 3. その他

34

#### ○サウンディング調査（個別ヒアリング）について

- ・開催日時 令和7年7月中旬を予定
- ・申込 事前申し込み制となります。  
本日お配りしました別紙2のエントリーシートを担当者まで持参・メール・郵送・FAXのいずれかにより御提出ください。
- ・申込期限 令和7年6月20日（金）17：00まで
- ・その他 後日、エントリーされた事業者様に日時及び場所を御連絡いたします。

### 3. その他

35

#### ○アンケート調査について

本日、お配りしましたアンケート調査についても、ご協力いただければ幸いです。

- ・回答方法 お配りしたアンケート用紙に御記入いただき、担当者宛に持参、郵送、FAXのいずれかの方法で御提出ください。
- ・回答期限 令和7年6月20日（金）17：00

### 3. その他

#### ○第3回意見交換会について

第2回意見交換会、サウンディング調査、アンケート調査の結果を踏まえ、本市に適した維持管理のあり方を検討した後、第3回意見交換会を実施する予定。

詳細が決まりましたら、市内の土木建設事業者様等へFAXでお知らせするとともに、本市のホームページでご案内します。

## 道路施設等の維持管理に係る 第3回意見交換会

令和7年11月21日（金）14:00～  
小田原市建設部道水路整備課

### 本日の予定

1

- ・ 包括的民間委託導入に向けた検討状況について  
(小田原市より)
- ・ 質疑・意見交換等

	令和7年度 市場調査の結果		
1	1-1	事業者アンケートの結果	4～9
	1-2	サウンディング調査（個別ヒアリング）における主なご意見	10～11
	試行的業務の事業内容（案）		
2	2-1	試行的業務に関する基本方針	13
	2-2	試行的業務に関する基本的な考え方	14
	2-3	事業概要（案）	15～16
	2-4	各業務の想定業務量	17
	2-5	住民対応業務について	18～19
	2-6	災害対応業務について	20～21
	2-7	試行的業務における実施体制・要件	22
	2-8	試行的業務の導入スケジュール（案）	23

## 1. 令和7年度 市場調査の結果

## 1-1 事業者アンケートの結果

回答数:13事業者

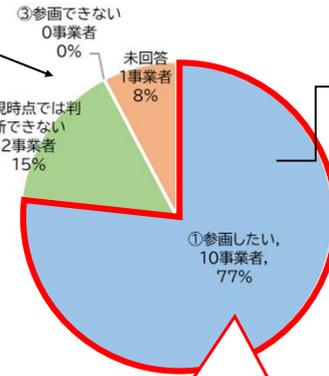
4

令和7年6月に実施した第2回意見交換会の参加者25事業者にアンケート用紙を配布し、うち13事業者から回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

### 包括的民間委託の試行的業務への参画の意向

#### 主な意見

- 事業内容の詳細が分からないことから、現時点では判断できない。
- 住民対応業務を包括的民間委託の対象とする場合、行政と受託者との円滑に情報を共有するためのシステム環境を整えることが必須である。



#### 主な意見

- 非常に興味があり、参画したい。
- 公共工事は入札時のくじ引きなど、受注予定が立たないため、参画し、通年での受注量確保や経営の安定化を図りたい。
- 地元に対して貢献したい。

77%の事業者は「①参画したい」と回答

## 1-1 事業者アンケートの結果

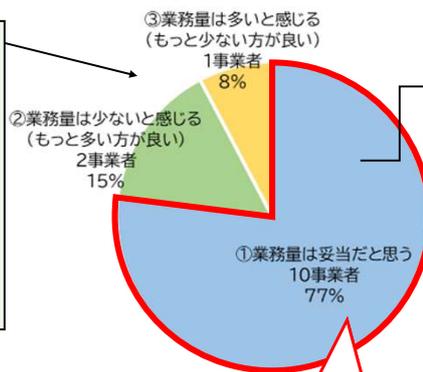
回答数:13事業者

5

### 試行的業務の業務量

#### 主な意見

- JVで、統括監理業務を行うような体制を組んでも、住民対応業務以外は、毎日業務が発生するわけではないので、利益が期待できず、創意工夫も発揮できない。



#### 主な意見

- 試行としては、妥当な業務量だと思う。
- 施設維持管理業務は妥当だと思うが、住民対応業務や災害対応業務はこれまで市が行ってきた業務なので、妥当かどうか判断が難しい。

77%の事業者は「①業務量は妥当」と回答

1-1 事業者アンケートの結果

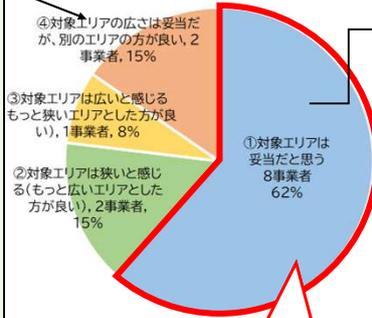
回答数:13事業者

6

試行的業務の対象エリア(栄町・本町地区+栢山・曾比地区 約500ha)

主な意見

- 先進事例では包括の効果を確認してエリアを拡大しているので、試行的業務でももっと広いエリアを設定しても良いと思う。
- 離れた地区をひとつの契約にまとめると移動に係るロスが大きくなる可能性がある。
- 街なかは緊急時の交通誘導員の確保が心配。
- 対象エリア内の業者でなければ受注できないのであれば不公平。



主な意見

- 広さは試行的業務としては妥当だと思う。
- 老朽化が進む街なかや住民要望の多いエリアなので良いと思う。

62%の事業者は「①対象エリアは妥当」と回答

1-1 事業者アンケートの結果

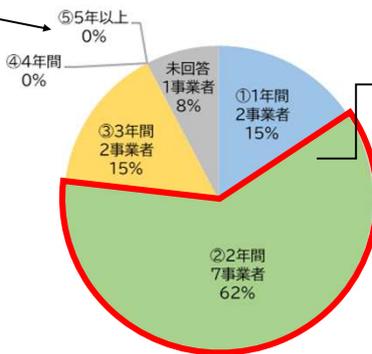
回答数:13事業者

7

業務期間

主な意見

- 業務を理解し、ブラッシュアップや効率化を実行するためには、3年程度の実績や経験が必要だと思います。
- 設備投資や雇用面から長期間(3~5年)ないと厳しい。
- 試行の最初の段階では、1年間にして様子を見た方が良く思う。



主な意見

- 公共工事の入札参加資格や国道の契約も2年であるため、2年程度が良いと考える。
- 1年だと業務内容や地域特性の把握で終わってしまうため、2年程度が妥当と考える。
- 長すぎると受注機会に偏りが出ってしまうので、2年程度が妥当と考える。

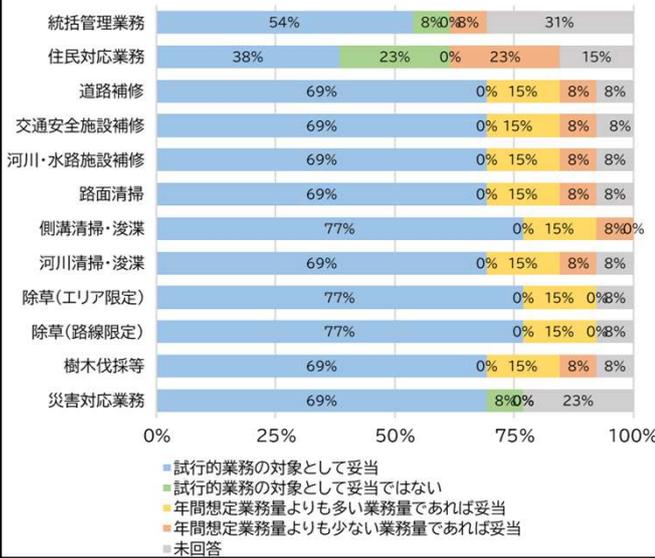
62%の事業者は契約期間は「②2年間」が妥当と回答

1-1 事業者アンケートの結果

回答数:13事業者

8

試行的業務における対象業務



主な意見

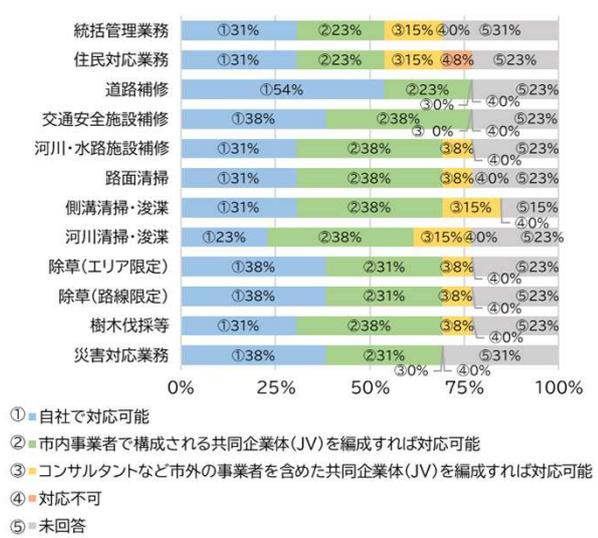
- 施設維持管理業務については、すでに市が業者に発注しているものであり、包括的民間委託の対象業務として妥当と考える。
- 住民対応業務に不安。受注できない段階での準備が難しく、どこで利益が見込めるのかわからない。
- 初動は市がやり、その後の対応を業者がやった方がよい。
- 災害対応業務については、災害協定との関りがどうなるか見えない。

1-1 事業者アンケートの結果

回答数:13事業者

9

対象業務と受注体制



主な意見

- 施設維持管理業務については、業務量にもよるが、市内事業者で対応可能と考える。
- 住民対応業務は市内事業者だけだと難しい。
- JVを組んだ場合、各業務をどのように振り分け、役割分担をするのが難しい。

1-2	<b>サウンディング調査（個別ヒアリング） における主なご意見</b>	参加事業者:12事業者 10
①統括監理業務について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括監理業務を1社で担うような役割分担では業務量が少ない。</li> <li>・ 統括監理業務や住民対応業務を行うためには、市と事業者が情報共有するためのシステムが必要。</li> </ul>		
②住民対応業務について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の課題が住民対応業務であるならば、住民対応業務を対象とすべき。</li> <li>・ 住民対応業務を市内事業者で担うには不安がある。</li> <li>・ 人員や資機材など受注するまで準備ができないため、利益が見込めるか不透明。</li> <li>・ 包括対象外のエリアでは、市民がコールセンターに連絡した後に、市が対応するとすると、混乱やトラブルを招くのではないか。</li> </ul>		
③施設維持管理業務について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設維持管理の対象業務は、試行でエリアが限定されるため妥当だと考える。</li> <li>・ 試行的業務とは言え、業務量が少ないので、利益を出すのが難しい。</li> </ul>		

1-2	<b>サウンディング調査（個別ヒアリング） における主なご意見</b>	参加事業者:12事業者 11
④災害対応業務について		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害復旧協定に基づく対応とのすみ分けが難しいのではないか。</li> <li>・ 具体的にどのような対応を行うのか、過去の事例があれば、業務内容や規模感を想定しやすい。</li> </ul>		
⑤その他		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の要望箇所をまとめて対応することで効率化が図られるので、数多くの要望対応や質の向上が実現し、市民サービスの向上にもつなげられる。</li> <li>・ 年間を通して業務計画を立てられるようになる。</li> <li>・ 地元企業の活性化に期待している。</li> <li>・ 地元企業がより地域密着型となり、新たな社会貢献に寄与できる。</li> </ul>		

## 2. 試行的業務の事業内容（案）

### 2-1 試行的業務に関する基本方針

#### 道路施設等の維持管理に係る包括的民間委託の基本方針(考え方)

- (1) 持続可能な施設の維持のため、可能な限り地域の中で体制を構築する。
- (2) 市と事業者が連携して適切な役割分担を行う。
- (3) 市内事業者が参加しやすく地域経済の好循環に寄与する形での事業化を図る。

## 2-2 試行的業務に関する基本的な考え方

14

- ①試行的業務を行いながら、今後の本市に適した委託の方法を検討する。
- ②市内事業者(単独もしくはJV)で対応可能な事業内容とすることを基本としながら、業務の内容や規模に応じて、市外事業者の参画を可能とする。
- ③対象エリアを限定して実施する。
- ④複数の業務内容を対象とする。
- ⑤災害時の体制強化を図るため、初動対応に係る業務を含めるものとする。
- ⑥業務内容により性能規定を導入する。
- ⑦試行的業務を行いながら、次期の業務内容等に改善点等を反映させるため、2年程度の複数年契約とする。
- ⑧受注機会の確保に加え、将来的な業務展開の参考とするため、業務内容や対象エリアにより案件を分割することを検討する。

## 2-3 事業概要 (案)

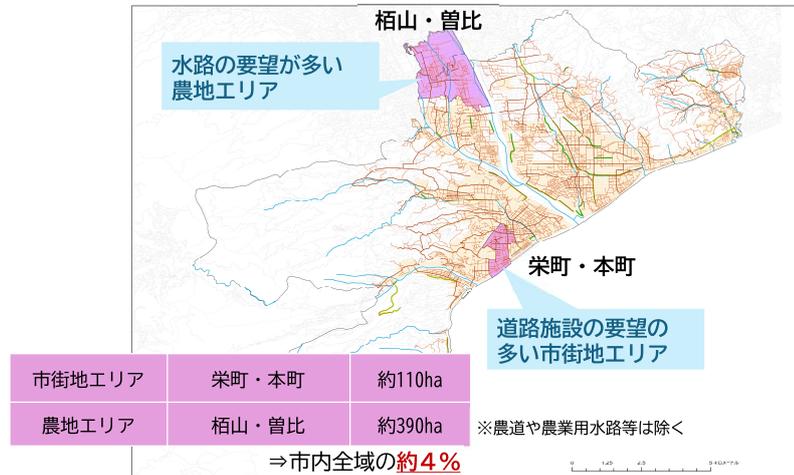
15

事業手法	➢ 包括的民間委託
管理対象施設	➢ 道路施設(舗装、側溝、路肩、道路付属物(道路反射鏡、防護柵)など) ➢ 河川・水路施設(河川や水路の護岸、河床など)
対象エリア	➢ 栄町・本町地区 110ha ➢ 栢山・曾比地区 390ha ➢ 上記2地区に加え、草刈りの主要路線の一部を想定
業務期間	➢ 2年間(令和9年度～令和11年度を想定)
事業者選定手法	➢ 公募型プロポーザル

## 2-3 事業概要 (案)

16

### ● 対象エリア



- 発注単位を栄町・本町地区と栢山・曾比地区に分割
- さらに、業務規模次第では、市域全体に係る業務の分割を検討

## 2-4 各業務の想定業務量

17

対象業務		年間想定業務量		
統括監理業務	計画準備業務	・業務計画の作成		
	全体マネジメント業務	・構成企業や協力企業のとりまとめ		
	業務終了時の引継ぎ業務	・月に1回、発注者への履行報告 ・業務終了時の引き継ぎ書の作成 等		
住民対応業務	苦情・要望の受付 要望受付簿の作成	・年間約2,000件のうち、 電話及びメールによるもの		
施設維持 管理業務	補修業務 (200万円/箇所 以下)	道路補修	栄町・本町地区 ・年間20件程度	栢山・曾比地区 ・年間40件程度
		交通安全施設補修	・年間10件程度	・年間15件程度
		河川・水路施設補修	・年間5件程度	・年間10件程度
	清掃・浚渫業務	路面清掃	・年間10件程度	・年間10件程度
		側溝清掃・浚渫	・年間10件程度	・年間10件程度
		河川清掃・浚渫	・年間5件程度	・年間20件程度
	草刈り・ 剪定業務	草刈り(エリア限定)	・年間5件程度	・年間20件程度
樹木伐採等		・年間5件程度	・年間5件程度	
草刈り(主要路線)		・年間10km程度(市域全体)		
災害対応業務	初動対応(市の補助)のみ	・年間10回程度		

【試行的業務における一般的な通報・要望への対応フロー】

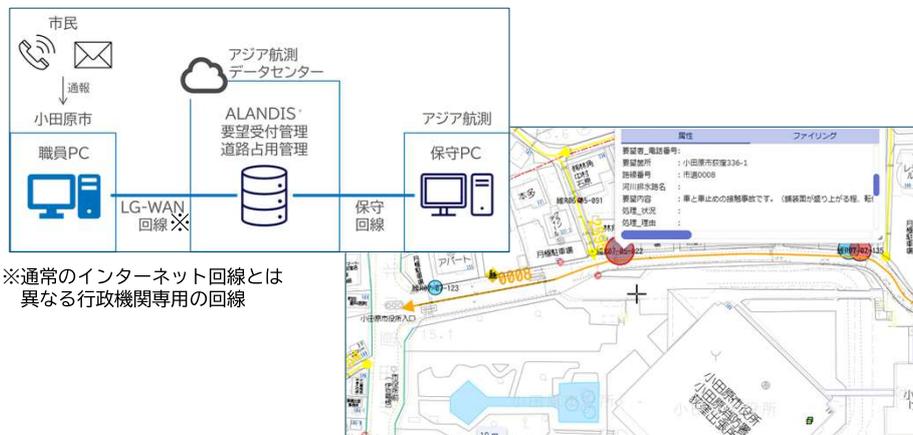


※道路反射鏡の新設など市の判断が必要な要望は、対象エリア内でもこれまでどおりの対応とする。

住民対応業務を包括の対象とする場合の行政と受託者との情報共有の方法

住民対応業務を包括の対象とする場合・・・  
市と受託者が地図上で要望内容等の情報を共有するシステムは必須

市が構築済みの要望受付管理用のシステム（小田原市道路管理情報システム）を活用



※通常のインターネット回線とは異なる行政機関専用の回線

<災害対応における本市の課題>

局地的な集中豪雨等が発生した場合、電話対応や現地確認など市内各所で様々な対応が求められるが、限られた人員では対応に限界がある。

↓ **災害対応業務により、災害時等の体制強化を図る。**

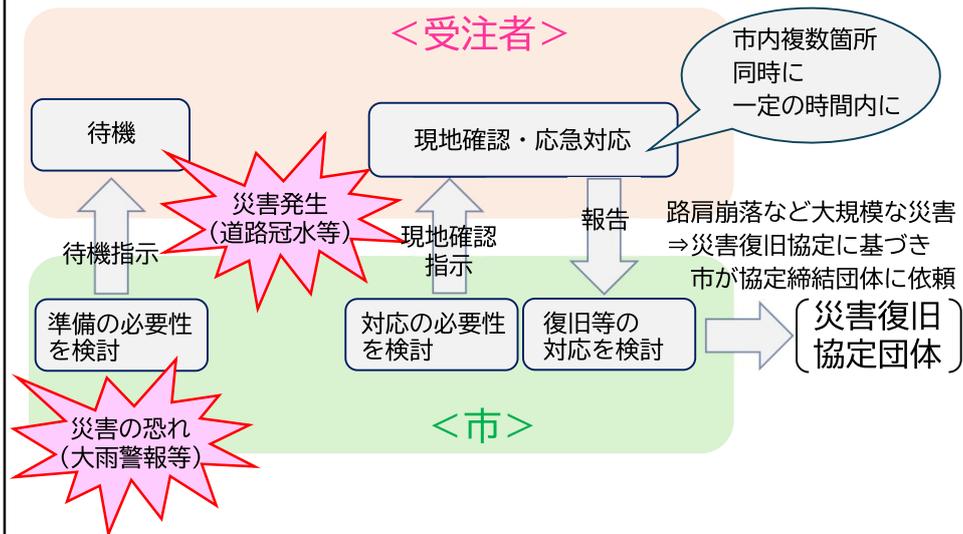
市と受注者とが連携し、特に人員不足になりがちな初動対応における現地確認や応急対応の補助を受注者に担っていただく。



<市が期待する受注者の姿>

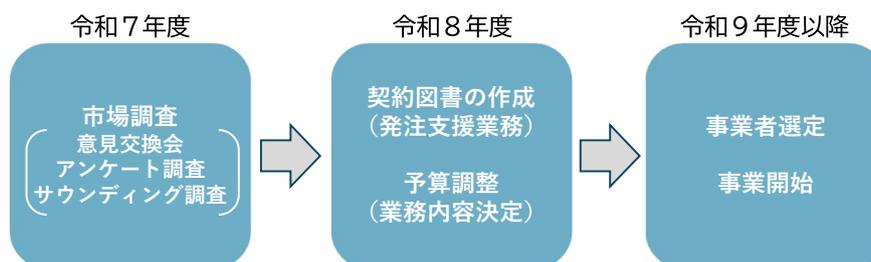
- ・大雨等が想定される際は、体制を整え、市と円滑に連絡が取れる。
- ・市の求めに応じて、市内複数箇所、同時に現場を確認できる。
- ・市の求めに応じて、一定の時間内に現地確認ができる。
- ・現地を確認した後、速やかに対応方法を検討し、市へ提案できる。

【災害対応業務の対応フロー】



※災害対応業務 : 年間10回程度を想定  
 ※災害復旧協定に基づく対応 : 3年に1回程度発生

1. 市内事業者（単独もしくはJV）で対応可能な事業内容とすることを基本としながら、業務の内容や規模に応じて、市外事業者の参画を可能とする。
2. 受注者は単独企業または、複数の企業によって構成されるグループ（応募グループ）を想定する。
3. 応募グループを構成する場合には、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業を1社選定する。
4. 応募企業及び応募グループの構成企業以外の者（協力企業）に業務の一部を委託することを可能とする。  
（あらかじめ発注者の承諾を得るなど、細目については今後検討）



予算の状況に応じて、試行的業務の対象エリアや業務内容を精査し、事業化を目指す。

ご清聴ありがとうございました。



## 2. 質疑・意見交換等

## 小田原市水道事業経営戦略の改定について

### 1 改定の背景

総務省の要請により令和4年6月に策定した経営戦略は、将来の投資とその財源などを明らかにした中長期的な経営の基本計画であり、3年から5年を目途に必要な見直しを行うこととしており、昨今の物価高や労務単価の上昇等を反映するため令和7年度に改定を行うものである。

### 2 前回戦略の振り返り

前回策定した経営戦略（以下「前回戦略」という。）において、計画期間に示されている検討事項や投資の計画と実績との比較検証は次のとおり。

項目	令和4年度策定時の計画	実績（令和6年度末時点）
投資面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水施設、配水施設、管路の耐震化を進める。</li> <li>・施設の老朽化対策を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高田浄水場再整備事業は令和5年度に建設に着工し、令和9年度中に稼働予定である。</li> <li>・令和5年度に久野配水池の耐震化を完了し、配水施設の耐震化率は70.6%（R2：58.7%）に向上した。</li> <li>・基幹管路の耐震率（※）は95.0%（R2：92.5%）に向上した。</li> <li>・老朽化施設の更新に令和4～6年度で約37億円の投資を行った。</li> </ul>

項目	令和4年度策定時の計画	実績（令和6年度末時点）
投資面	・市内の配水量約86%を担う高田浄水場の集約された配水量を改善するため、第二水源地の水源強化を行う。	・配水量を改善するため、令和6年度より第二水源地の水源強化事業に着工した。
民間活力の活用	・DBO方式を用いた高田再整備事業を実施する。	・令和4年度からDBO方式を用いた高田浄水場再整備事業を実施している。 ・料金徴収業務・夜間休日対応については引き続き民間委託をしている。
収入増加の取組	・保有資産の利活用を検討する。	・土地の譲渡、貸付等を実施している。

※耐震率は、震度6弱でも一定の耐震性がある管路の割合（本市独自の指標）

前回戦略で挙げていた検討事項や計画は概ね順調に進行しているが、計画策定時より物価が上昇しており、動力費等の維持管理費が増加して収支が悪化した。

### 3 今回改定の概要とポイント

#### (1) 経営の基本方針について

水道は市民生活を支える重要なライフラインであり、その安定供給は水道事業に課せられた責務である。本市水道事業が掲げる基本理念「いつまでも安心でおいしい水をお届けします」及び将来像「安全でおいしい水道」「災害に強い水道」「健全経営を保つ水道」の達成に向けて、経営基盤の強化を図り、引き続き健全経営の維持に努めていく。

## (2) 投資・財政計画について

(百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
水道事業収益	2,982	3,008	2,970	2,941	2,925	2,905	2,853	2,834	2,808	2,785	2,754	2,739
うち水道料金	2,500	2,501	2,467	2,454	2,425	2,410	2,394	2,376	2,354	2,338	2,314	2,305
水道事業費用	3,005	3,271	3,485	3,603	4,846	4,794	4,314	4,329	4,248	4,234	4,220	4,184
うち減価償却費	1,225	1,218	1,215	1,227	1,628	1,626	1,778	1,774	1,708	1,692	1,677	1,654
当期純損益	△ 24	△ 263	△ 515	△ 662	△ 1,921	△ 1,890	△ 1,460	△ 1,495	△ 1,440	△ 1,449	△ 1,466	△ 1,445
資本的収入	1,650	3,681	8,244	2,927	1,339	3,118	631	630	530	529	526	528
資本的支出	2,614	4,899	9,422	4,254	2,583	4,415	2,040	2,026	2,050	2,074	2,144	2,116
うち企業債元金償還金	757	731	802	1,006	1,038	1,077	1,174	1,184	1,291	1,337	1,342	1,378
内部留保資金	3,036	2,835	2,326	2,256	1,577	678	△ 288	△ 1,471	△ 2,779	△ 4,149	△ 5,560	△ 6,982

※収益的収支は税抜。資本的収支は税込。

投資・財政計画の主な項目は次のとおり。

- ・水道料金は毎年度、減少を見込んでおり、令和6年度は約25億円であった水道料金は令和17年度には約23億円にまで落ち込むものと見込む。
- ・水道事業費用については、令和6年度は約30億円であったが、物価の上昇、企業債利息及び減価償却費の増加などにより、令和10年度以降40億円を超えると見込む。
- ・資本的収支面では、耐震化の促進、施設の老朽化対策及び断水リスクの軽減のための投資を予定しており、それに伴い企業債借入が増大する予定である。

### (3) 水道料金の見直しについて

#### ア 資金面

内部留保資金が減少を続け、計画期間中に事業運営に必要な 12 億円を下回る見込みである。

#### イ 料金回収率及び当期純損益について

料金回収率（給水収益/経常費用×100）は 100%を下回り続ける見込みである。人口減少等に伴う水需要の減少による収益の減少、さらに物価上昇等に伴う費用の増大のため、令和 6 年度から純損失が発生している。

#### ウ 総括

今後の投資・財政計画において、安全安心を担保するため水道施設の更新及び耐震化に対応する投資を行う予定である。経営の効率化を最大限に図っていくが、資金面、料金回収率及び当期純損益の観点から経営の健全性を維持することは困難であるため、水道料金の見直しを検討する。

## 4 今後のスケジュール

令和 8 年 2 月 パブリックコメントの実施（2/13～3/16）

3 月 小田原市水道事業経営戦略の改定

## 小田原市水道事業経営戦略

団 体 名 : 神奈川県小田原市

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 6 月

改 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 給水

供用開始年月日	昭和8年3月18日	計画給水人口	171,700 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	170,935 人
		有収水量密度	3.23 千m <sup>3</sup> /ha

##### ② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	3	管 路 延 長	774 千m
	配水池設置数	11		
施 設 能 力	93,050 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	63.8 %	

##### ③ 料金

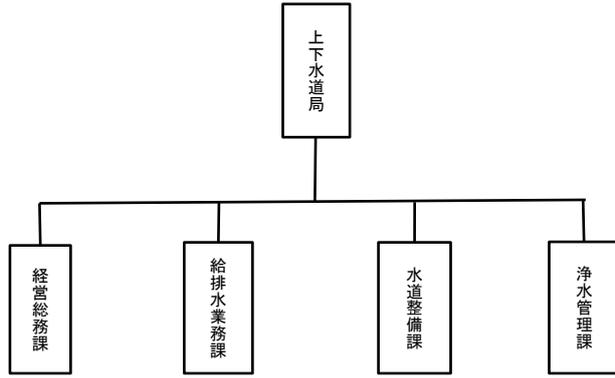
料金体系の概要・考え方	現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制で、用途別料金体系を採用している。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成29年1月

#### <料金表>

用途	水量区画	料金	
家庭用	基本料金(0~16m <sup>3</sup> )	1,640円	
	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	17~20m <sup>3</sup>	15円
		21~30m <sup>3</sup>	110円
		31~40m <sup>3</sup>	130円
		41~60m <sup>3</sup>	170円
		61~100m <sup>3</sup>	200円
		100m <sup>3</sup> 超	205円
事業用	基本料金(0~16m <sup>3</sup> )	1,720円	
	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	17~20m <sup>3</sup>	15円
		21~30m <sup>3</sup>	140円
		31~40m <sup>3</sup>	150円
		41~60m <sup>3</sup>	170円
		61~100m <sup>3</sup>	205円
		101~600m <sup>3</sup>	235円
		601~2,000m <sup>3</sup>	250円
2,000m <sup>3</sup> 超	260円		
臨時用	基本料金(0~16m <sup>3</sup> )	10,400円	
	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	16m <sup>3</sup> 超 430円	
共用柱	基本料金(0~16m <sup>3</sup> )	1,640円	
	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	17~20m <sup>3</sup> 15円 20m <sup>3</sup> 超 110円	

④ 組織

62名(損益勘定職員44名、資本勘定職員18名) ※令和6年度末時点  
 水道局と下水道部は統合し、令和3年4月1日から上下水道局となった。水道事業に係る組織図は以下のとおり。



<職員数・職種・年齢構成等>

(単位 人)

年齢 職種	20以下	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61以上	計
事務職		1		3		5	3	1	3	3	19
技術職	1		4	4	1	2	6	5	6		29
技能職					1	1	2	3	3	4	14
計	1	1	4	7	2	8	11	9	12	7	62

(2) これまでの主な経営健全化の取組

本市の上水道は、昭和7年に当時の小田原町議会の議決を経て、第一水源地(当時の足柄村飯田岡及び清水新田地内)に深井戸による水源を求め、昭和11年3月に施設が完成、給水を開始した。創設当時における給水区域は、旧小田原町一円(緑、新玉、幸及び十字)で、計画給水人口は35,000人、計画1日最大給水量は5,775m<sup>3</sup>であった。

戦後、相次ぐ町村合併による市勢の伸展に伴い、第一期拡張事業(昭和25年度～32年度)、第二期拡張事業(昭和34年度～39年度)を実施した。

その後、工場の建設、人口の増加や市民の生活文化の向上とともに水需要が増大したため、それまでの地下水や伏流水からの取水のほか表流水からの取水を計画し、酒匂川の表流水を原水として浄水場を建設することを柱とした第三期拡張事業(昭和41年度～63年度)を実施、また、将来の水需要の増大に対処し、より安全な水を安定して供給するとともに、組合営の簡易水道を市水に編入するため、第四期拡張事業(平成元年度～13年度)を実施した。

さらに、中河原簡易水道組合の統合と水源の変更を図り、併せて人口の減少傾向、節水型社会への移行など環境変化に対応するため、平成14年度から第五期拡張事業に着手、平成17年度には片浦地区簡易水道事業を統合して事業を推進した。

また、平成14年度から段階的に進めてきた検針から料金収納までの業務の全面委託化が平成19年10月に完了したほか、同月から本市の収納業務としては初めての取り組みとなる水道料金のコンビニ収納を開始し、水道使用者へのサービス向上が図られた。

広域連携については県及び関係市町と協議している。

アセットマネジメントについては、厚生労働省の「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」における3Cレベルを実施している。

\*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

●経営比較分析表(令和5年度決算)を活用した現状分析

- 令和5年度については、経常収支比率は100%を上回っているものの、電気料金等の物価上昇の影響を受けて給水原価は増加傾向にあり、料金回収率は100%を下回っている。
- 企業債残高対給水収益比率については、企業債残高が減少しているものの、給水収益も減少しているため指標は上昇し、依然として類似団体平均値よりも高い水準にある。
- 有収率については、地下漏水の早期発見・早期修繕に努めているが、年々減少傾向にあり類似団体平均を下回っている。
- 施設の老朽化については、有形固定資産減価償却率、管路経年化率が類似団体平均値と比べ高い水準となっている一方、管路更新率が低く推移していることから、施設の老朽化が進んでいるといえる。

管路の老朽化対策は、主に昭和40年代中頃以前に布設した管路について更新事業を進めているが、多額の事業費を要する基幹管路から優先的に実施しているため、実施延長が伸びず管路更新率が低い値となっている。

●今後の課題

- 料金収入の減少及び費用の増大  
 水需要の減少等により料金収入が減少する一方で物価上昇等により費用が増大しており、水道事業の健全な経営を持続するためには、より一層の経営の効率化や合理化を図る必要がある。
- 水道施設の老朽化  
 法定耐用年数を超過する水道施設が増加するため、計画的な水道施設の更新を進める必要がある。
- 危機管理の強化  
 今後想定される神奈川県西部地震等の災害において被害を最小限にとどめるため、計画的に水道施設の耐震化を進める必要がある。
- 財源の確保  
 水道施設の更新及び耐震化を進めるためには財源の確保が必要である。将来世代への負担軽減と財政の健全性を考慮し、企業債の借入や適正な水道料金体系及び料金水準の見直しについて検討する必要がある。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

給水人口については、令和7年1月1日の行政人口を基準としたコーホート要因法により推計した。生残率、純移動率は、令和5年度の国立社会保障・人口問題研究所推計値、子ども女性比、0-4歳性比は実績値を使用し行政人口を見込み、それに基づき給水人口を予測した。  
本市の行政人口は減少傾向にあり、令和6年度末時点での186,007人に対し、令和17年度末には171,259人(令和6年度比:△7.9%)まで減少すると試算しており、給水人口は令和6年度末時点での170,935人に対し、令和17年度末には157,356人(令和6年度比:△7.9%)まで減少すると予測している(別紙2「各種重要指標の推移」 1. 給水人口の見通し 参照)。

### (2) 水需要の予測

水需要の予測に当たっては、過去の実績から単年度の平均増減率を算出し、令和7年度見込を算出。その後は、人口の減少と節水機器の普及による使用水量の減少を見込んでいる。令和6年度末の有収水量の実績は48,972 $\text{m}^3$ /日であるが、令和17年度には有収水量は年間約45,000 $\text{m}^3$ /日まで減少すると見込む(別紙資料2「各種重要指標の推移」 2.有収水量の見通し 参照)。  
水需要の予測にあたっては、以下を根拠とした。  
○ 1日平均使用水量は、家庭用水量+事業用水量+その他用水量を採用。  
家庭用水量・・・給水人口の見込み×生活用原単位  
事業用水量・・・令和6年度実績を将来需要とする。  
その他用水量・・・令和6年度実績を将来需要とする。

### (3) 料金収入の見通し

料金収入については、今後は有収水量と同じく、年々減少していく見込みである。  
将来の推計に当たっては、令和元年度から令和7年度までの水量ランク別使用水量の推移を整理し、水需要予測に基づいて算出した。  
令和6年度決算で約25億円である水道料金は、令和17年度には約23億円まで減少するものと見込んでいる(別紙2「各種重要指標の推移」 3.給水収益の見通し 参照)。

### (4) 組織の見通し

現状の人員をベースとしつつ、その時々状況に見合った必要な人員を維持・確保していく。  
本市水道事業は、組織の合理化に努めており、平成16年度の71人から令和6年度は62人となり、職員数が9人(12.7%)減少している。今後は実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていくことが必要である。

## 3. 経営の基本方針

水道は市民生活を支える重要なライフラインであり、その安定供給は水道事業に課せられた責務である。本市水道事業が掲げる基本理念「いつまでも安心でおいしい水をお届けします」及び将来像「安全でおいしい水道」「災害に強い水道」「健全経営を保つ水道」の達成に向けて、経営基盤の強化を図り、引き続き健全経営の維持に努めていく。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	おだわら水道ビジョン(経営戦略)及びアセットマネジメント計画に基づき、水道施設及び基幹管路の耐震化、老朽管路の更新、配水系統の変更による断水リスクの軽減を進める。
-----	---

<p>●水道施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定耐用年数を超過する水道施設の増加が予測されることから、アセットマネジメント手法を用いた中長期的な更新需要と財政収支見通しに基づいた効率的かつ効果的な更新を計画的に進める。</li> <li>基幹施設である高田浄水場は、一部の施設を除き耐震性能を有していないことから、「高田浄水場再整備事業」を推進し、令和11年度の完成を目標に施設を全て更新する。これにより浄水施設全体の耐震化率を現在の13.0%から98.5%に向上させる。</li> <li>※高田浄水場再整備事業(令和4～11年度、総額約163億円)</li> </ul> <p>●中心市街地である小田原駅周辺地区に水道水を供給する小峰配水池の耐震化を令和20年度の完了を目標に進めていく予定である。この事業の実施により、本市の配水施設全体の耐震化率を現状の70.6%から92.8%に向上させる。</p> <p>※配水池耐震化事業(令和12～20年度、総額約17億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非耐震管のうち基幹管路を最優先に更新(耐震化)することとし、令和13年度までに基幹管路の耐震率が100%となることを目指す。また基幹管路以外の非耐震管についても、災害拠点病院や広域避難所といった重要給水施設に配水する管路や鉄道・河川・緊急輸送路下の管路を「重要配水支管」と位置付け、優先して更新を行い、災害時の断水被害を最小限に抑えるよう努める。</li> <li>このほか、水道用高性能高密度ポリエチレン管(HPPE)の採用口径の拡大(φ100mmまで)や管路口径のダウンサイジングなどにより工事費を縮減させ、管路更新(耐震化)の一層の加速を図る。</li> <li>※管路耐震化事業(令和8～17年度、総額約51億円)</li> </ul> <p>●水道施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の水道施設は今後一斉に更新時期を迎えるが(別紙資料2「各種重要指標の推移」4.法定耐用年数40年経過管の推移 参照)、すべての水道施設を同時に更新することは財政面や人員面からも現実的ではない。そのため、老朽化の進行度合いや優先順位を踏まえ、計画的な更新に努める。また、日常点検や劣化調査などにより状態を見極め、予防保全の観点に即した修繕を適切な時期に行うことで水道施設の長寿命化を図る。</li> <li>※老朽施設更新事業(令和8～17年度、総額約9億円)</li> </ul> <p>●断水リスクの軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二水源地の施設能力強化により、酒匂川西側地区の久野・小峰配水系統のエリアを拡大、中河原配水系統のエリアを縮小する。これにより小田原市地域防災計画において津波対策を取り組むとされる海拔10m以下にある酒匂川横断管(酒匂橋、小田原大橋)を予備管にすることができ、津波で酒匂川横断管が被災することによる断水リスクが軽減される。</li> <li>※第二水源地下水源強化(令和8～9年度、総額約10億円)</li> </ul>
---

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	経営の効率化に取り組みながらも、不足する財源については、水道料金の改定や企業債の借入等により、確保するよう努める。
-----	---

<p>●料金収入:今後、有収水量の減少傾向が見込まれており、それに伴い料金収入も減少する見通しである。</p> <p>●国庫補助金:国庫補助金の交付対象となる事業では、それらを優先的かつ有効に活用することで自己負担を軽減する。本計画では、現行の交付要綱に合致する事業を抽出し、対象となる事業に国庫補助金を見込んでいく。</p> <p>●一般会計繰入金:一般会計繰入金は、繰入基準額に対する不足が続いていることから、引き続き基準額どおりの繰入れ確保に向けた調整を行っていく。</p> <p>●企業債:水道施設は将来にわたって長期間使用するため、施設整備に要する費用の負担は世代間で公平性を保つ必要がある。そのため、企業債を借り入れることで施設整備に要する費用を一時的に調達し、長年にわたって償還していくことで費用負担の平準化を図る。(別紙2「各種重要指標の推移」5.企業債残高の見直し 参照)</p>
---

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>●人件費 令和7年度決算見込み額を算出し、令和8年度以降は令和7年度決算見込み額に人員見込みを加味した金額に賃金上昇率※を乗じて算出した。</p> <p>●人件費以外の経費 委託料、修繕費、動力費、薬品費について 令和7年度決算見込み額を算出し、令和8年度以降は令和7年度決算見込み額に物価上昇率※を乗じて算出した。</p> <p>※令和7年度1月17日内閣府経済財政諮問会議提出資料中長期の経済財政に関する試算の過去投影ケースを採用</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	平成28年から県と2市8町による「県西地域における水道事業の広域化に関する検討会」に参加し、広域化の実現方策などについて他市町と議論している。水道事業の基盤強化は水道の安定供給に有効であるため、神奈川県との動きも踏まえ、今後の広域化や共同化等については、慎重な議論を重ねていく。
民間の資金・ノウハウ等の活用 ( PPP/PFI 等の 導 入 等 )	高田浄水場再整備事業では、耐震化の早期実現、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を目的として、新たな浄水処理方式(膜ろ過方式)を採用し、設計・施工・運転維持管理を一括して発注するDBO(Design Build Operate)方式を導入し事業を進めている。
アセットマネジメントの充実 ( 施 設 ・ 設 備 の 長 寿 命 化 等 に よ る 投 資 の 平 準 化 )	アセットマネジメント計画に基づき維持管理に努めるとともに、投資の平準化を図る。水道施設の重要度や優先度を踏まえた更新時期の前倒しや先送りにより投資の平準化を図り、同時に点検と修繕を計画的に実施し水道施設の長寿命化を図る。
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 ( ダ ウ ン サ イ ズ イ ン グ )	管路の耐震化、老朽化対策事業に合わせ周辺の水道利用状況を勘案して管路口径のダウンサイジングを行う。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 ( ス ペ ッ ク ダ ウ ン )	水需要の減少に伴い、管路更新の際には、可能な限り管路口径のダウンサイズを行ったうえで、口径100mm以下の管路更新の際には、ダクタイル鋳鉄管(GX形)から水道用高性能高密度ポリエチレン管(HPPE)へ変更することにより工事費の削減に努めている。
そ の 他 の 取 組	有収率改善委員会を設置し、有収率の低下の改善に努めている。

② 財源についての検討状況等

料 金	人口減少に伴う水需要の減少、物価上昇等による費用増大、及び水道施設の更新や耐震化への投資により、令和6年度から収支不均衡となり、令和11年度からは内部留保資金が12億円を下回る見込みであるため、水道料金の見直しを検討する。(別紙資料2「各種重要指標の推移」 6. 内部留保資金の見直し 参照)
企 業 債	高田浄水場再整備事業により企業債残高が増加するが、残債負担が将来世代へ先送りされることを回避するため、その後の更新需要に必要な企業債の充当率を下げることにより企業債未償還残高の抑制に努める。
繰 入 金	総務省通知の地方公営企業繰出金の繰出し基準に基づく繰出金について、一般会計からの基準内繰出の確保に努める。
資産の有効活用等(*2)による 収 入 増 加 の 取 組	これまで不要になった土地の売却及び貸付等を行ってきたが、今後も継続して行う。
そ の 他 の 取 組	補助金や交付金などの動向を適切にとらえ、財源確保に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経 営 戦 略 の 事 後 検 証、 改 定 等 に 関 する 事 項	毎年度、決算確定後に本投資・財政計画に直近決算値を反映させ、物価上昇等将来の経営見通しを左右するような事項についても見直しを行うことで、その時々においてより精緻な計画として事後検証を行い、必要な措置を講じていく。また、これに基づいた経営戦略の改定を、3～5年を目途に行っていく。
--	---

## 投資・財政計画 (収益的収支に係る収支計画)

(単位：千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	2,546,528	2,542,545	2,545,477	2,521,641	2,493,161	2,464,234	2,449,274	2,433,188	2,415,634	2,393,327	2,377,492	2,353,616	2,344,618	
	(1) 料金収入	2,496,194	2,499,750	2,500,762	2,467,264	2,454,142	2,425,018	2,409,825	2,393,960	2,376,336	2,354,002	2,338,208	2,314,314	2,305,314	
	(2) 受託工事収益 (B)	35,189	30,366	29,633	29,347	29,782	29,587	29,572	29,647	29,602	29,607	29,619	29,609	29,612	
	(3) その他	15,145	12,429	15,082	25,030	9,237	9,629	9,877	9,581	9,696	9,718	9,665	9,693	9,692	
	2. 営業外収益	990,674	439,023	462,207	448,452	447,547	460,873	455,404	419,924	418,408	414,298	407,953	400,144	394,345	
	(1) 補助金	5,699	4,534	4,970	6,194	4,265	4,687	4,807	4,584	4,693	4,695	4,657	4,681	4,678	
	他会計補助金	5,699	4,534	4,970	6,194	4,265	4,687	4,807	4,584	4,693	4,695	4,657	4,681	4,678	
	その他補助金														
	(2) 長期前受金戻入	553,390	188,080	186,170	185,751	185,792	194,498	192,035	156,093	153,883	150,389	143,865	135,971	130,288	
	(3) その他	431,585	246,409	271,067	256,507	257,490	261,688	258,562	259,247	259,832	259,214	259,431	259,492	259,379	
	収入計 (C)	3,537,202	2,981,568	3,007,684	2,970,093	2,940,708	2,925,107	2,904,678	2,853,112	2,834,042	2,807,625	2,785,445	2,753,760	2,738,963	
	支 出	1. 営業費用	3,081,024	2,852,952	3,100,091	3,196,267	3,185,789	4,368,407	4,304,236	3,763,586	3,774,604	3,707,214	3,703,952	3,701,933	3,678,176
		(1) 職員給与	346,390	385,392	428,598	438,073	412,796	416,909	394,425	398,120	401,848	405,619	409,047	412,500	412,500
		基本給	133,211	150,343	169,135	170,562	173,903	175,816	165,186	166,836	168,504	170,190	171,721	173,267	173,267
		退職給付	52,901	46,759	64,928	64,928	38,875	38,875	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
その他		160,278	188,290	194,535	202,583	200,018	202,218	204,239	206,284	208,344	210,429	212,326	214,233	214,233	
(2) 経費		1,540,027	1,242,904	1,453,627	1,543,012	1,545,735	2,323,052	2,283,705	1,587,571	1,598,609	1,593,932	1,603,012	1,612,169	1,611,422	
動力費		217,290	218,512	221,815	252,013	206,210	109,860	111,154	112,383	113,443	114,039	115,264	115,681	115,072	
修繕費		227,538	296,265	438,529	394,433	404,676	387,281	390,721	394,193	397,695	401,230	404,796	408,394	408,394	
材料費		12,723	13,431	7,466	25,830	22,830	22,830	22,830	22,830	22,830	22,830	22,830	22,830	22,830	
その他		1,073,209	695,812	757,780	843,024	887,141	1,018,621	1,025,289	1,032,084	1,038,159	1,029,483	1,033,818	1,038,885	1,038,782	
(3) 減価償却費		1,194,607	1,224,656	1,217,866	1,215,182	1,227,258	1,628,446	1,626,106	1,777,895	1,774,147	1,707,663	1,691,893	1,677,264	1,654,254	
2. 営業外費用		279,182	121,524	148,442	258,974	409,684	462,727	478,596	546,359	543,247	539,726	529,436	517,259	504,755	
(1) 支払利息		123,659	117,793	146,442	256,974	407,684	460,727	476,596	544,359	541,247	537,726	527,436	515,259	502,755	
(2) その他		155,523	3,731	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
支出計 (D)		3,360,206	2,974,476	3,248,533	3,455,241	3,595,473	4,831,134	4,782,832	4,309,945	4,317,851	4,246,940	4,233,388	4,219,192	4,182,931	
経常損益 (C)-(D) (E)	176,996	7,092	△ 240,849	△ 485,148	△ 654,765	△ 1,906,027	△ 1,878,154	△ 1,456,833	△ 1,483,809	△ 1,439,315	△ 1,447,943	△ 1,465,432	△ 1,443,968		
特別利益 (F)	1,057	35	300	300											
特別損失 (G)	7,226	30,729	2,000	10,235	7,491	15,173	11,520	3,630	10,700	1,000	1,000	1,000	1,000		
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 6,169	△ 30,694	△ 1,700	△ 9,935	△ 7,491	△ 15,173	△ 11,520	△ 3,630	△ 10,700	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	170,827	△ 23,602	△ 242,549	△ 495,083	△ 662,256	△ 1,921,200	△ 1,889,674	△ 1,460,463	△ 1,494,509	△ 1,440,315	△ 1,448,943	△ 1,466,432	△ 1,444,968		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	170,826	△ 23,601	△ 266,150	△ 761,233	△ 1,423,489	△ 3,344,689	△ 5,234,363	△ 6,694,826	△ 8,189,335	△ 9,629,650	△ 11,078,593	△ 12,545,025	△ 13,989,993		
流 動	流動資産 (J)	4,531,091	4,862,836	6,698,507	9,068,354	5,803,815	4,140,482	4,410,675	1,971,969	880,113	△ 434,672	△ 1,812,692	△ 3,151,619	△ 4,651,626	
	うち未収金	417,858	469,843	416,794	411,211	409,024	404,170	401,638	398,993	396,056	392,334	389,701	385,719	384,219	
	流動負債 (K)	1,673,295	1,727,191	2,512,436	4,055,708	2,472,748	1,999,697	2,630,973	1,898,996	1,998,298	2,016,134	2,014,072	2,067,379	2,008,413	
	うち建設改良費分	455,594	557,079	1,250,337	2,585,739	974,462	463,595	1,001,396	259,895	252,677	227,743	221,279	240,650	221,390	
	うち一時借入金														
うち未払金	156,429	134,118	154,516	162,781	161,138	162,958	162,035	163,301	164,498	164,433	165,480	166,524	166,465		
累積欠損金比率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	0.07	△ 0.01	△ 0.11	△ 0.31	△ 0.58	△ 1.37	△ 2.16	△ 2.79	△ 3.43	△ 4.07	△ 4.72	△ 5.40	△ 6.04		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)										△ 1,114,037	△ 2,484,712	△ 3,841,140	△ 5,320,729		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,511,339	2,512,179	2,515,844	2,492,294	2,463,379	2,434,647	2,419,702	2,403,541	2,386,032	2,363,720	2,347,873	2,324,007	2,315,006		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)										△ 47	△ 106	△ 165	△ 230		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)										△ 1,114,037	△ 2,484,712	△ 3,841,140	△ 5,320,729		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	130,469														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)	2,461,005	2,469,384	2,471,129	2,437,917	2,424,360	2,395,431	2,380,253	2,364,313	2,346,734	2,324,395	2,308,589	2,284,705	2,275,702		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)										-48	-108	-168	-234		

## 投資・財政計画 (資本的収支に係る収支計画)

(単位：千円)

区 分		年 度		本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕											
資本的 収 入	1. 企業債	840,000	1,511,500	3,594,700	8,025,300	2,821,400	1,312,800	3,020,600	612,900	611,900	510,700	510,100	507,100	508,800
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金	41,235	30,493	18,914	7,728	447								
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	30,425	55,480	64,910	141,734	105,200	26,300	97,000	17,900	17,800	19,000	18,900	18,800	18,900
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	1,526	52,372	2,024	67,080									
	9. その他				2,000									
	計 (A)	913,186	1,649,845	3,680,548	8,243,842	2,927,047	1,339,100	3,117,600	630,800	629,700	529,700	529,000	525,900	527,700
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	913,186	1,649,845	3,680,548	8,243,842	2,927,047	1,339,100	3,117,600	630,800	629,700	529,700	529,000	525,900	527,700
	資本的 支 出	1. 建設改良費	1,518,646	1,856,930	4,167,789	8,619,131	3,248,207	1,545,316	3,337,987	866,317	842,255	759,145	737,596	802,167
うち職員給与費		150,127	142,906	166,557	166,903	140,914	142,449	143,860	65,636	66,293	66,956	67,559	68,167	68,167
2. 企業債償還金		771,686	756,736	731,025	802,491	1,006,181	1,037,743	1,077,292	1,173,543	1,183,737	1,291,210	1,336,769	1,342,052	1,377,858
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	2,290,333	2,613,666	4,898,814	9,421,622	4,254,388	2,583,059	4,415,279	2,039,860	2,025,992	2,050,355	2,074,365	2,144,219	2,115,825	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,377,146	963,821	1,218,266	1,177,780	1,327,341	1,243,959	1,297,679	1,409,060	1,396,292	1,520,655	1,545,365	1,618,319	1,588,125	
補填 財 源	1. 損益勘定留保資金			999,060	1,051,887	477,801	978,428	1,179,062	1,155,076	1,338,276	1,453,197	1,497,126	1,515,027	1,529,331
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他			219,206	125,893	849,540	265,531	118,617	253,984	58,016	67,458	48,239	103,292	58,794
	計 (F)	1,377,146	963,821	1,218,266	1,177,780	1,327,341	1,243,959	1,297,679	1,409,060	1,396,292	1,520,655	1,545,365	1,618,319	1,588,125
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	9,783,084	10,537,848	13,401,523	20,624,332	22,439,551	22,714,608	24,657,916	24,097,273	23,525,436	22,744,926	21,918,257	21,083,305	20,214,247	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕											
収益的 収 支 分		5,699	4,534	4,970	6,194	4,265	4,687	4,807	4,584	4,693	4,695	4,657	4,681	4,678
	うち基準内繰入金	5,699	4,534	4,970	6,194	4,265	4,687	4,807	4,584	4,693	4,695	4,657	4,681	4,678
	うち基準外繰入金													
資本的 収 支 分		41,235	30,493	18,914	7,728	447								
	うち基準内繰入金	41,235	30,493	18,914	7,728	447								
	うち基準外繰入金													
合 計		46,934	35,028	23,884	13,922	4,712	4,687	4,807	4,584	4,693	4,695	4,657	4,681	4,678

原価計算表

布設年月日 昭和11年 3月31日  
 給水人口 170,935人  
 計算期間 自令和8年4月至令和12年3月  
 (5年間)

収入の部

項	目	金額			
		最近1箇年間の実績(令和6年度)	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
		千円	千円	千円	千円
料	金(X)	2,499,616	2,429,900		2,429,900
給	水装置工事費	30,366	29,587		29,587
そ	の他	451,622	475,550		475,442
合	計	2,981,604	2,935,037		2,935,037

支出の部

項	目	金額						
		最近1箇年間の実績(令和6年度)	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)			
原水及び浄水費	人	給	料	40,961	38,770	2,864	35,905	
	件	諸	手	29,619	31,635	2,337	29,298	
	費	福	利	14,171	15,135	1,118	14,017	
	委	託	料	255,701	457,024	33,765	423,259	
	受	水	費	1,181	1,184	88	1,097	
	修	繕	費	41,712	12,287	908	11,379	
	動	力	費	198,505	136,327	10,072	126,255	
	薬	品	費	37,975	28,721	2,122	26,599	
	そ	の	他	23,883	17,772	1,313	16,459	
	小	計	643,707	738,856	54,587	684,269		
配水及び給水費	人	給	料	49,039	52,578	3,884	48,694	
	件	諸	手	38,063	41,564	3,071	38,493	
	費	福	利	17,249	18,423	1,361	17,062	
	委	託	料	78,247	105,193	7,772	97,421	
	修	繕	費	250,656	375,698	38,546	337,152	
	動	力	費	20,006	21,997	1,625		
	材	料	費	13,113	22,289	1,647	20,642	
	そ	の	他	13,045	25,770	1,904	23,866	
小	計	479,418	663,512	59,810	603,702			
受託給水工事費	人	給	料	14,938	16,141		16,141	
	件	諸	手	9,280	9,912		9,912	
	費	福	利	4,400	4,699		4,699	
	委	託	料	35,922	48,365	30,397	17,968	
	そ	の	他	391	910		910	
小	計	64,930	80,027	30,397	49,630			
業務費	人	給	料	17,208	18,380		18,380	
	件	諸	手	12,787	13,658		13,658	
	費	福	利	5,992	6,400		6,400	
	委	託	料	156,506	167,978	134,273	33,705	
	そ	の	他	26,660	32,829		32,829	
	小	計	219,154	239,245	134,273	104,972		
総係費	人	給	料	38,809	56,976	7	56,970	
	件	諸	手	79,279	73,269	2,454	70,816	
	費	福	利	13,598	14,524		14,524	
	委	託	料	25,038	34,133		34,133	
	消	耗	品	2,102	2,320		2,320	
	通	信	運	搬	1,357	1,579		1,579
	光	熱	費	5,989	5,807		5,807	
	修	繕	費	3,898	6,122		6,121	
	負	担	金	1,176	1,962		1,962	
	そ	の	他	22,725	28,837		28,837	
小	計	193,970	225,529	2,460	223,069			
支	払	利	息	117,793	421,768	2,454	403,156	
減	価	償	却	費	1,224,656	1,494,977	20,101	1,460,174
資	産	減	耗	費	27,117	321,511		321,511
そ	の	他		34,460	25,833		25,755	
小	計	1,404,026	2,264,089	22,555	2,241,534			
合	計	(Y) 3,005,206	4,211,257	304,082	3,857,546			

料金対象経費(Y)+(Z) 3,857,546

(X)/((Y)+(Z))\*100= 63.0%

<料金水準についての説明>

※「水道料金算定要領」(日本水道協会)に基づき、令和4年1月25日付け総務省通知「『経営戦略』の推進について」の「経営戦略のひな型様式」に追加された原価計算表を参考にして総括原価の算定を行っております。

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

## 経営比較分析表（令和5年度決算）

神奈川県 小田原市

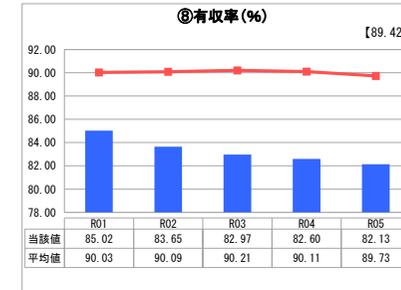
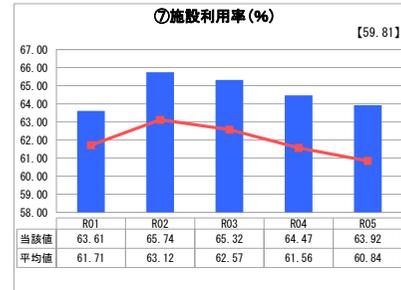
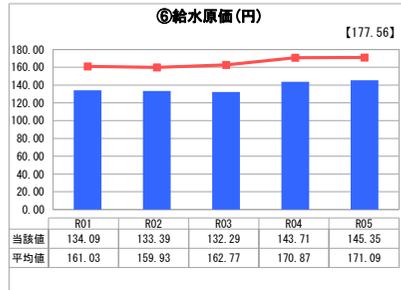
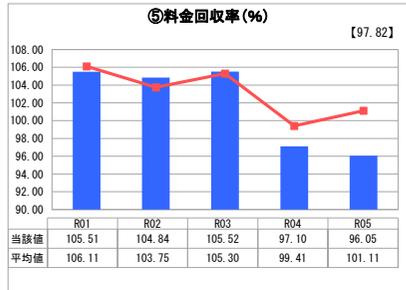
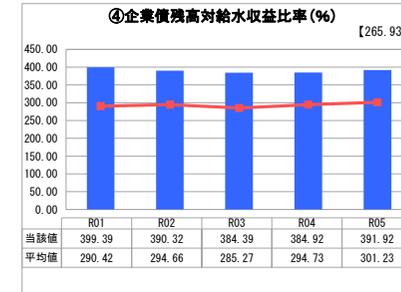
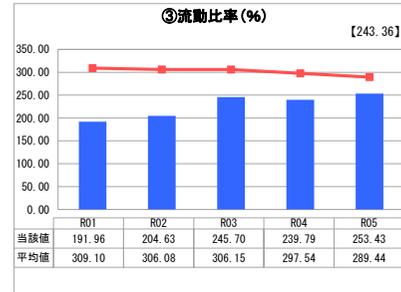
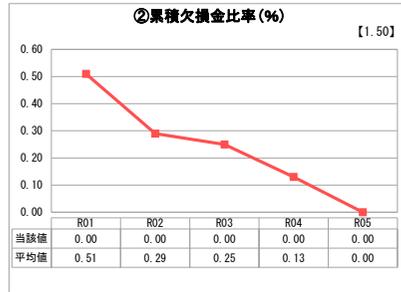
業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	66.00	91.70	2,255	

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
187,040	69.56	2,688.90
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
171,208	55.31	3,095.43

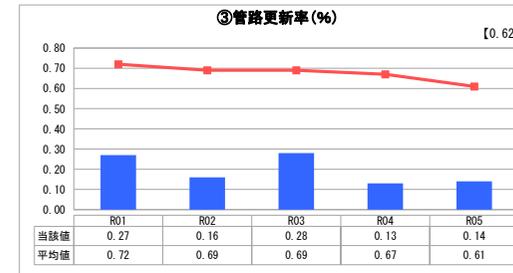
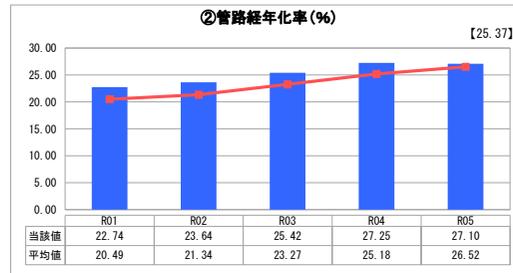
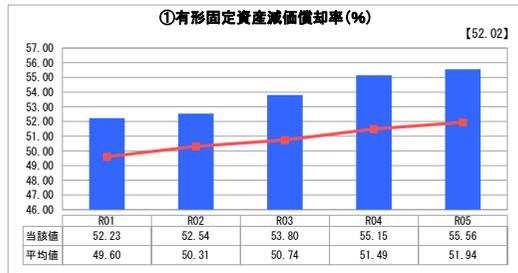
**グラフ凡例**

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性



### 2. 老朽化の状況



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は、100%を上回っているものの類似団体平均を下回っています。⑤料金回収率は100%を下回っており、類似団体平均を下回っています。⑥給水原価については、電気料金の高止まりの影響が大きく微増となりましたが、類似団体平均を下回っています。給水収益が減少傾向にある中で、本指標を向上させるには、給水収益の減少割合以上のコスト削減が必要です。④企業債残高対給水収益比率については、企業債残高が減少しているものの、給水収益も減少しているため指標は上昇し、依然として類似団体平均値よりも高い水準にあります。⑧有収率については、地下漏水の早期発見・早期修繕に努めています。 ※経営比較分析表の指標は、地方公営企業決算状況調査の数値を機械的に計算したものであり、⑤料金回収率と⑥給水原価は、本市の公表指標と異なります。 (R5料金回収率99.77%、R5給水原価139.93円)

#### 2. 老朽化の状況について

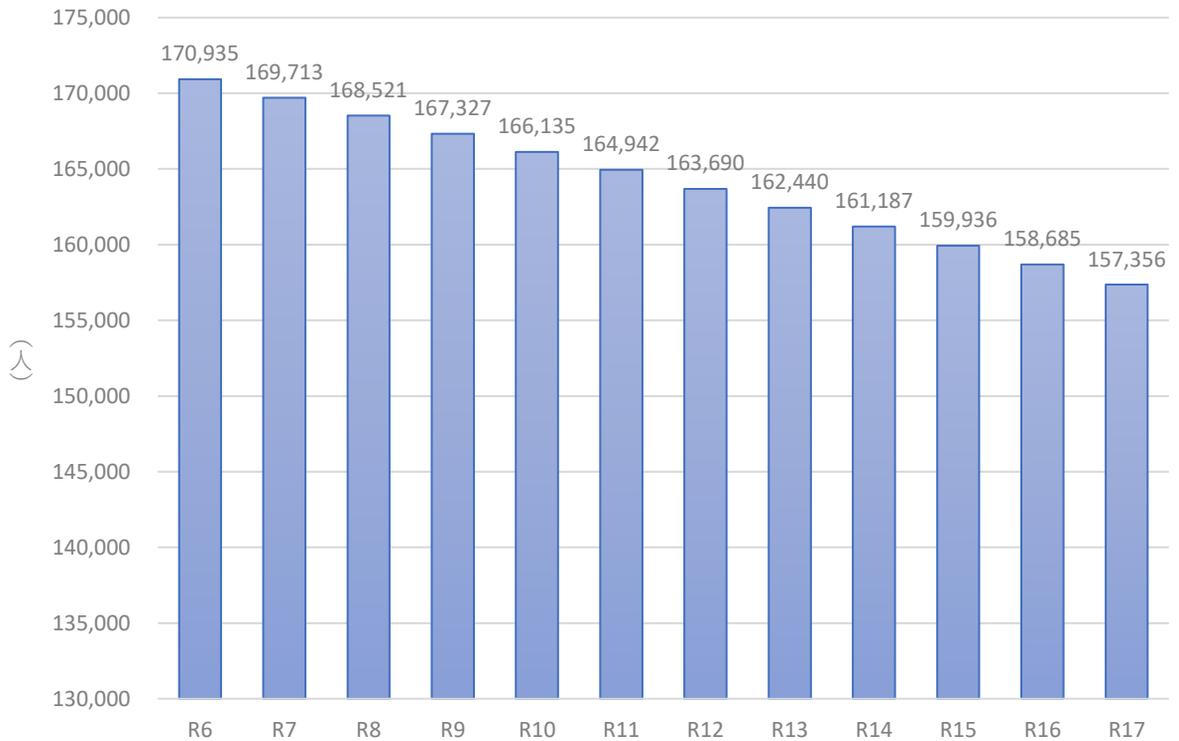
①有形固定資産減価償却率、②管路経年化率が類似団体平均値と比べ高い水準となっている一方、③管路更新率が低く推移していることから、施設の老朽化が進んでいると分析されます。 管路の老朽化対策は、主に昭和40年代中頃以前に布設した管路について更新事業を進めていますが、多額の事業費を要する基幹管路から優先的に実施しているため、実施延長が伸びず管路更新率が低い値となっています。

#### 全体総括

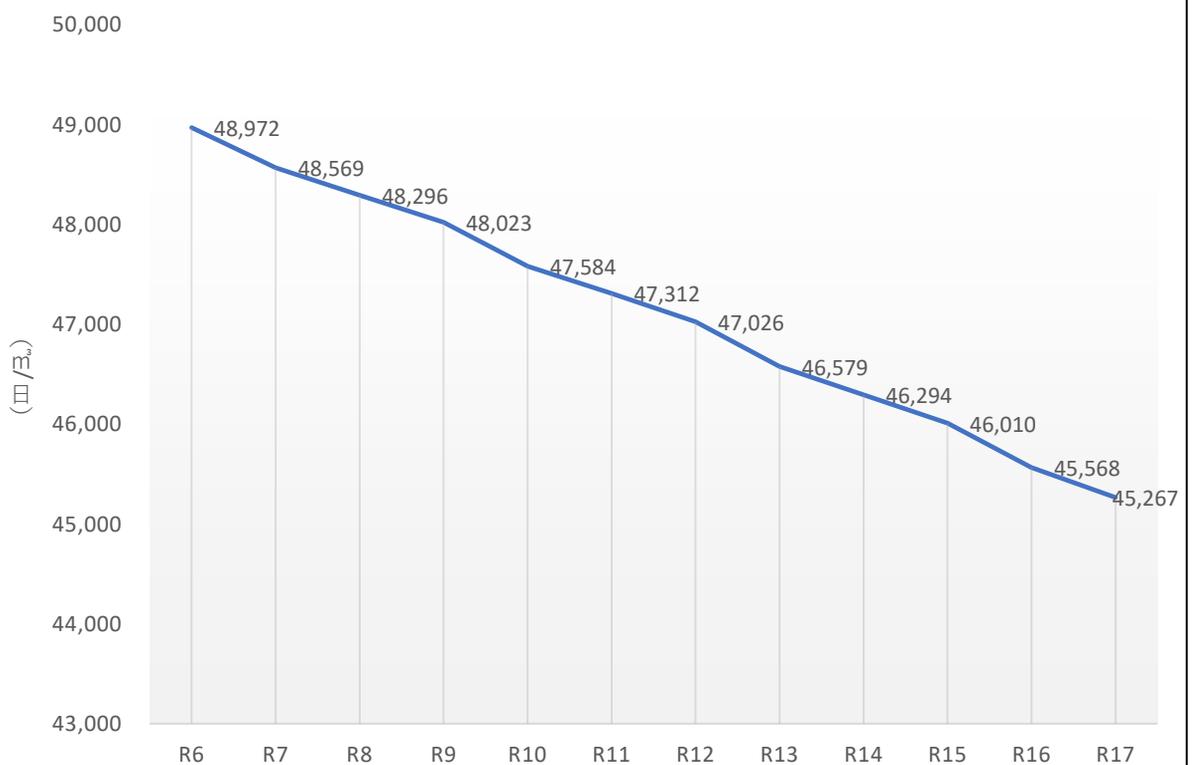
将来において、水需要の低下によりさらなる給水収益の減少が予想される一方で、地震対策及び施設・管路の更新や維持管理などといった支出の増加が避けられない状況となっており、事業経営の効率化と財政基盤の強化が必要となります。 今後は、アセットマネジメント(資産管理)を活用した水道施設の計画的な更新や規模の適正化による効果的な投資を進めるとともに、漏水対策による有収率向上に資する取組や効率的な維持管理による水道施設の長寿命化に努めていきます。 また、安定的かつ健全な経営を継続できるよう財政推計を行うとともに、収入の根幹をなす水道料金については、定期的に適切な料金水準を検討していきます。

## 各種重要指標の推移

&lt; 1. 給水人口の見通し &gt;

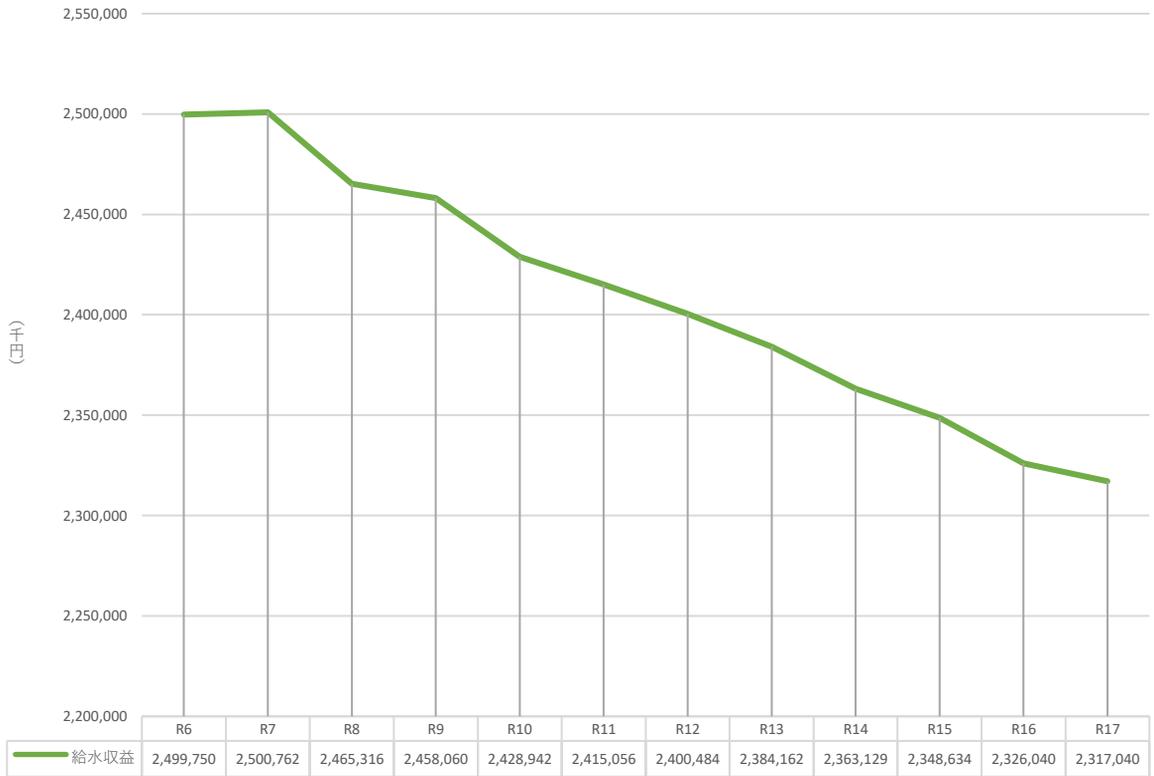


&lt; 2. 有収水量の見通し &gt;

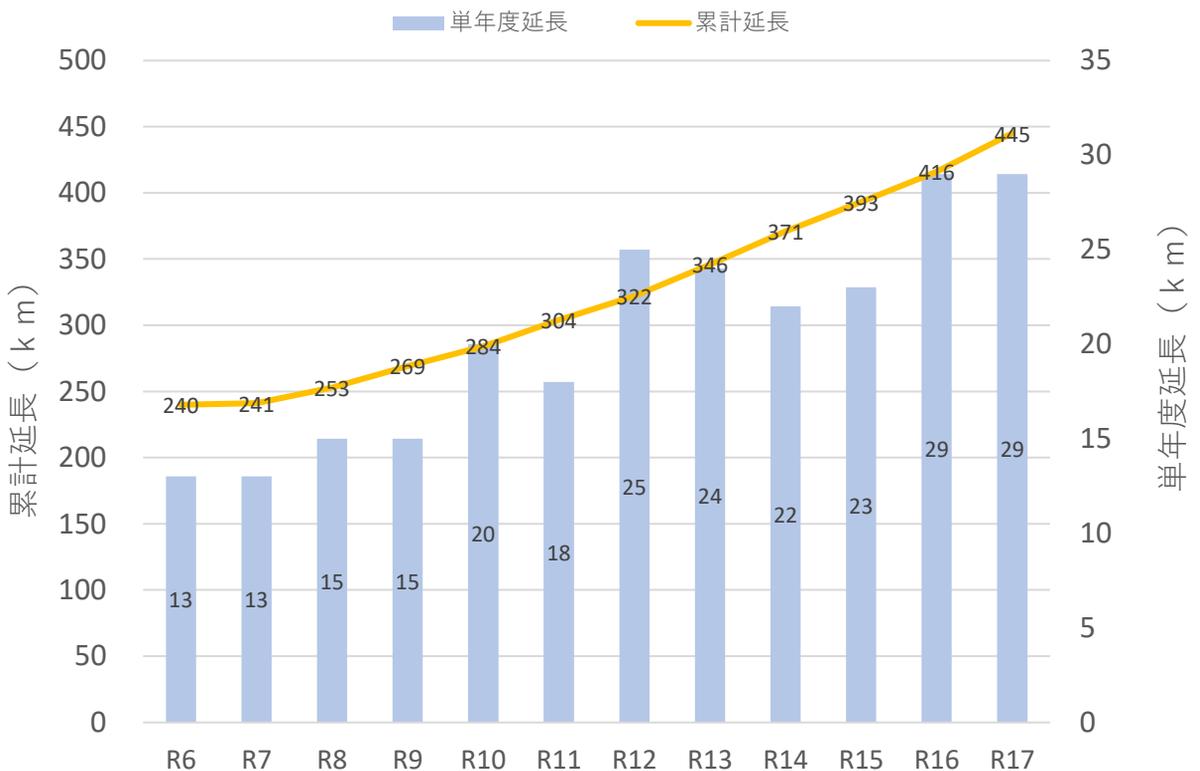


# 各種重要指標の推移

## < 3. 給水収益の見通し >

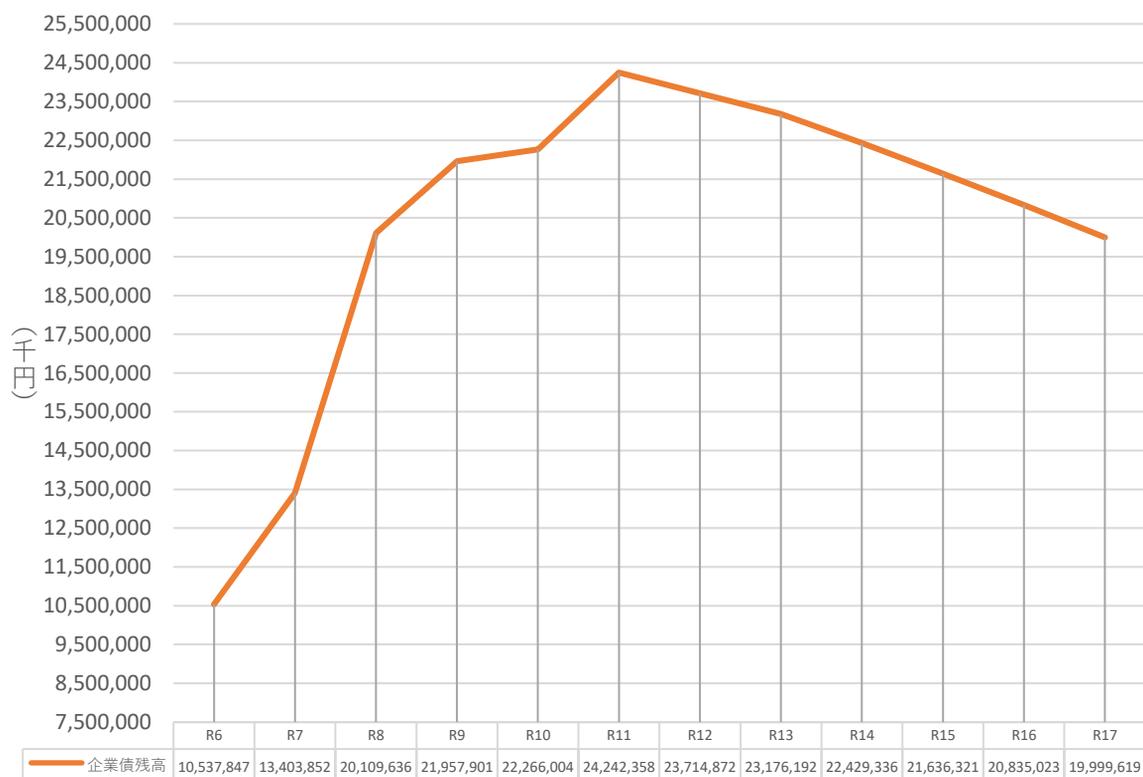


## < 4. 法定耐用年数40年経過管の推移 >

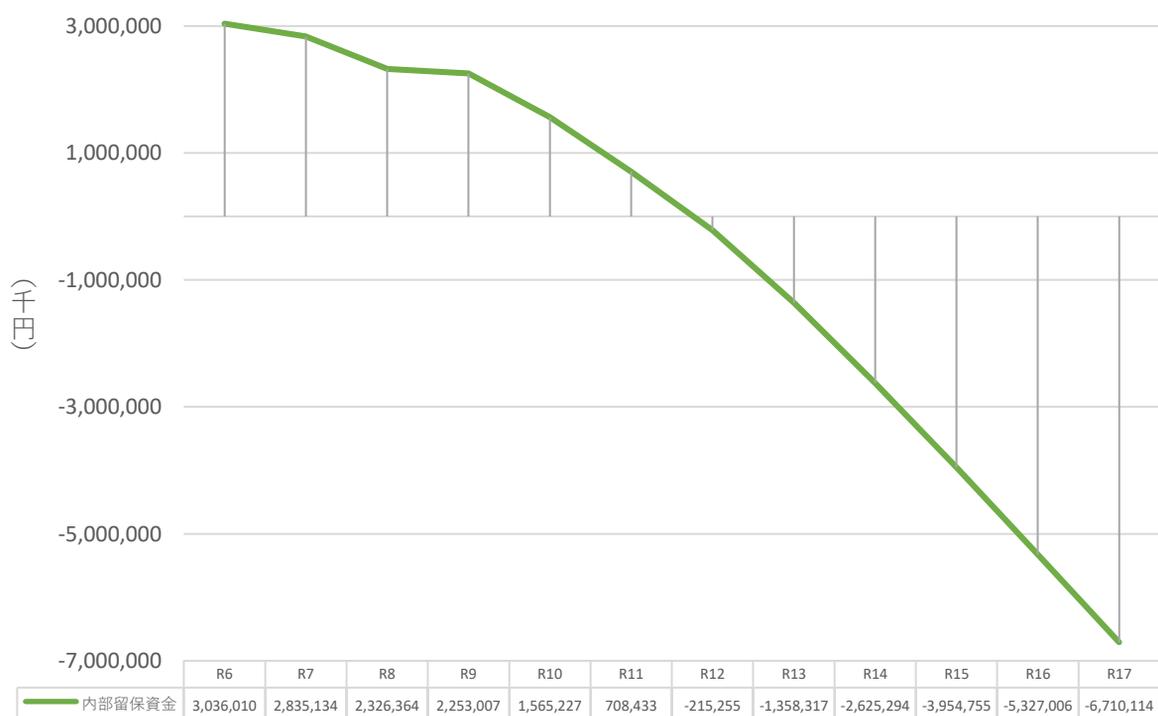


## 各種重要指標の推移

### < 5. 企業債残高の見通し >



### < 6. 内部留保資金の見通し >



## 小田原市下水道事業経営戦略の改定について

### 1 改定の背景

総務省の要請により平成30年3月に策定した経営戦略は、将来の投資とその財源などを明らかにした中長期的な経営の基本計画であり、3年から5年を目途に必要な見直しを行うこととしており、今回は、令和2年度に改定を行ったことから、令和7年度に改定を行うものである。

### 2 前回戦略の振り返り

前回改定した経営戦略（以下「前回戦略」という。）において、計画期間に示されている検討事項や投資の計画と実績との比較検証は次のとおり。

項目	令和2年度改定時の計画	実績（令和6年度末時点）
投資面	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き下水道未普及地区の解消に向けた投資を行う。</li> <li>地震対策及び長寿命化対策として約33億円を投資※。</li> <li>雨水の排除及び浸水被害対策に約14億円を投資※。</li> </ul> <p>※ 令和3年度から令和6年度の期間での投資計画額。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道未普及地区の解消に約17億円の投資を行った。</li> <li>地震対策及び長寿命化対策として、約35億円を投資した。なお、重要な管渠約149kmのうち約85kmについて耐震化済みであり、「小田原市下水道ストックマネジメント計画」では、令和13年度に完了することを目標としている。</li> <li>雨水の排除及び浸水被害対策として約11億円を投資した。</li> </ul>

項目	令和2年度改定時の計画	実績（令和6年度末時点）
民間 活力の 活用	・適切な施設管理を行って いくため、「公民連携手法」の 導入に向けた検討を行う。	・令和4年11月から下水道管路 維持管理包括的業務委託を実 施した。

前回戦略で挙げていた主な検討事項や投資計画は概ね達成している。

また、資金面についても投資・財政計画を上回る内部留保資金を確保することができており、経営は安定している。

### 3 今回改定の概要とポイント

#### (1) 経営の基本方針について

本市の下水道事業に関する計画「おだわら下水道ビジョン」に掲げる「未来へつなぐ、暮らしを支える下水道」を基本理念に、次のとおり経営の基本方針を定める。

- ア 下水道未普及地区の解消に努めるなど、「快適な暮らしの実現」を図っていく。
- イ 下水道施設の地震対策や長寿命化対策を計画的に行うとともに、大雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、必要に応じて雨水渠の整備等を行うことで、「災害に強い下水道」を維持していく。
- ウ 「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な整備・投資に努めつつ、下水道施設の包括的な維持管理の拡大や未利用地の売却を検討していくなど、経営の効率化を推し進めることで、「健全経営を保つ下水道」を守り続けていく。

## (2) 投資・財政計画について

投資・財政計画の主な項目は次のとおり。

(百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
下水道事業収益	6,022	6,185	6,200	6,190	6,197	6,198	6,152	6,166	6,145	6,129	6,120	6,103
うち下水道使用料	3,262	3,197	3,168	3,156	3,140	3,124	3,112	3,104	3,089	3,078	3,069	3,065
下水道事業費用	6,179	6,271	6,084	6,382	6,472	6,554	6,390	6,496	6,499	6,517	6,520	6,517
うち減価償却費	3,305	3,346	3,344	3,373	3,385	3,384	3,375	3,381	3,368	3,354	3,348	3,326
当期純損益	△ 157	△ 86	116	△ 192	△ 275	△ 356	△ 237	△ 330	△ 354	△ 387	△ 400	△ 414
資本的収入	2,885	2,829	2,608	2,629	2,208	2,202	2,221	2,145	2,200	2,185	1,842	1,913
資本的支出	5,250	5,371	4,986	4,939	4,442	4,450	4,333	4,188	4,149	4,136	3,765	3,805
うち企業債元金償還金	3,004	2,771	2,591	2,408	2,296	2,287	2,128	2,000	1,887	1,873	1,794	1,764
内部留保資金	1,960	1,775	1,935	1,883	1,807	1,636	1,713	1,767	1,884	1,956	2,019	2,085

※収益的収支は税抜。資本的収支は税込。

- ・人口減少等の影響により、下水道使用料は毎年度減少傾向を示しており、令和6年度は約32億6千万円であったが、令和17年度には約30億6千万円にまで落ち込むものと見込んでいる。
- ・また、下水道事業費用は、物価の上昇などにより、令和6年度は約61億8千万円であったが、令和17年度には約65億2千万円まで増加するものと見込んでいる。
- ・一方で、資本的収支面では、企業債元金償還金について、令和6年度以降、令和14年度まで毎年約1億円～2億円のペースで減少を見込む。

これらの結果として、経営資金である内部留保資金は、令和11年度に底入れ後、回復基調となる見通しである。

### (3) 使用料の見直しについて

#### ア 資金面

計画期間内では、事業運営に必要な内部留保資金を保つことができる見通しである。

#### イ 経費回収率及び使用料単価について

経費回収率（下水道使用料/汚水処理経費×100）は、100%を下回り続ける見込みである。

一方で、総務省は、使用料単価（下水道使用料/有収水量）について、150円/m<sup>3</sup>を下回った場合は、改定を検討すべきであるとの見解を示しているが、本市は直近令和6年度決算においてこの水準を上回っている。

#### ウ 総括

経費回収率は、100%を下回り続ける見込みであるが、使用料単価は、改定の検討を行うべきとされる水準をクリアしていることや、企業債元金償還金の減少に伴い、令和12年度以降、内部留保資金が回復基調となることなどから、現時点では、使用料改定を行わない。

## 4 今後のスケジュール

令和8年2月 パブリックコメントの実施（2/13～3/16）

3月 小田原市下水道事業経営戦略の改定

## 小田原市下水道事業経営戦略

団	体	名	:	神奈川県小田原市	
事	業	名	:	下水道事業	
策	定	日	:	平成 30 年 3 月	
改	定	日	:	令和 8 年 3 月	
計	画	期	間	:	令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	左岸処理区 昭和57年度 (供用開始後44年) 右岸処理区 昭和63年度 (供用開始後39年) 旧西部処理区 昭和41年度 (供用開始後59年。平成20年度に 左岸処理区に編入) ※供用開始後年数は策定年度時点。	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	60.7人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	酒匂川流域下水道に接続
処 理 区 数	2処理区		
処 理 場 数	流域下水道に編入済みのため処理場なし。 市内3箇所の処理場を2箇所に集約することで、下水道事業の効率化を図ることを目的として、平成28年3月31日に単独下水道である小田原市寿町終末処理場を酒匂川流域下水道へ編入し、小田原市寿町終末処理場を廃止した。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年4月に小田原市の単独公共下水道である処理区を神奈川県管理の酒匂川流域下水道へ編入して広域化を行った。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用と業務用とで区別はなく、二部使用料制(基本使用料と従量使用料)と累進使用料制(9段階)を採用している。維持管理費及び資本費の一部(資本維持費は現在のところ算入していない)を賄う使用料設定としている。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	公衆浴場汚水については、公衆浴場の公共性を勘案して、一般汚水と比べて低廉な使用料としている。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	2,636 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,652 円
	令和5年度	2,636 円		令和5年度	3,653 円
	令和6年度	2,636 円		令和6年度	3,678 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	50名(損益勘定職員34名、資本勘定職員16名)※令和6年度末時点
事業運営組織	<p>水道局と下水道部は統合し、令和3年4月1日から上下水道局となった。下水道事業に係る組織図は以下のとおり。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[上下水道局] --&gt; B[経営総務課]     A --&gt; C[給排水業務課]     A --&gt; D[下水道整備課]             </pre> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道管路の維持管理は、包括的業務委託を導入しており、ポンプ場及びマンホールポンプ等は民間委託であるため、下水道施設の包括的業務委託の導入に向けて検討している。
	イ 指定管理者制度	現時点では指定管理者制度の導入は、予定していない。
	ウ PPP・PFI	現時点ではPPP・PFIの導入は、予定していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし。※本市は、処理場を持っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p><b>●経営比較分析表(令和5年度決算)等を活用した現状分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業債残高対事業規模比率については、企業債償還が進んでいるため、減少傾向にあり、類似団体平均を大きく下回っている。</li> <li>水洗化率は、臨戸訪問や補助金支出などの取組により、緩やかな上昇傾向にあるものの、類似団体平均を下回っている。</li> <li>下水道事業の経費回収率は、使用料算定上の経費回収率(※)にて説明すべきものであるため、投資・財政計画(収益的収支に係る収支計画)に基づき、現状分析を行う。同計画表中最下段にあるとおり令和6年度の経費回収率は、97.2%と100%に近いものとなっている。背景として、本市は、県内他自治体に比べ、下水道事業に早期に着手しており、更新時期を迎えている老朽管渠が多いことや処理区域内の人口密度が低いこと、管渠等の維持管理に係る負担が大きいことに加え、不明水が多いことや一般会計繰入金等の基準内繰入に係る不足が生じていることも汚水処理原価が高くなり、結果として、経費回収率を低くする要因となっている。</li> </ul> <p>引き続き、接続率の向上による使用料収入の確保や経費の節減など効率的な経営に努め、経費回収率の向上を図る。</p> <p><b>●今後の課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流域下水道維持管理費負担金の増加も経費回収率に大きく影響することから、今後も引き続き、その負担が適正であるかどうかについて注視するとともに、神奈川県や関係市町との意見交換・調整を進めていく。</li> <li>管渠老朽化率については、老朽管渠対策を進めているために、全国平均が上昇傾向にある一方で、本市は一定水準に抑えることができているが、依然として老朽管渠対策に留意しなければならない。今後、企業債償還金の減少による内部留保資金の増加が見込まれることから、これを財源に更なる地震対策や長寿命化等老朽化対策を進めていく。</li> </ul> <p>※(公益社団法人 日本下水道協会)「下水道使用料算定の考え方」に基づき、使用料対象経費から控除する収入として、4条に計上されている「他会計出資金」は全額控除対象とするともに、長期前受金収益化額においては、将来継続的に交付が見込まれる国庫補助金相当分を控除している。</p>
--

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

人口については、令和7年1月1日の行政人口を基準としたコーホート要因法により推計した。生残率、純移動率は、令和5年度の国立社会保障・人口問題研究所推計値(以下「社人研」という。)、子ども女性比、0-4歳性比は実績値を使用し行政人口を見込み、それに基づき予測した。

本市の行政人口は減少傾向にあり、令和6年度末時点での186,007人に対し、令和17年度末には171,259人(令和6年度比:△7.9%)まで減少すると試算している。

このため、長期的には行政人口の減少に伴い処理区域内人口も減少していくと試算している。

処理区域内人口は令和6年度末時点での156,100人に対し、令和17年度末には147,205人(令和6年度比:△6.0%)まで減少するものと見込む(別紙2「各種重要指標の推移」 1. 処理区域内人口の見通し 参照)。

### (2) 有収水量の予測

有収水量の予測に当たっては、過去の決算から単年度の平均増減率を算出し、令和7年度見込みを算出。これに接続率の上昇や年々減少傾向にある処理区域内人口を加味し、以降の将来推計を行った。

公共下水道未普及地区の整備による水洗化人口の伸びはあるものの、市の人口の減少と節水機器の普及による、使用水量の減少が上回るが見込まれることから、汚水量は減少傾向を示すものと見込み、令和17年度には年間約1千8百30万 $\text{m}^3$ まで減少すると見込む(別紙2「各種重要指標の推移」 2. 有収水量の見通し 参照)。

### (3) 使用料収入の見通し

使用料収入については、平成26年度の使用料改定以降、全体的な使用水量の減少傾向を大規模事業者の新規接続などが補うことで微減の傾向を維持してきたが、今後は有収水量と同じく、年を追うごとに減少していく見込みである。

将来の推計に当たっては、令和元年度から令和7年度までの排水量ランク別排水量の推移を整理し、社人研による人口推計をベースとして、これらに整備進捗状況や接続率を加味して求めた年度末処理人口を算出し、推計を行った。その結果、令和6年度に32億6千8百万円余だった使用料は、令和17年度には約30億6千万円まで減少するものと見込んでいる(別紙2「各種重要指標の推移」 3. 使用料収入の見通し 参照)。

### (4) 施設の見通し

污水管渠の整備については、令和6年度末において全体計画面積に対する整備率が89.0%となっており、今後も引き続き着実な整備を推進する。

また、標準耐用年数50年を経過する老朽管渠については、令和6年度時点で約109kmであったが、令和17年度には約181kmになることが見込まれるなど、より一層の老朽管渠への対策が必要となる(別紙2「各種重要指標の推移」 4. 標準耐用年数50年経過の管渠推移 参照)。そのため、「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽管渠について、地震対策や長寿命化を計画的に行うとともに、公民連携による包括的維持管理を行い、安全安心なインフラの構築・維持を図る。こうした予防保全に係る投資により、ライフサイクルコストの低減に努めていく。

また、中継ポンプ場等他の施設についても、標準耐用年数が経過した設備もあることから「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づき適宜改築更新を行っていく。

### (5) 組織の見通し

下水道未普及地区の解消と暮らしの基盤を支える下水道の適切な維持管理を行っていくため、現状の人員をベースとしつつ、その時々々の状況に見合った必要な人員を維持・確保していく。

## 3. 経営の基本方針

下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上などを図るための重要な都市基盤施設であり、本市下水道のあり方を示す最重要計画である「おだわら下水道ビジョン」では、その理念として、「未来へつなぐ、暮らしを支える下水道」を掲げている。この理念に基づき、本経営戦略では、次のとおり経営の基本方針を定める。

- ① 下水道未普及地区の解消に努めるなど、「快適な暮らしの実現」を図っていく。
- ② 下水道施設の地震対策や長寿命化対策を計画的に行うとともに、大雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、必要に応じて雨水渠の整備等を行うことで、「災害に強い下水道」を維持していく。
- ③ 「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な整備・投資に努めつつ、下水道施設の包括的な維持管理の拡大や未利用地の売却を検討していくなど、経営の効率化を推し進めることで、「健全経営を保つ下水道」を守り続けていく。

## 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	「おだわら下水道ビジョン」に基づき、引き続き未普及地区の解消に向けた汚水管渠の整備を進めつつ、老朽管渠の更新を行う長寿命化事業や緊急輸送路下や広域避難所下流等の重要な管渠の耐震化などの地震対策事業、大雨による浸水被害などを軽減するための雨水渠の整備を行っていくことで、市民生活の安全を守りつつ、災害にも強いまちづくりをインフラ面から支えていく。また、同ビジョンに基づく、耐震化や計画的な管渠の更新に引き続き努めていくことで、今後、長期に亘っても、安全安心な下水道を維持していく。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道未普及地区の解消に向けた汚水管渠の整備に、令和8年度から計画期間終了年度である令和17年度までに約66億円を投じる。</li> <li>・緊急輸送路下や広域避難所下流等の重要な管渠の耐震化や、老朽化施設の改築更新を進める。具体的には、地震対策について、令和13年度までの完了を目指し、令和8年度から令和13年度までで約38億円を投じる。</li> <li>・老朽管渠対策として、長寿命化を図るべく、令和8年度から令和17年度までに約26億円を投じる。</li> <li>・雨水の排除及び浸水被害軽減のため、令和8年度から令和17年度までに約29億円を投じる。</li> <li>・民間のノウハウを最大限活用するため、下水道施設の包括的維持管理業務委託を拡大検討するなど、適切な維持管理を行っていく。</li> </ul>

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰入基準を下回っている一般会計繰入金金の確保に努め、当年度純損失の縮減に努める。</li> <li>・起債額は、企業債償還金を下回る額とし、企業債残高の順調な減少を維持する。</li> <li>・内部留保資金は、令和11年度に最も厳しい状況になるものと見込まれるが、企業債償還金の減少に伴い、その後の回復基調が見込まれる。下水道使用料や流域下水道維持管理費負担金など不確定要素の状況にも左右されるが、今後、30年程度の長期の試算においても、投資や維持管理に必要な財源(内部留保資金)を維持できるものと見込んでいる。なお、そうした長期に亘り、経営の健全性を確保していくためにも資金の動向を捉えながら、投資に対する起債充当率などを慎重に検討し、後年の企業債償還に係る費用を抑制するなど、中長期的視点に立った経営改善努力を行っていく。</li> <li>・今後も使用料改定の判断基準の一つである内部留保資金15億円のラインを中長期において、下回ることはないよう経営状況の把握に努めていく。</li> </ul>
	<p>●下水道使用料: 新型コロナウイルス感染症拡大による外出抑制などの影響もあり、コロナ前は約33億円あった使用料収入は、令和4年度、5年度と落ち込み、5年度には32億円を割った。将来の推計に当たっては、社人研の推計をベースに本市の男女比などの要素も考慮しつつ、より実態に即した推計を心がけた。人口減少や節水機器の普及に伴い、引き続き、減少傾向を見込んでいる。</p> <p>●国庫補助金: 国庫補助金の交付対象となる事業では、それらを優先的かつ有効に活用することで負担の軽減に努める。本計画は、現行の交付要綱に合致する事業を抽出し、対象となる事業に国庫補助金を見込んでいる。</p> <p>●一般会計繰入金: 経費回収率にも影響する一般会計繰入金は、繰入基準額に対する不足が続いていることから、引き続き、基準額どおりの繰入れ確保に向けた調整を行っていく。</p> <p>●企業債: 令和6年度決算では約30億円と資本的支出の約6割を占めている企業債償還金は、企業会計移行時の平成28年度に約34億円であったものの、順調に償還が進み、投資・財政計画終了年度の令和17年度には約18億円と大きく減少していくことが見込まれる。※別紙2「各種重要指標の推移」 5.企業債償還金の見直し 参照)</p> <p>なお、本市下水道事業では、事業運営に最低限必要な内部留保資金の目安を15億円としている。企業債償還金の減少に伴い、令和11年度に底入れして以降は、回復基調を見込む。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

●人件費	人件費については、内閣府が経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」の報告書における賃金上昇率を採用しており、年率0.9%~2.8%の上昇率を乗じて見込んでいる。
●人件費以外の経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費以外の経費については、同報告書における消費者物価指数を採用し、年率0.9~2.0%の上昇率を乗じて見込んでいる。</li> <li>・企業債支払利息については、昨今の10年国債プライムレートの上昇傾向に鑑み、主な借入れである30年債は、3.0%と見込んだ。</li> <li>・なお、経費削減の取組として、雨天時貯留施設としての機能を持つ下水道管理センターにおける照明灯のLED化などの取組を進めていく。</li> </ul>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成28年4月に小田原市の単独公共下水道である処理区を神奈川県管理の酒匂川流域下水道へ編入して広域化したことにより小田原市の下水道はすべて流域下水道となり広域化した。
投資の平準化に関する事項	「おだわら下水道ビジョン」に基づいた整備・維持管理に努めることで投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後の老朽化施設の増大や人口減少等による使用料収入の減少、下水道に関わる技術職員の不足、適切な施設管理及び住民サービスの向上など、さまざまな課題への対応するため、下水道管渠においては、包括的維持管理業務委託を導入した。今後は、管渠をはじめ下水道施設への業務委託範囲の拡大を検討するなど、一層の市民サービスの向上と業務の効率化に努めていく。
その他の取組	引き続き、下水道未普及地区の解消に努めるとともに、重要な管渠の耐震化及び管渠の長寿命化を行うなど、安全安心なまちづくりに資する取組を進める。また、不明水対策についても引き続き行うことで、汚水処理経費の節減を図り、効率的な施設管理に努めていく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>【使用料改定に係る検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資金面について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・当年度純損失が生じている主な要因は、繰入基準額に対する実繰入額の不足や一般会計繰入金を資本的収支における出資金として受け入れていることなど、本市独自の会計事情に起因するものであり、損益勘定においては、構造的に赤字となりやすい。しかしながら、経営面を収益的収支・資本的収支、内部留保資金等総合的に捉えると、令和11年度までは内部留保資金の減少が見込まれるものの、毎年1億～2億の企業債償還金の減に伴い、令和12年度以降は回復基調となるため、経営全体としては、一定の安定性を維持できるものと見込む。</li> <li>※別紙2「各種重要指標の推移」 6.内部留保資金の見直し 参照</li> </ul> </li> <li>●経費回収率及び使用料単価について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費回収率は100%を下回り続ける見込みである。背景として、処理区域内の人口密度が低いことなど、管渠等の維持管理に係る負担が大きいことや人口減少に伴う使用料収入の減少及び一般会計繰入金の基準内繰入不足などがある。</li> <li>・使用料単価(下水道使用料/有収水量)は、直近令和6年度決算で167.22円/m<sup>3</sup>であり、総務省が示している使用料改定の目安150円/m<sup>3</sup>を上回っている。</li> </ul> </li> <li>●総括                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記状況を総合的に勘案し、まずは、基準内での一般会計繰入金の確保等に努めることとし、現段階での使用料改定は行わない。しかしながら、下水道使用料や賃金・物価等の上昇及び維持管理費の大部分を占める流域下水道維持管理費負担金などの動向を注視していく必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>下水道事業で保有している未利用地の精査を行い、売却を行うことによる収益確保に努めていく。</p>
<p>その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計からの基準内繰入れの確保に努めていく。</li> <li>・国庫補助金制度の動向を適切にとらえ、県内流用などの機会を積極的に活用するなど、計画に基づいた着実な建設改良工事を行うことができるようその財源確保に努めていく。</li> </ul>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>民間のノウハウを最大限に活用するため、令和4年度から導入した下水道管路包括的維持管理業務委託における技術研修会の開催などを通じて、職員の技術力及び下水道知識の底上げも図っている。今後は、一層の市民サービスの向上と業務の効率化に向け、管渠をはじめ下水道施設への業務委託範囲の拡大を検討していく。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>下水道事業組織内部の協力を経て、事務の平準化・分担の見直しを令和6年度から令和7年度にかけて実施し、組織・業務の合理化につながった。結果として、総務系の正規職員は令和5年度と比し、1名減の体制で業務を遂行している(会計年度任用職員は1名増)。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>電力契約に当たっては、固定制と変動制など、それぞれの施設の態様や需要に応じた合理的な契約を行うことが求められるが、事業者からの情報を精査した上で、調達に係るコスト削減に最大限努めていくこととしている。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>該当なし。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>「小田原市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、効率的な修繕及び更新を行う。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>下水道施設(中継ポンプ場等)の維持管理業務については、点検の頻度・方法等をより効率的かつ効果的なものとするため、令和9年度からの下水道施設包括的維持管理の業務範囲として、委託費の削減に向けて検討する。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>不明水対策に係る経費については、費用対効果を検証したうえで、原因を把握し、必要な対策を実施することとする。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>毎年度、決算確定後に本投資・財政計画に直近決算値を反映させ、物価上昇等将来の経営見通しを左右するような事項についても見直しを行うことで、その時々においてより精緻な計画として事後検証を行い、必要な措置を講じていく。また、これに基づいた経営戦略の改定を、3～5年を目途に行っていく。</p>
----------------------------	--

## 投資・財政計画 (収益的収支に係る収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	3,805,541	3,741,347	3,713,936	3,702,335	3,686,613	3,672,188	3,658,752	3,646,416	3,627,953	3,616,114	3,604,911	3,596,625
	(1) 料 金 収 入	3,261,836	3,196,555	3,168,281	3,156,490	3,139,604	3,124,293	3,112,100	3,104,098	3,088,569	3,078,226	3,069,069	3,064,739
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他	543,705	544,792	545,655	545,845	547,008	547,895	546,652	542,318	539,384	537,888	535,841	531,886
	2. 営業外収益	2,205,352	2,441,698	2,484,544	2,486,360	2,508,746	2,524,248	2,491,926	2,518,160	2,515,559	2,511,884	2,514,759	2,506,482
	(1) 補助金	1,112,859	1,348,589	1,366,158	1,375,492	1,391,538	1,404,484	1,373,205	1,393,963	1,392,900	1,393,615	1,394,460	1,390,245
	他会計補助金	1,112,859	1,348,589	1,366,158	1,375,492	1,391,538	1,404,484	1,373,205	1,393,963	1,392,900	1,393,615	1,394,460	1,390,245
	その他補助金												
	(2) 長期前受金戻入	1,041,407	1,055,340	1,062,289	1,071,016	1,076,917	1,079,030	1,077,581	1,082,645	1,080,691	1,075,881	1,077,530	1,073,083
	(3) その他	51,086	37,769	56,097	39,852	40,291	40,734	41,141	41,552	41,968	42,388	42,769	43,154
収 入 の 計 (C)	6,010,893	6,183,044	6,198,480	6,188,695	6,195,359	6,196,437	6,150,678	6,164,576	6,143,512	6,127,997	6,119,670	6,103,108	
収 益 的 支 出	1. 営業費用	5,702,938	5,815,204	5,624,074	5,911,888	5,989,655	6,066,030	5,894,714	5,991,371	5,984,646	5,986,231	5,976,868	5,963,362
	(1) 職員給与	198,381	206,954	210,077	212,133	214,211	216,121	218,050	219,999	221,966	223,755	225,560	227,381
	基本給	75,734	77,854	79,178	80,049	80,929	81,739	82,556	83,382	84,216	84,973	85,738	86,510
	退職給付	19,643	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212	23,212
	その他	103,003	105,887	107,687	108,872	110,070	111,170	112,282	113,405	114,539	115,570	116,610	117,659
	(2) 経費	2,199,308	2,262,623	2,070,149	2,326,976	2,390,736	2,465,423	2,301,945	2,390,000	2,394,311	2,408,661	2,403,050	2,410,479
	動力費	22,287	25,629	25,988	26,222	26,458	26,696	26,936	27,178	27,423	27,670	27,919	28,170
	修繕費	17,102	17,932	18,184	18,347	18,512	18,679	18,847	19,017	19,188	19,360	19,535	19,711
	材料費	1,286	1,526	1,547	1,561	1,575	1,589	1,604	1,618	1,633	1,647	1,662	1,677
	その他	2,158,633	2,217,535	2,024,430	2,280,846	2,344,191	2,418,459	2,254,558	2,342,187	2,346,068	2,359,984	2,353,935	2,360,921
(3) 減価償却費	3,305,250	3,345,628	3,343,848	3,372,778	3,384,708	3,384,486	3,374,719	3,381,372	3,368,369	3,353,815	3,348,258	3,325,502	
2. 営業外費用	475,229	453,135	457,444	467,979	479,700	485,536	492,674	502,440	512,466	528,091	543,286	554,064	
(1) 支払利息	437,135	415,366	418,258	428,127	439,409	444,802	451,533	460,887	470,498	485,703	500,517	510,910	
(2) その他	38,094	37,769	39,186	39,852	40,291	40,734	41,141	41,552	41,968	42,388	42,769	43,154	
支 出 の 計 (D)	6,178,167	6,268,339	6,081,518	6,379,866	6,469,355	6,551,566	6,387,388	6,493,810	6,497,113	6,514,322	6,520,154	6,517,427	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 167,274	△ 85,295	116,962	△ 191,171	△ 273,996	△ 355,129	△ 236,710	△ 329,235	△ 353,600	△ 386,325	△ 400,484	△ 414,319	
特 別 利 益 (F)	10,959	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	1,497	
特 別 損 失 (G)	617	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	2,267	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	10,342	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	△ 770	
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	△ 156,932	△ 86,065	116,193	△ 191,941	△ 274,765	△ 355,898	△ 237,479	△ 330,004	△ 354,370	△ 387,094	△ 401,254	△ 415,089	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		△ 86,065	30,128	△ 161,812	△ 436,578	△ 792,476	△ 1,029,956	△ 1,359,960	△ 1,714,330	△ 2,101,424	△ 2,502,678	△ 2,917,766	
流 動 資 産 (J)	3,355,437	3,203,494	3,175,160	3,163,342	3,146,421	3,131,076	3,118,857	3,110,837	3,095,275	3,084,909	3,075,732	3,071,393	
流 動 負 債 (K)	613,831	586,035	580,852	578,690	575,594	572,787	570,552	569,085	566,238	564,341	562,663	561,869	
うち建設改良費	4,119,113	3,443,168	3,215,968	3,144,473	3,087,795	2,936,978	2,801,263	2,693,747	2,689,564	2,611,550	2,540,472	1,137,700	
うち一時借入金	659,456	363,914	335,165	354,173	300,411	302,747	308,585	306,238	316,558	316,804	275,914	285,768	
うち未払金	663,019	466,329	452,431	474,626	481,284	487,400	475,186	483,103	483,349	484,629	485,063	484,860	
累積欠損金比率( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	△ 14.65	△ 2.30	0.81	△ 4.37	△ 11.84	△ 21.58	△ 28.15	△ 37.30	△ 47.25	△ 58.11	△ 69.42	△ 81.13	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益-受託工事収益 (A)-(B) (M)	3,805,541	3,741,347	3,713,936	3,702,335	3,686,613	3,672,188	3,658,752	3,646,416	3,627,953	3,616,114	3,604,911	3,596,625	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した規模 (P)	3,261,836	3,196,555	3,168,281	3,156,490	3,139,604	3,124,293	3,112,100	3,104,098	3,088,569	3,078,226	3,069,069	3,064,739	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													
下水道使用料(再掲) (Q)	3,261,836	3,196,555	3,168,281	3,156,490	3,139,604	3,124,293	3,112,100	3,104,098	3,088,569	3,078,226	3,069,069	3,064,739	
汚水処理経費 (R)	3,355,588	3,375,952	3,202,251	3,548,214	3,632,183	3,710,904	3,545,645	3,648,024	3,650,524	3,667,492	3,669,730	3,667,624	
経費回収率 ((Q)/(R)×100)	97.2%	94.7%	98.9%	89.0%	86.4%	84.2%	87.8%	85.1%	84.6%	83.9%	83.6%	83.6%	

投資・財政計画  
(資本的収支に係る収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)											
資本的 収入	1. 企業債	1,762,300	1,829,900	1,646,894	1,723,402	1,438,002	1,460,502	1,459,902	1,402,702	1,553,002	1,536,202	1,312,102	1,343,102	
	うち資本費平準化債	534,000	266,160	217,092	171,200	138,400	128,800	99,400	64,600	43,900	26,100	12,000	6,000	
	2. 他会計出資金	444,016	256,987	238,555	179,030	161,821	147,988	180,512	164,087	168,084	168,865	170,066	178,237	
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	663,096	730,000	715,500	719,500	601,000	586,500	573,000	571,000	472,000	473,000	353,000	385,000	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金													
	9. その他	15,479	12,494	7,157	7,157	7,157	7,157	7,157	7,157	7,157	7,157	7,157	7,157	
	計	(A) 2,884,891	2,829,381	2,608,106	2,629,090	2,207,981	2,202,148	2,220,571	2,144,946	2,200,244	2,185,224	1,842,326	1,913,496	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)												
	純計	(A)-(B) (C)	2,884,891	2,829,381	2,608,106	2,629,090	2,207,981	2,202,148	2,220,571	2,144,946	2,200,244	2,185,224	1,842,326	1,913,496
	資本的 支出	1. 建設改良費	2,245,364	2,600,307	2,394,883	2,530,707	2,146,552	2,163,248	2,204,960	2,188,187	2,261,934	2,263,689	1,971,513	2,041,926
		うち職員給与費	143,782	163,110	165,883	167,707	169,552	171,248	172,960	174,690	176,437	178,024	179,627	181,243
		2. 企業債償還金	3,004,872	2,770,757	2,591,291	2,408,167	2,295,916	2,286,699	2,128,378	1,999,891	1,887,481	1,872,758	1,793,708	1,763,533
		3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計	(D) 5,250,236	5,371,064	4,986,174	4,938,874	4,442,468	4,449,947	4,333,338	4,188,078	4,149,415	4,136,447	3,765,221	3,805,459		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E) (D)-(C)	2,365,344	2,541,683	2,378,067	2,309,784	2,234,488	2,247,799	2,112,767	2,043,132	1,949,171	1,951,223	1,922,895	1,891,963	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	2,268,761	2,295,206	2,286,477	2,306,680	2,312,709	2,310,374	2,302,056	2,303,646	2,292,596	2,282,852	2,275,646	2,257,337	
	2. 利益剰余金処分額	△ 156,932	△ 86,065	116,193	△ 191,941	△ 274,765	△ 355,898	△ 237,479	△ 330,004	△ 354,370	△ 387,094	△ 401,254	△ 415,089	
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	126,893	146,952	135,343	143,018	121,309	122,252	124,609	123,661	127,829	127,928	111,417	115,396	
計	(F) 2,238,721	2,356,093	2,538,013	2,257,758	2,159,252	2,076,728	2,189,186	2,097,303	2,066,055	2,023,686	1,985,809	1,957,644		
補填財源不足額	(E)-(F)	126,623	185,589	△ 159,946	52,026	75,236	171,072	△ 76,420	△ 54,171	△ 116,884	△ 72,463	△ 62,913	△ 65,681	
内部留保資金残高	1,960,179	1,774,590	1,934,535	1,882,509	1,807,273	1,636,202	1,712,621	1,766,793	1,883,676	1,956,139	2,019,053	2,084,734		
他会計借入金残高(G)														
企業債残高(H)	33,646,473	32,705,616	31,761,219	31,076,454	30,218,540	29,392,343	28,723,867	28,126,678	27,792,199	27,455,642	26,974,036	26,553,605		
○他会計繰入金													(単位:千円)	
区 分		年 度		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)											
収益的 収支分		1,655,984	1,893,013	1,911,445	1,920,970	1,938,179	1,952,012	1,919,488	1,935,913	1,931,916	1,931,135	1,929,934	1,921,763	
	うち基準内繰入金	1,655,984	1,893,013	1,911,445	1,920,970	1,938,179	1,952,012	1,919,488	1,935,913	1,931,916	1,931,135	1,929,934	1,921,763	
	うち基準外繰入金													
資本的 収支分		444,016	256,987	238,555	179,030	161,821	147,988	180,512	164,087	168,084	168,865	170,066	178,237	
	うち基準内繰入金	444,016	256,987	238,555	179,030	161,821	147,988	180,512	164,087	168,084	168,865	170,066	178,237	
	うち基準外繰入金													
実線入合計		(I) 2,100,000	2,150,000	2,150,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	

7

原価計算表

供用開始年月日 昭和41年9月1日  
 処理区域内人口 156,100人  
 計算期間 自令和8年4月至令和13年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 3,261,836	千円 3,140,154	千円	千円 3,140,154
合 計	3,261,836	3,140,154		3,140,154

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費				
人件費				
給料	19,138	20,656	13,655	7,001
諸手当	13,681	14,767	602	14,164
福利費	5,654	6,103	249	5,854
修繕費	15,127	16,880	733	16,147
材料費	1,238	1,381	57	1,325
委託料	206,879	230,848	10,004	220,843
その他	23,104	25,781	1,114	24,667
小計	284,822	316,415	26,414	290,001
ポンプ場費				
人件費				
給料	3,838	4,142	165	3,977
諸手当	3,818	4,120	165	3,956
福利費	1,441	1,555	62	1,493
動力費	3,648	4,071	172	3,899
委託料	13,343	14,889	630	14,259
その他	355	396	17	379
小計	26,442	29,173	1,210	27,964
一般管理費				
人件費				
給料	70,004	75,558	30,931	44,626
諸手当	60,381	65,172	10,756	54,416
福利費	20,426	22,046	5,000	17,046
流域下水道管理運営費負担金	1,774,346	1,836,731	339,390	1,497,340
委託料	21,743	24,262	14,247	10,015
その他	173,317	193,397	21,898	171,499
小計	2,120,217	2,217,165	422,223	1,794,942
資本費				
支払利息	380,490	379,873	197,751	182,122
減価償却費	2,668,979	2,722,967	1,499,252	1,223,715
企業債取扱諸費等その他	4,918	4,918		4,918
小計	3,054,388	3,107,758	1,697,003	1,410,755
合 計 (Y)	5,485,869	5,670,512	2,146,850	3,523,662

使用料対象経費 3,523,662

(X)/(Y) \* 100 = 89.12%

<使用料水準についての説明>

使用料対象経費については、「下水道使用料算定の基本的考え方」(公益社団法人 日本下水道協会)を参考に、算出している。

なお、経営戦略4.(3)②「使用料の見直しに関する事項」に記載のとおり、現時点での使用料改定は行わないことを想定しているため、下水道使用料の水準は現行維持となる。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和5年度決算）

神奈川県 小田原市

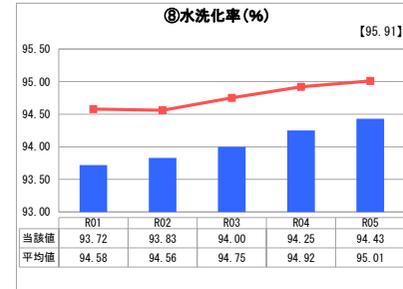
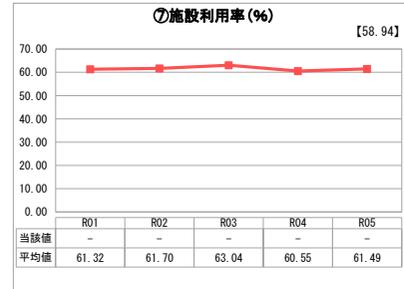
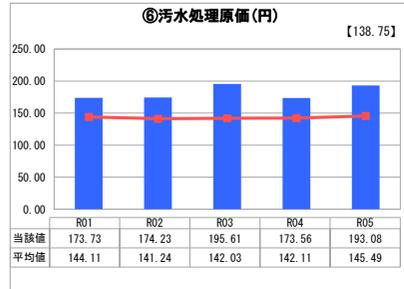
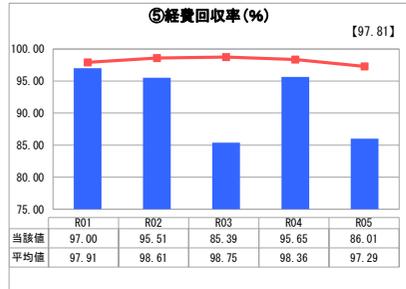
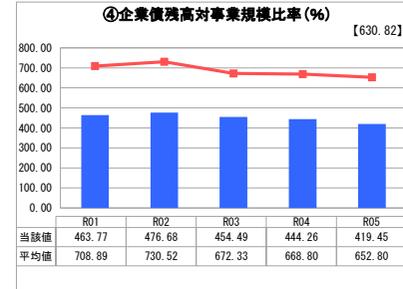
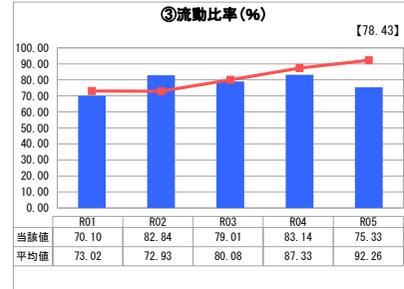
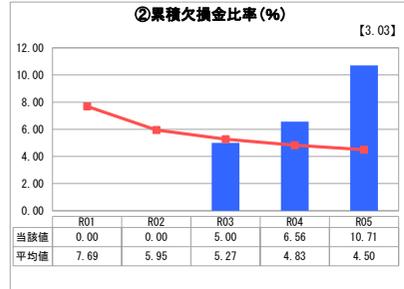
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Ac1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	58.40	83.61	71.48	2,636

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
187,040	113.60	1,646.48
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
156,100	25.67	6,081.03

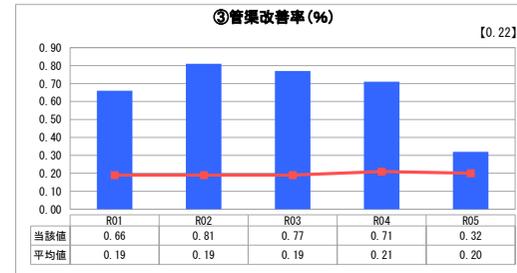
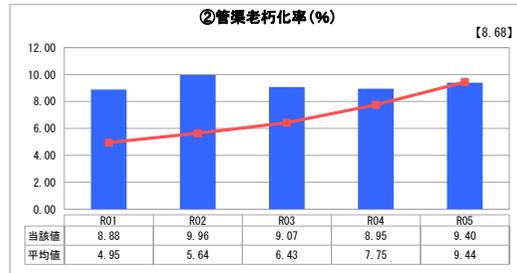
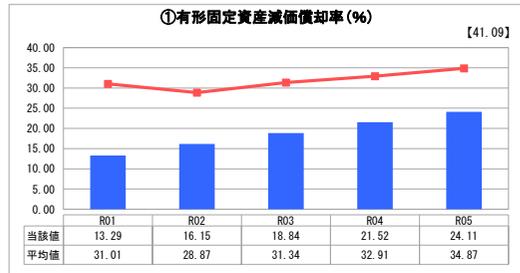
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は、一般会計繰入金の減少に伴い、前年度から減少し、依然として、100%を下回っています。当市では、一般会計からの繰入について、基準額を下回っているため、経営努力を行う一方で、繰入金の確保に努めてまいります。

「②累積欠損金比率」は、3年連続で上昇傾向となっており、一般会計からの繰入・出資を収益的収支ではなく、資本的収支に優先していることが主な原因であり、収益的収支の結果としての累積欠損金は大きくなっている一方、資本的収支不足を抑制し、資本の増強につながっています。今後も民間のノウハウ活用など、経営の効率化に努めてまいります。

「③流動比率」は、企業債前年度より減少しておりますが、これは、令和5年度から資本費平準化債の借入減少（前年比：300,500円減）が主な原因ですが、令和7年度以降、令和10年度まで企業債元金償還額が毎年約1～2億減少となることから、流動比率の悪化を抑制できるものと見込んでいます。

「④企業債残高対事業規模比率」は、順調に償還が進んでいることから、平均値よりも低い状況にあり、今後も減少となる見込です。

「⑤経費回収率」は、前年度から減少していますが、引き続き効率的な事業運営を行っていきます。

「⑥汚水処理原価」は、類似団体平均及び全国平均よりも高い状況にありますが、これは不明水割合が高く年間有収水量が減少していることなどが要因であると考えられます。管路の更生工事等引き続き不明水対策等への取り組みを行っていきます。

2. 老朽化の状況について

「①有形固定資産減価償却率」について、当市は平成28年度が地方公営企業法の適用初年度（一部適用）であり、平成27年度末までの償却累計額相当分を資産価格から差し引いて法適用初年度当初の取得価格としたことにより、前年度末までの減価償却累計額がないため、低いものとなっています。

「②管渠老朽化率」は、前年度から上昇したものの、平均値を若干下回っており、近年は、管路建設投資から更新等の建設改良投資に投資をシフトしていることから適切な管渠の管理が強化されるものと考えています。

「③管渠改善率」は、類似団体平均値及び全国平均を上回っており、引き続き、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を進めます。

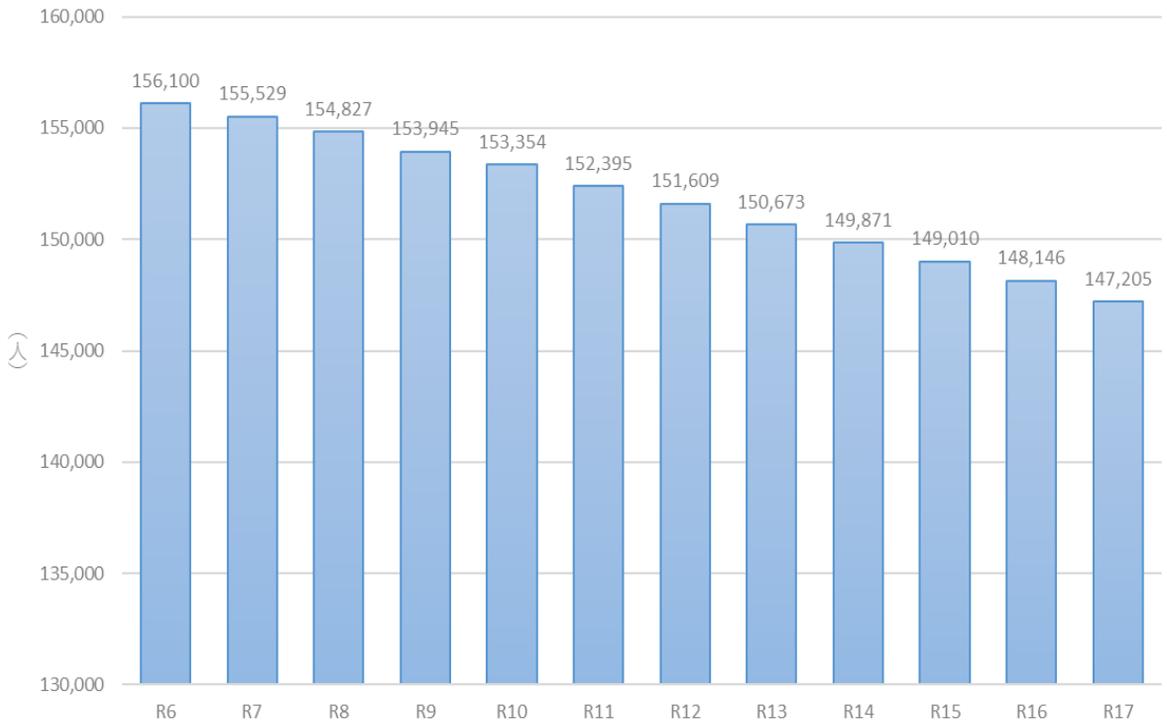
全体総括

老朽管渠の増加や人口減少の進展等下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していることから、令和6年度は、投資財政計画を精査し、料金改定も視野に入れた経営シミュレーションを十分に行いました。結果、企業債元金償還金が令和10年度まで毎年度大きく減少していくことや多量排出事業者の立地による使用料収入が見込めること、投資面では、重要な管渠の耐震化が令和13年度に完了する見込ることなど令和11年度までは内部留保資金が減少し、厳しい経営環境が続くと想定されるものの、投資と経営のバランスを取りながら経営していくことと可能であると見込んでいます。しかしながら、昨今のインフレーションや流域維持管理費負担金の見通し等によっては、下水道施設の適正な維持管理のため、料金改定を要することも想定されることから、効率的な経営に努めつつ、毎年度、経営シミュレーションを行い、経営を注視してまいります。

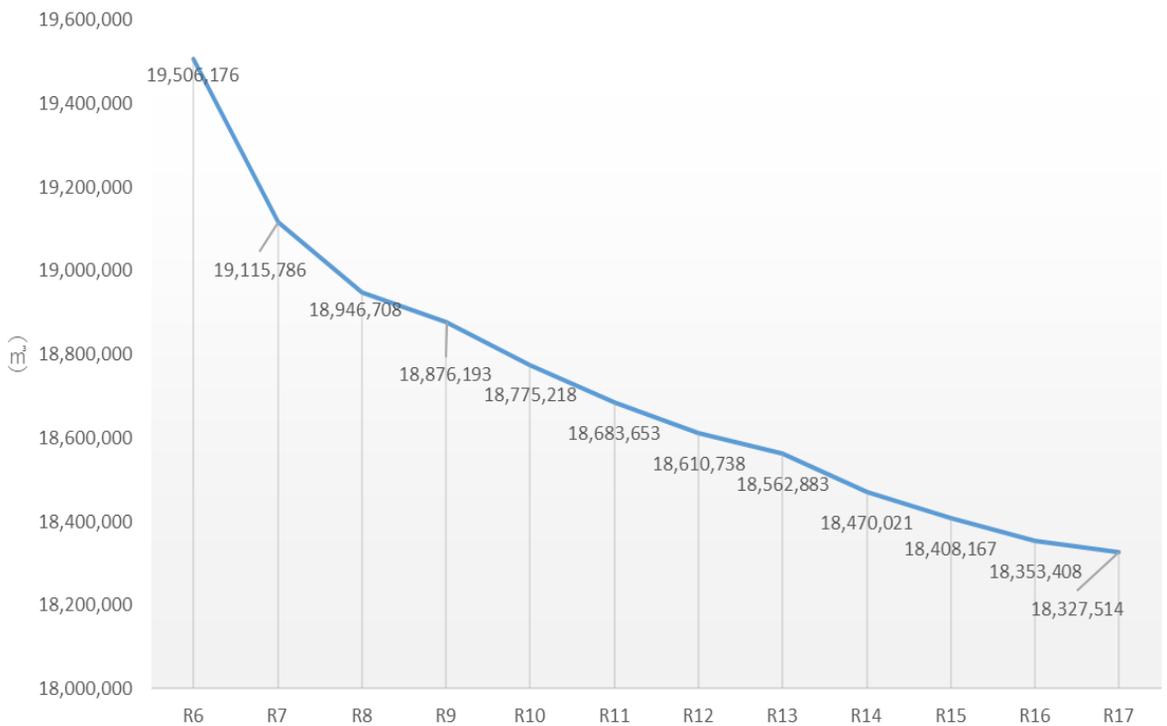
※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

## 各種重要指標の推移

### < 1. 処理区域人口の見通し >

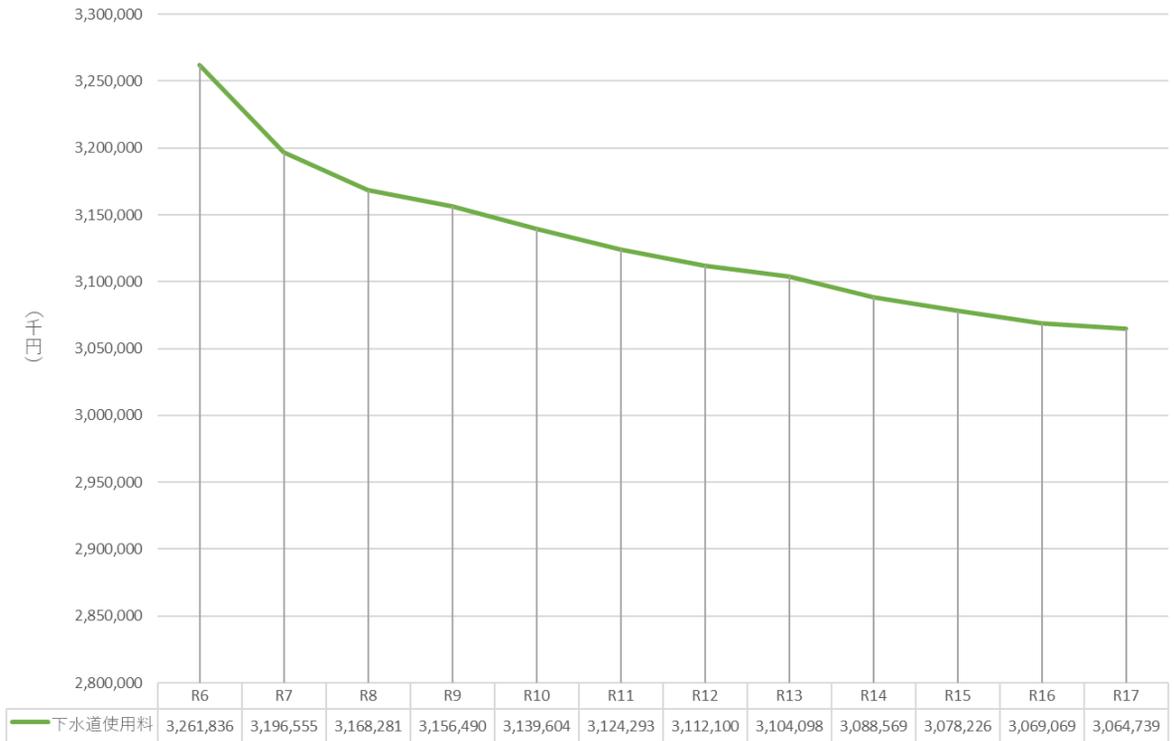


### < 2. 有収水量の見通し >

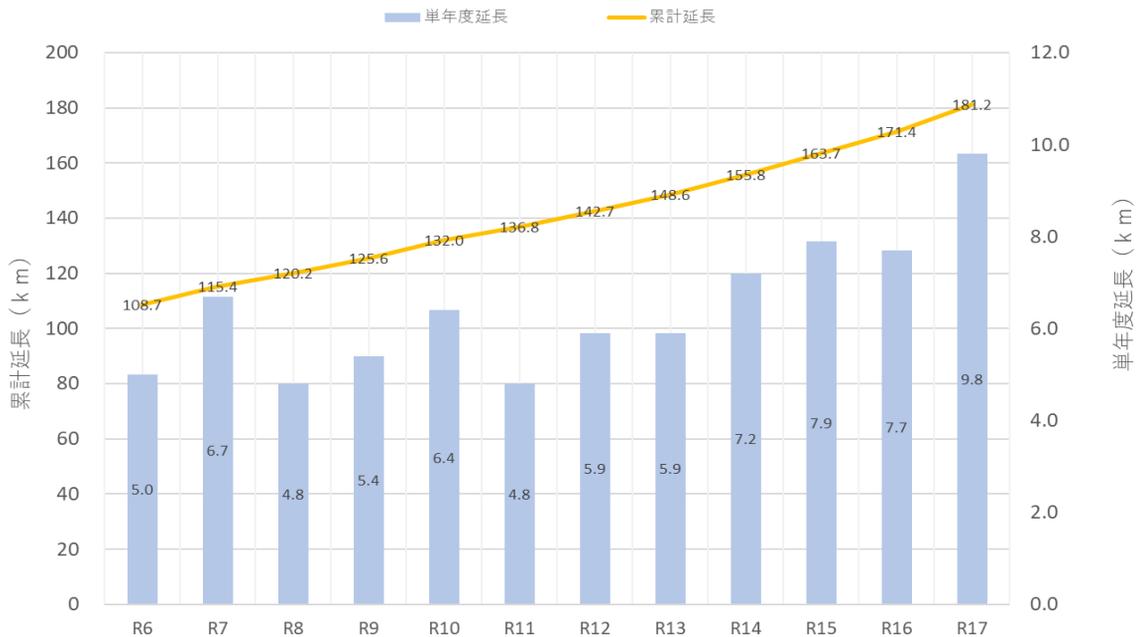


# 各種重要指標の推移

## < 3. 下水道使用料の見通し >

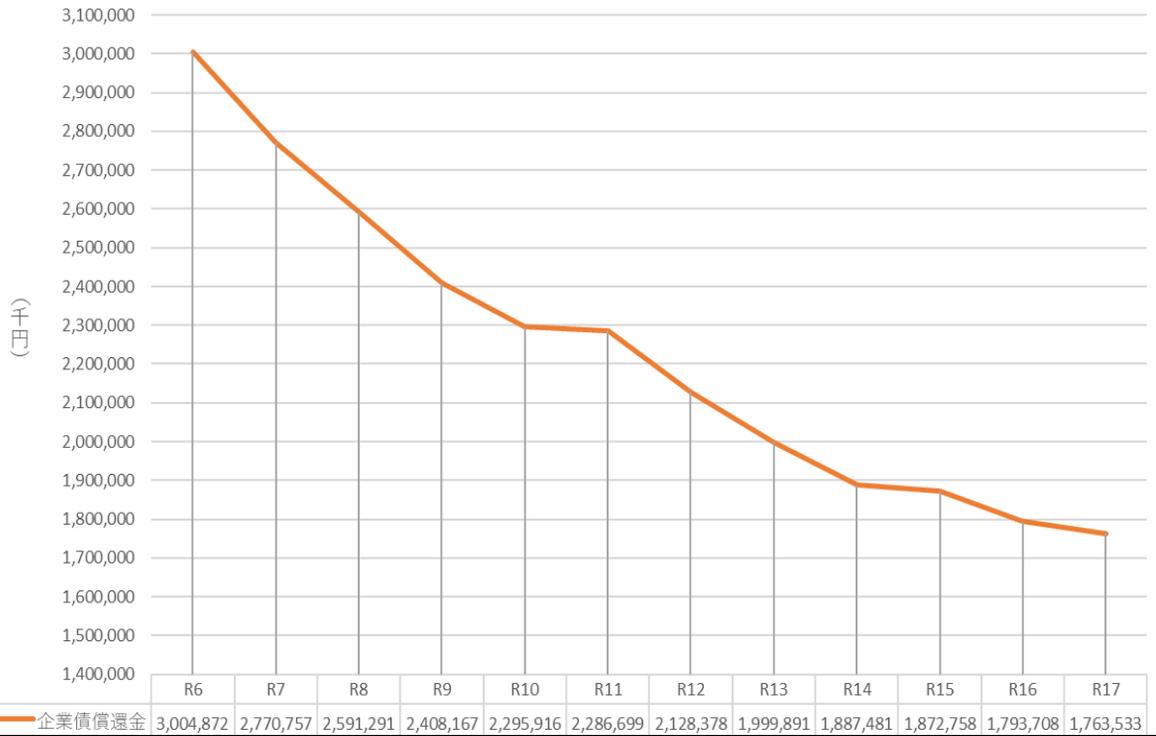


## < 4. 標準耐用年数50年経過管の推移 >

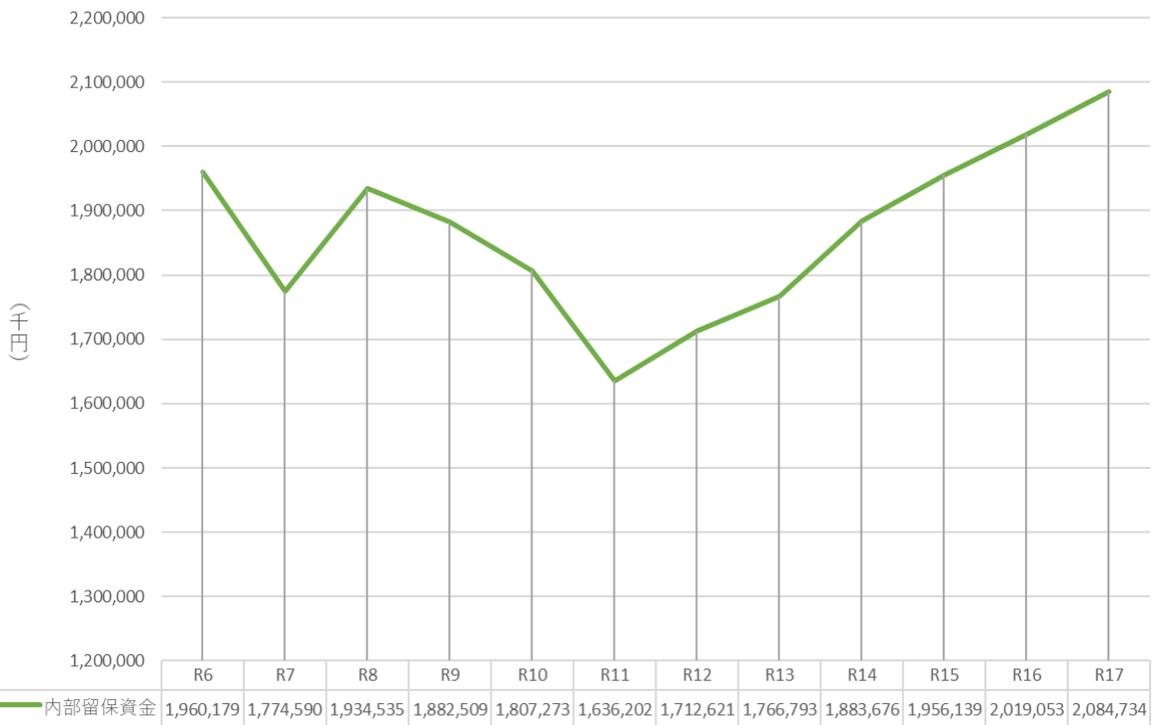


## 各種重要指標の推移

### < 5. 企業債償還金の見通し >



### < 6. 内部留保資金の見通し >



## 小田原市下水道事業経営戦略ロードマップ

### 1 経緯

小田原市下水道事業経営戦略の改定作業を通じて、下水道使用料改定に係る検証を行った結果、令和 11 年度までの資金繰りが厳しくなることが予想されるが、令和 12 年度以降は、企業償還金の減少が影響し、内部留保資金が改善していく見込みであることや使用料単価の水準の高さ等使用料に係る改定判断の関係指標を総合勘案するとともに、住民生活や企業活動への影響も踏まえ、現時点での使用料改定は行わないこととする。

しかしながら、下水道使用料や企業経営の動向は景気や社会情勢によって大きく影響されることから、毎年度、財政推計を精査し使用料改定の検討を行うとともに、老朽管渠への対策を十分に行うなど、事業の安定性を担保していく必要がある。

これらを踏まえ、業績目標や具体的取組などを記載した小田原市下水道事業の経営戦略に係るロードマップを次のとおり定める。

### 2 業績目標

主な業績目標を次のとおり掲げる。

(単位：%)

指 標	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経 費 回 収 率	97.2	97.4	97.7	98.0	98.2	98.5	98.7	99.0	99.2	99.5	99.7	100.0
水 洗 化 率	94.5	94.6	94.6	94.7	94.7	94.8	94.8	94.9	94.9	95.0	95.0	95.1
重要な管渠の耐震化率	57.0	59.1	65.8	72.5	79.2	85.9	92.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- ・その他、使用料単価は、150 円/m<sup>3</sup>以上を維持することを目標とする。

### 3 業績目標達成に向けたロードマップ

(経費回収率の向上に向けた取組)

- ・立地・拡大事業者への適切な下水道接続の説明による下水道使用料の確保
- ・一般会計繰入金の基準額に対する不足額の解消による経費回収率の向上
- ・令和4年度から実施している下水道管路包括的維持管理業務委託の拡大検討
- ・流域下水道維持管理費負担金の負担適正化に向けた関係機関との調整

(水洗化率向上に向けた取組)

- ・水洗化工事費補助金等の活用による水洗化率の向上 (毎年度 0.1%)
- (老朽管渠対策)
- ・令和 13 年度までには、緊急輸送路下などの重要な管渠に対する地震対策を完了  
その後も優先順位の高い箇所について、対策
- ・令和 16 年度以降は、長寿命化への更なる投資を進め、老朽化対策に尽力

## 高田浄水場再整備事業等における水需要の見直しについて

## 1 経緯及び課題について

上下水道局では、「高田浄水場の耐震化の早期実現」及び「配水管の河川横断リスク改善」を図るため、高田浄水場再整備事業と第二水源地改良事業に令和4年度（2022年）から着手している。

その中で、高田浄水場と第二水源地が担う給水区域の近年における給水量実績値と当初計画（令和3年（2021年）6月）に相当量の差異があることが判明したため、両事業の稼働開始予定（令和9年度（2027年））以降の計画一日最大給水量について再推計を行った。

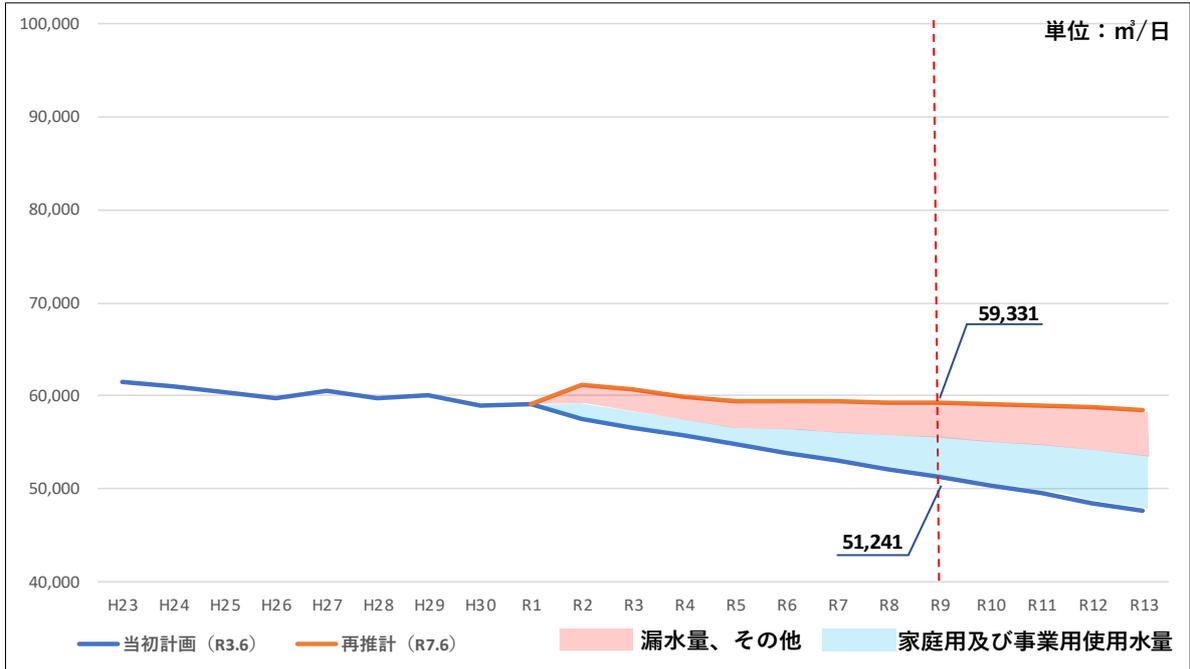
その結果、当初計画に比べ、家庭用及び事業用使用水量が上振れたことや、漏水量その他が増加したことにより、令和9年度時点の計画一日最大給水量は、当初計画の約55,000 m<sup>3</sup>/日に対して再推計値は約65,000 m<sup>3</sup>/日となり、約10,000 m<sup>3</sup>/日の差異が生じた。

【表-1】令和9年度時点の両施設が担う各種給水量

	当初計画 (R3.6)	再推計 (R7.6)	増 減
計画一日平均給水量			
給水人口	162,499 人	168,601 人	+6,102 人
①家庭用使用水量	35,348 m <sup>3</sup> /日	38,610 m <sup>3</sup> /日	+3,262 m <sup>3</sup> /日
②事業用使用水量	8,668 m <sup>3</sup> /日	9,705 m <sup>3</sup> /日	+1,037 m <sup>3</sup> /日
③小計 (①+②)	44,016 m <sup>3</sup> /日	48,315 m <sup>3</sup> /日	+4,299 m <sup>3</sup> /日
④漏水量その他	7,225 m <sup>3</sup> /日	11,016 m <sup>3</sup> /日	+3,791 m <sup>3</sup> /日
有収率	85.9%	81.4%	-4.5 ポイント
<b>⑤合計 (③+④)</b>	<b>51,241 m<sup>3</sup>/日</b>	<b>59,331 m<sup>3</sup>/日</b>	<b>+8,090 m<sup>3</sup>/日</b>
計画一日最大給水量			
⑥負荷率	91.9%	90.3%	-1.6 ポイント
⑦高田浄水場・第二水源地の合計 (⑤÷⑥)	約 55,000 m <sup>3</sup> /日	約 65,000 m <sup>3</sup> /日	+10,000 m <sup>3</sup> /日

※ ⑦は、片浦地区を除く。

【図－ 1】 当初計画（R3.6）と再推計（R7.6）における一日平均給水量



## 2 水需要の見直しに伴う施設変更案について

高田浄水場の施設変更で 6,000 m<sup>3</sup>/日、第二水源地の施設変更で 4,000 m<sup>3</sup>/日、合計 10,000 m<sup>3</sup>/日の施設能力を増強することにより、再推計により生じた差異に対応する。

### (1) 高田浄水場の施設変更案

施設変更の主な内容は、浄水処理に必要なマンガン処理水ポンプ及び配水池への送水量を増やす送水ポンプの増設である。

当初計画の計画一日最大給水量 44,000 m<sup>3</sup>/日を 6,000 m<sup>3</sup>/日増強し 50,000 m<sup>3</sup>/日とするものであり、概算で約 5 億円を想定している。

これにより、高田浄水場の耐震化の早期実現を図り、令和 9 年度の稼働予定時期を遅らせることなく対応することができる。

【表－2】施設比較表

	当初計画	変更案	増 減
マンガン処理水ポンプ	3 台× 2 系列＝ 6 台	4 台× 2 系列＝ 8 台	2 台増
送水ポンプ	3 台（中河原配水池）	4 台（中河原配水池）	1 台増
計画一日最大給水量	約 44,000 m <sup>3</sup> /日	約 50,000 m <sup>3</sup> /日	+6,000 m <sup>3</sup> /日

### (2) 第二水源地の施設変更案

施設変更の主な内容は、深井戸の増設、送水ポンプの増設、受変電設備の更新及び遠方監視制御装置の機能増設をするものである。

当初計画の計画一日最大給水量 11,000 m<sup>3</sup>/日を 4,000 m<sup>3</sup>/日増強し 15,000 m<sup>3</sup>/日とするものであり、概算で約 10 億円を想定している。

これにより、災害対応の観点から高田浄水場に集約された配水量の改善が図られるとともに、第二水源地から久野配水池へ常時送水が可能となり、災害拠点病院である市立病院や災害対策本部となる市役所等の断水リスクを軽減することができる。

【表－3】施設比較表

	当初計画	変更案	増 減
深井戸	3 本	4 本	1 本増
送水ポンプ	3 台	4 台	1 台増
計画一日最大給水量	約 11,000 m <sup>3</sup> /日	約 15,000 m <sup>3</sup> /日	+4,000 m <sup>3</sup> /日

### (3) 施設能力及び予備力

施設変更後の高田浄水場と第二水源地を併せた施設能力は約 70,000 m<sup>3</sup>/日であり、令和 9 年度時点の予備力は約 8 %となる。その後、水需要の減少に伴い予備力は増えていくことが見込まれる。

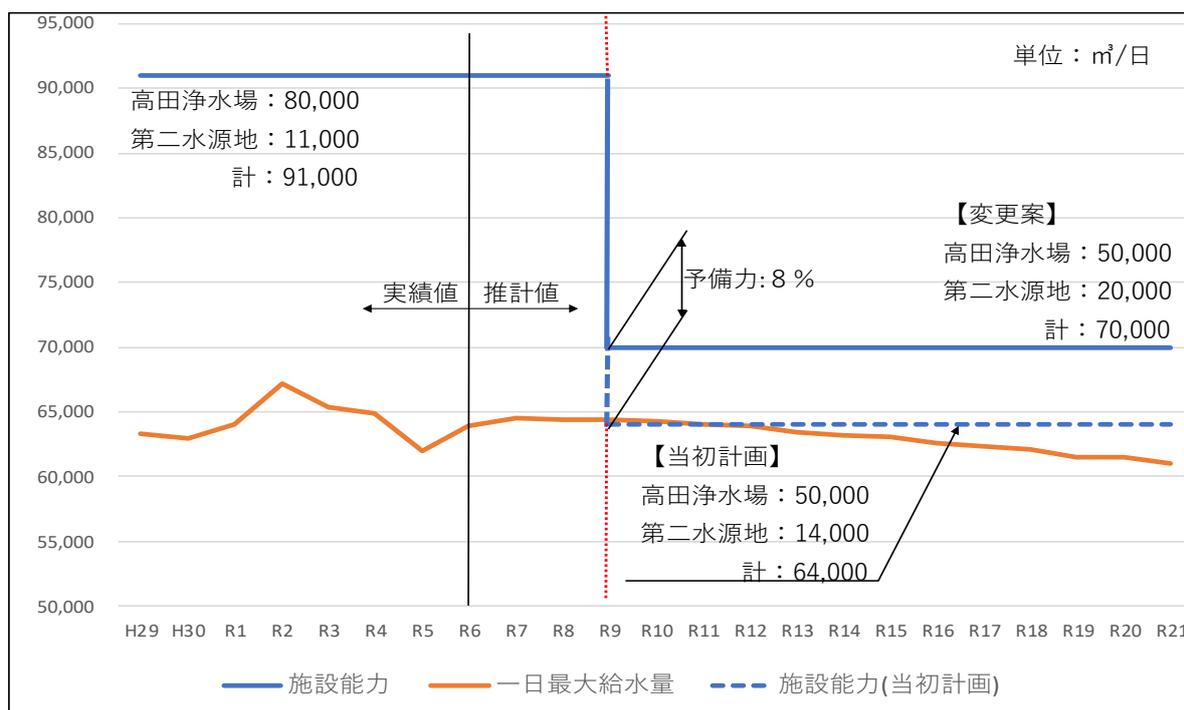
なお、有事の際は、近隣の水道事業体との緊急連絡管による送水応援等により対応していく。

【表-4】施設変更後の高田浄水場及び第二水源地の施設能力と予備力

	計画一日最大給水量	施設能力	予備力
高田浄水場	約 50,000 m <sup>3</sup> /日	50,000 m <sup>3</sup> /日	約 8 %
第二水源地	約 15,000 m <sup>3</sup> /日	20,000 m <sup>3</sup> /日	
計	約 65,000 m <sup>3</sup> /日	70,000 m <sup>3</sup> /日	

※ 予備力 = (施設能力 - 計画一日最大給水量) ÷ 計画一日最大給水量 × 100 %

【図-2】施設能力と一日最大給水量



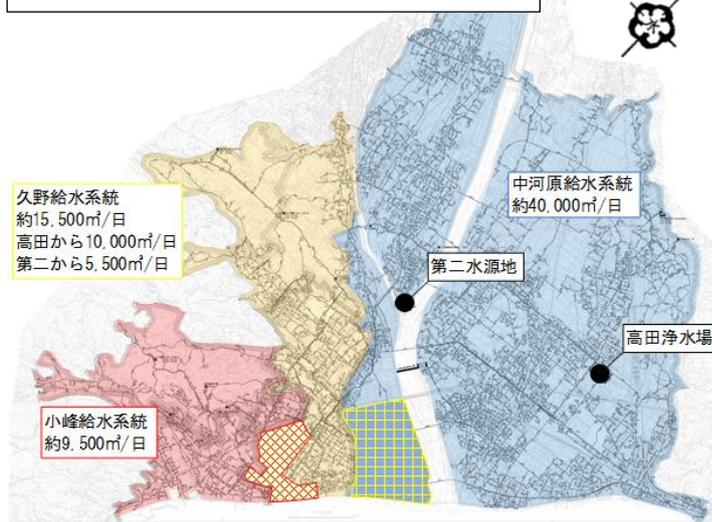
### 3 スケジュールについて

高田浄水場再整備事業のスケジュールに大きな変更はないが、第二水源地の改良事業に時間を要するため、高田浄水場の膜ろ過方式による稼働予定は令和10年2月頃になる見込みである。

【表-5】高田浄水場及び第二水源地のスケジュール

		R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
高田浄水場再整備事業	整備	R6.3 工事着手					既存施設除却	
	設計	設計						
	運転 (浄水方式)	急速ろ過方式						R10.2 膜ろ過開始
第二水源地改良事業	No.3 深井戸	整備期間						
	No.4 深井戸				整備期間			
給水区域変更					中河原⇒久野		久野⇒小峰	

【参考】施設変更後の給水区域図



【計画一日最大給水量】

- 高田浄水場：約 50,000 m<sup>3</sup>/日
- 中河原給水系統：約 40,000 m<sup>3</sup>/日
- 久野給水系統：約 10,000 m<sup>3</sup>/日
- 第二水源地：約 15,000 m<sup>3</sup>/日
- 小峰給水系統：約 9,500 m<sup>3</sup>/日
- 久野給水系統：約 5,500 m<sup>3</sup>/日
- 合計：約 65,000 m<sup>3</sup>/日

## 小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について

### 1 業務目的

本市では、将来的にも安全・安心で持続可能な下水道事業を運営するため、令和4年度(2022年度)から民間事業者の体制やノウハウを活用した下水道管路包括的維持管理業務を導入している。

令和9年度(2027年度)以降(第2期)は、新たに下水道施設(下水道管理センター、早川・南町中継ポンプ場等)を加えた維持管理に関する各種業務を複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上及び業務の効率化と緊急時における連携体制の強化を図ることを目的とする。

### 2 これまでの取組経過

令和9年度以降の小田原市下水道施設包括的維持管理業務における実施方針等を検討するため、令和7年(2025年)9月に第1回事業者説明会を開催し、アンケート調査を実施したところ、各項目とも約7割の事業者が市の考え方に妥当との見解を示している。そこで、第2回事業者説明会では、アンケート調査結果や個別対話のご意見等を踏まえ、実施方針の策定に向けた意見交換会を実施した。

時 期	内 容
令和7年 9月 22日	第1回事業者説明会、意見交換会(38事業者出席)
令和7年 9月 22日から 10月 8日まで	アンケート調査(52事業者:回答率88.5%)
令和7年 10月 9日から 10月 30日まで	個別対話(12事業者 説明会参加事業者を対象)
令和7年 11月 27日・28日	第2回事業者説明会、意見交換会(18事業者出席)

## 【主な意見等】

- ・ 下水道施設(下水道管理センター、早川・南町中継ポンプ場等)の業務は専門性が高いため、適切に実施できる参加資格及び技術者の要件を検討してほしい。
- ・ 下水道施設を稼働するために必要な電力、水道、ガス、燃料などのユーティリティは、コスト削減策などの企画提案につながるため、業務範囲に追加してほしい。
- ・ 下水道管路の清掃業務については、下水道管路管理専門技士の資格要件を必須とした方がよい。

### 3 小田原市下水道施設包括的維持管理業務実施方針(案)の概要

これまでの事業者説明会や個別対話によるご意見等とアンケート調査結果を踏まえ、小田原市下水道施設包括的維持管理業務実施方針(案)を作成している。

#### (1) 業務名

小田原市下水道施設包括的維持管理業務

#### (2) 基本方針

- ① 下水道施設の効率的かつ効果的な維持管理を行い、持続可能で安全・安心な下水道サービスを提供する。
- ② 地域経済の好循環を図るため、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進する。
- ③ 大規模地震等の災害発生時においても公民連携による応急体制を構築して、災害に強いまちの実現を目指す。

### (3) 業務目的

本業務は、本市が所有する下水道施設（管路、下水道管理センター、中継ポンプ場等）の維持管理に関する各種業務等について、複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図るとともに、緊急時における連携体制を強化し、下水道施設の安全・安心な維持管理を確保することを目的とする。

### (4) 対象施設

施設内訳	数量
下水道本管（汚水）	約 600 km
人孔、人孔蓋	約 25,000 基
取付管、公共ます	約 50,000 基
下水道管理センター（西部汚水調整池）	1 箇所
中継ポンプ場（早川・南町）	2 箇所
マンホールポンプ	25 箇所

(5) 業務内容及び発注方式

業務内容	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・統括監理業務（業務全般の統括監理、業務計画書等作成）</li></ul> <p>【下水道管路】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・計画的維持管理業務（点検・調査・清掃・不明水調査・修繕・改築）</li><li>・住民対応等業務（通報受付・事故対応（清掃・修繕））</li><li>・情報管理業務（管きょ・人孔等）</li></ul> <p>【下水道施設】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保全管理業務（定期・日常点検、修繕、広場管理）</li><li>・運転管理業務（施設の運転操作・監視）</li><li>・調達管理業務（電機部品や材料等の調達）</li><li>・情報管理業務（下水道管理センター等）</li></ul>
発注方式	包括的民間委託

(6) 業務事務所

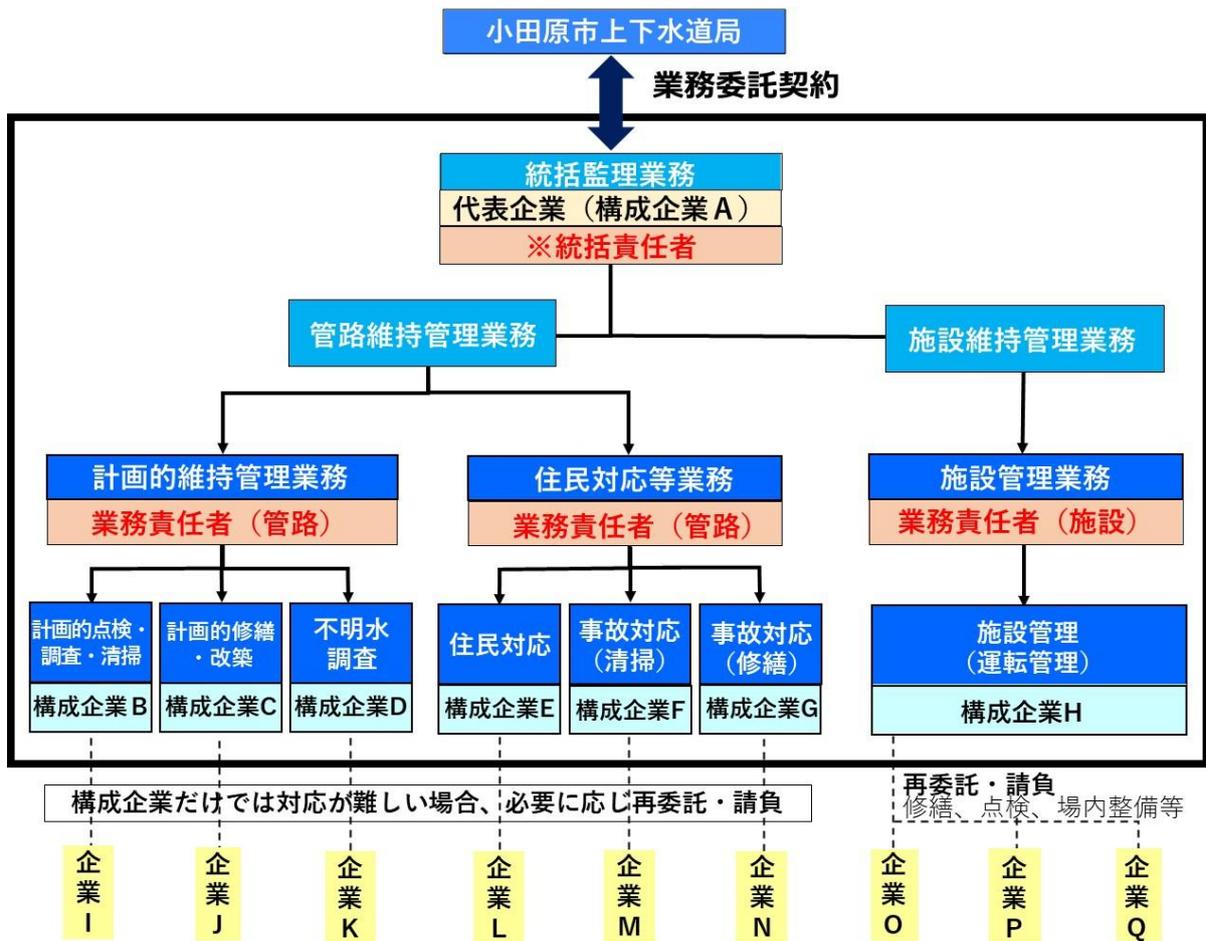
- ・ 本業務において市民等からの通報があった際は、対象場所に概ね1時間以内に到着して対応が可能な場所に設置しなければならない。
- ・ 事業者自ら準備するものとし、その場所等については、事前に本市の承諾を得なければならない。
- ・ なお、下水道管理センター（小田原市寿町5-23-30）内に設置する場合は、履行期間に限り、無償で貸与する。

(7) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年（2031年）3月31日まで（5年間）

(8) 事業スキーム

- ・ 複数の企業で構成する「共同企業体」とし、運営形式及び構成する企業の数はい任意とする。
- ・ 計画的維持管理業務及び住民対応等業務の構成企業は、市内に本店を有する企業でなければならない。



イメージ図 (例)

#### 4 今後のスケジュール（案）

令和8年 4月上旬	第3回事業者説明会、意見交換会、現場見学会の開催
令和8年 5月	上下水道事業運営審議会【報告】 小田原市下水道施設包括的維持管理業務実施方針（策定）
令和8年 7月	第1回事業者選定委員会
令和8年 8月	公募型プロポーザル実施の公告
令和8年 10月	応募資格審査書類の受付
令和8年 11月	上下水道事業運営審議会【報告】
令和8年 12月	第2回事業者選定委員会 （プレゼンテーション審査会及び応募者への質疑） 審査結果の通知・優先交渉権者の決定
令和9年 1月	優先交渉権者との詳細協議 建設経済常任委員会【報告】
令和9年 2月	契約締結

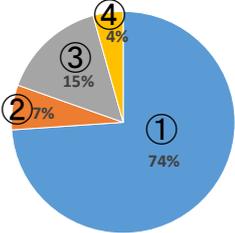
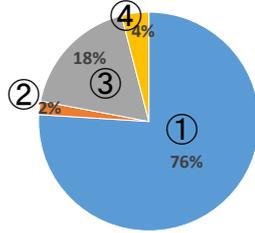
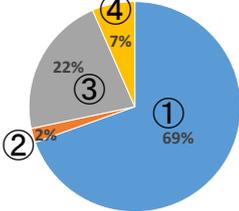
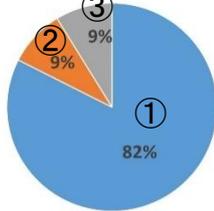
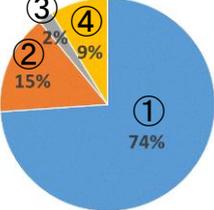
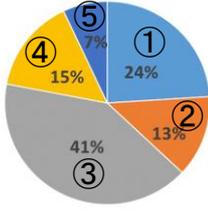
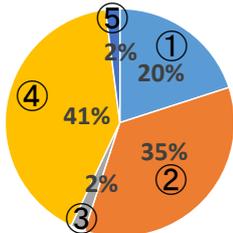
## 下水道施設包括的維持管理業務に向けたアンケート調査結果

下水道施設包括的維持管理業務における実施方針等を検討するため、令和7年9月22日の第1回事業者説明会に参加した事業者等を対象にアンケート調査及び個別対話を実施した。

### (1) アンケート調査の概要

実 施 期 間	令和7年9月22日（月）から10月8日（水）まで	
アンケート 調査票	送付	52事業者
	回答	46事業者（市内31・市外15）回答率：約88.5%
調 査 項 目	1. 包括的範囲について	
	2. 管路の業務内容について	
	3. 施設の業務内容について	
	4. 業務期間について	
	5. 主な参加条件について	
	6. 共同企業体の役割分担と体制について	
	7. 事業への参画意向について	

【アンケート調査の回答一覧】

<p><b>1. 包括的範囲について</b> 管路と施設を一体とした業務範囲について</p> <p>①妥当・・・34 ②不適當・・・3 ③その他・・・7 ④未回答・・・2</p>  <p>【コメント】 妥当が多数であった。</p>	<p><b>2. 管路の業務内容について</b> 新たに追加するスクリーニング調査、不明水調査及び取付管の布設替えについて</p> <p>①妥当・・・35 ②不適當・・・1 ③その他・・・8 ④未回答・・・2</p>  <p>【コメント】 妥当が多数であった</p>
<p><b>3. 施設の業務内容について</b> 新たに追加する施設の業務内容について</p> <p>①妥当・・・32 ②不適當・・・1 ③その他・・・10 ④未回答・・・3</p>  <p>【コメント】 妥当が多数であった。</p>	<p><b>4. 業務期間について</b> 業務期間5年間について</p> <p>①妥当・・・38 ②不適當・・・4 ③その他・・・4</p>  <p>【コメント】 妥当が多数であった。</p>
<p><b>5. 主な参加条件について</b> 本市の包括的民間委託に必要と思われる参加条件について</p> <p>①妥当・・・34 ②おおむね妥当・・・7 ③不適當・・・1 ④未回答・・・4</p>  <p>【コメント】 妥当が多数であった。</p>	<p><b>6. 共同企業体の役割分担と体制について</b> 市が想定する役割分担（A（共同施工方式）、B（分担施工方式））について</p> <p>①Aが妥当・・・11 ②Bが妥当・・・6 ③A・Bとも妥当・・・19 ④その他・・・7 ⑤未回答・・・3</p>  <p>【コメント】 A・Bとも妥当が多数であった。</p>
<p><b>7. 事業への参画意向について</b> 事業への参画の意向について</p> <p>①参画したい・・・9 ②参画を検討したい・・・16 ③参画しない・・・1 ④未定・・・19 ⑤未回答・・・1</p>  <p>【コメント】 「参画したい」、「再委託等で参画したい」が半数を超えた。</p>	<p><b>調査結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各調査項目では、様々な意見を頂いたが、包括的範囲、業務内容、業務期間、参加条件等、市が示した業務対象及び内容（素案）に対して、概ね「妥当」との回答が得られた。</li> <li>今後は、個別対話や第2回事業者説明会（11/27～28）での意見等を踏まえ、実施方針（案）を作成する。</li> </ul>

(2) 個別対話の概要（※参加事業者からの希望制）

実施期間	令和7年10月9日（木）から10月30日（木）まで
個別対話事業者数	12事業者（市内7・市外5）

【個別対話での主な意見】

意見	区分	市の考え方
<b>2. 管路の業務内容について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニング調査について、数量を固定するのではなく、事業提案など自由度があった方がよい。</li> <li>・不明水調査には、様々な手法があり、不明確な部分もあるので自由度を持った要素が欲しい。</li> </ul>	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。
<b>3. 施設の業務内容について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーティリティは、コスト削減策などの提案の幅が広がると考えるので、業務範囲に加えて欲しい。</li> </ul>	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案業務にはコスト削減策を求めてもいいのでは。</li> </ul>	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。
<b>5. 主な参加条件について</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設（下水道管理センター、早川・南町中継ポンプ場等）の業務は専門性が高いため、適切に実施できる参加資格及び技術者の要件を検討してほしい。</li> </ul>	A	統括監理業務は、事業全体の管理・調整を担う統括責任者を配置するとともに、下水道の管路と施設の業務には、それぞれ専門的な知識を有する業務責任者を配置することにより、専門性を生かせる業務体制となるよう検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の参加条件では、共同企業体の組成が難しく、参加できない。</li> </ul>	C	現在の参加条件には、複数の市内企業が登録しているため、参加することができると考えております。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一企業でも参加できるような仕組みにして欲しい。</li> </ul>	B	現在の要件でも一企業でも参加することができます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社として受注実績は求めても良いが、技術者としての受注実績を求められると人員の確保が難しい。</li> </ul>	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管路の清掃業務については、下水道管路管理専門技士の資格要件を必須とした方がよい。</li> </ul>	A	管路における業務責任者の資格要件として、下水道管路管理専門技士を追加するよう検討していきます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加条件を小田原市内ではなく、県西地域などに緩和して欲しい。</li> </ul>	C	本業務は、引き続き、地域経済の好循環に寄与することを基本にします。

・地元を1者でも含める縛りがあると緩和にならない。地元要件は外し、要求水準書には、業務内容に応じて地元企業に頼むなど記載すればよいのでは。	C	ご意見を参考にさせていただきますが、本業務は、引き続き、地域経済の好循環に寄与することを基本にします。
・電気主任技術者を探すのは大変なため早めに周知して欲しい。	D	今後の流れは、事業者説明会や市ホームページにて公表しております。
<b>6. 共同企業体の役割分担と体制について</b>		
・共同施工方式と分担施工方式を選択できるようにしてほしい。 ・共同企業体の役割分担は、自由な形として事業者提案とするのがいいのでは。	A	運営方式は「共同施工方式」または「分担施工方式」の任意となるよう、検討していきます。
<b>その他</b>		
・技術継承として市の技術職OBが事業に関われる体制を望む。	D	今後の参考にさせていただきます。
・当初やるべき数量については、増額の設計変更が可能になるように検討してほしい。	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。
・従前より予算は多く確保して欲しい。特に事故対応業務の予算は多めに確保して欲しい。	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。
・ウォーターPPPを活用してはどうか。	C	令和9年度以降（第2期）の包括的維持管理業務については、ウォーターPPPにも含まれる維持管理、修繕等について実施することを考えております。
・説明会で業務金額を開示するのは参考になる。概算でもいいので規模感がイメージできれば検討しやすい。	C	ご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきます。

- A：意見を踏まえ、素案に反映するもの  
B：意見の趣旨が既に素案に反映されているもの  
C：今後の検討のために参考とするもの  
D：その他（質問など）

#### ※ スクリーニング調査

- ・下水道管渠における詳細調査及び追加調査の対象個所を絞り込むことを目的としており、調査技術は、展開広角カメラ、管口カメラ、画像認識カメラ型各々で特徴や調査方法は異なる。

#### ※ ユーティリティ

- ・施設を稼働・維持するために必要な電力、水道、ガス、燃料などを指す。